
習志野市前期基本計画(案)

令和8(2026)年度～令和15(2033)年度

習志野市

習志野市前期基本計画(案)

目次

I 財政計画	5
II 市政経営の基本方針.....	6
基本方針 多様な主体との連携.....	6
基本方針 徹底的なデジタル化	9
基本方針 経済効果の追求.....	11
III 前期基本計画(施策分野別計画)	15
III-1 施策体系.....	16
III-2 施策の見方	19
III-3 将来都市像を実現するための3つのピース	21
【第1章】いつまでも住み続けたい「まち」	21
第1節 日常の環境や暮らしを守る都市基盤の整備.....	21
基本施策1-1-1 道路.....	21
基本施策1-1-2 ガス・水道・下水道.....	23
基本施策1-1-3 公園・緑地.....	26
基本施策1-1-4 地球温暖化対策・生活環境・自然環境	29
基本施策1-1-5 循環型社会	32
第2節 市民一人ひとりを守る危機管理・安全の確保	34
基本施策1-2-1 防災・危機管理.....	34
基本施策1-2-2 消防・救急.....	36
基本施策1-2-3 防犯・交通安全.....	38
基本施策1-2-4 消費生活	41
第3節 地域の特性を踏まえた機能的な都市の実現	43
基本施策1-3-1 コンパクトなまち	43
基本施策1-3-2 市街地整備	45
【第2章】育み学び健康で笑顔輝く「ひと」	48
第1節 みんなで支える医療と福祉、保健の充実	48
基本施策2-1-1 健康・医療.....	48
基本施策2-1-2 高齢者福祉	51
基本施策2-1-3 障がい福祉	53
基本施策2-1-4 地域福祉	55
第2節 次代の担い手を育てる教育・人材育成の強化	57
基本施策2-2-1 こども・若者育成支援	57
基本施策2-2-2 学校教育	60
第3節 若い世代・子育て世代の希望がかなう支援の拡大.....	63
基本施策2-3-1 子育て支援	63
【第3章】すべてが協和し充実する「活動」	66

第1節 多様性を互いに尊重し合う社会の継続	66
基本施策3-1-1 地域コミュニティ.....	66
基本施策3-1-2 人権、男女共同参画、平和	68
基本施策3-1-3 多文化共生	70
第2節 誰もが生涯にわたって活躍できる社会の構築.....	72
基本施策3-2-1 生涯学習	72
基本施策3-2-2 文化芸術・歴史.....	75
基本施策3-2-3 スポーツ	77
基本施策3-2-4 多様な生きがいづくり	79
第3節 新たな魅力による産業の活性化と雇用の創出.....	81
基本施策3-3-1 産業基盤.....	81
基本施策3-3-2 商工業.....	83
基本施策3-3-3 都市農業.....	86
基本施策3-3-4 シティプロモーション	88
基本施策3-3-5 就労・雇用.....	90
IV 人口ビジョン.....	92
1 人口ビジョンの対象期間.....	92
2 基本的な視点と取組の方向性.....	92
3 人口の将来展望(目標人口)	92
V 地方版総合戦略	94
1 まち・ひと・しごと創生総合戦略(第3期)の位置づけ.....	94
(1) 位置づけ、総合戦略(第2期)の検証と方向性	94
(2) 計画期間.....	96
2 基本目標と施策	97
(1) まち・ひと・しごと創生総合戦略(第3期)の基本目標	97
(2) 基本目標と施策.....	98
基本目標 1 いつまでも住み続けたい 地域の特性を踏まえた機能的なまち.....	98
基本目標 2 育み学び健康で笑顔輝く 若い世代・子育て世代の希望がかなうまち	99
基本目標 3 すべてが協和し充実する 誰もが生涯にわたって活躍できるまち.....	100
基本目標 4 魅力の向上による産業の活性化と雇用の創出 賑わいがうまれるまち	101

I 財政計画

「I 財政計画」では、前期基本計画の終期である令和15年度までの財政運営の見通しを示しました。

前期基本計画に掲げる各施策の推進にあたっては、今後の社会動向や人口推移を踏まえながら、的確な財政見通しのもと、計画的に進めていく必要があります。

前期基本計画の策定にあたり、本計画の終期である令和15(2033)年度までの財政運営の見通しを示す財政計画を作成しました。

本財政計画は、令和8年度当初予算編成時点における国・県の制度を前提に、過去の歳入・歳出の伸び率などを参考として推計した財政予測に基づくものです。

なお、「習志野市前期市政経営プラン」での取組による財政効果を含んだ上で、「習志野市前期第1次実施計画」や「習志野市公共施設等総合管理計画」などに基づく事業費を見込むとともに、新たな建設事業に伴う地方債の償還費(公債費)についても算入しています。

具体的には、歳入において、市税では、現行制度を前提としつつ、人口推計における生産年齢人口の推移などを踏まえて見込み、普通交付税については、市税収入などと連動して交付水準を見込んだほか、国・県支出金や市債など、歳出の推計に連動するものは、その財源として見込んでいます。歳出において、人件費は、現行の給与制度を前提とし、職員数を「第2次習志野市定員管理計画」に基づき推計しています。扶助費は、過去からの伸び率を基に年少人口、高齢者人口の推計に連動して見込み、普通建設事業費は、公共施設等総合管理計画における事業費等に基づき推計しています。その他の経費については、現行の制度を前提とし、人口推計や過去の伸び率などを基に見込んでいます。

本計画期間においては、公共施設の老朽化対策などに伴う普通建設事業費や公債費が多額となることから、公共施設等再生整備基金をはじめ、公債費に充てる市債管理基金など、各基金からの繰入金を活用した財政運営が見込まれます。

今後は、DXの導入による業務効率化や市民サービスの向上、経済効果を意識した行財政改革を通じて、時代に適合した市民サービスを提供するとともに、持続可能で安定的な行財政運営のため、さらに踏み込んだ歳入増加と歳出抑制策を検討し、取り組んでいくことが必要不可欠です。

区分(単位:百万円)		令和8 (2026) 年度	令和9 (2027) 年度	令和10 (2028) 年度	令和11 (2029) 年度	令和12~ 令和15(2030 ~2033)年度	令和8~ 令和15(2026~ 2033)年度	
歳入	自主財源	市税	32,707	32,854	33,233	33,569	137,645	270,008
		使用料及び手数料	1,282	1,285	1,367	1,372	5,751	11,057
		繰入金	5,063	4,060	2,712	1,593	1,681	15,109
		その他	3,859	3,727	3,821	3,889	16,224	31,520
		計	42,911	41,926	41,133	40,423	161,301	327,694
	依存財源	国・県支出金	20,636	20,566	20,742	19,422	78,762	160,128
		地方交付税	2,801	2,978	3,045	3,071	12,553	24,448
		市債	7,465	9,240	8,912	4,100	15,290	45,007
		その他	6,637	6,790	6,923	6,987	27,948	55,285
		計	37,539	39,574	39,622	33,580	134,553	284,868
合計		80,450	81,500	80,755	74,003	295,854	612,562	
歳出	人件費	16,776	16,530	16,667	16,102	64,729	130,804	
	扶助費	20,130	20,158	20,235	20,379	82,564	163,466	
	公債費	5,929	6,310	6,224	6,237	24,513	49,213	
	物件費	13,606	13,508	13,533	13,645	55,671	109,963	
	繰出金	5,419	5,445	5,435	5,412	21,558	43,269	
	普通建設事業費	12,632	14,045	13,247	6,868	25,050	71,842	
	その他	5,958	5,504	5,414	5,360	21,769	44,005	
合計		80,450	81,500	80,755	74,003	295,854	612,562	

※新清掃工場の建設に関する事業費につきましては、令和8年度に事業内容の再検討を行うこととしたことから、本計画には含まれていません。

Ⅱ 市政経営の基本方針

～あらゆる循環を想定した持続可能な行財政運営～

「Ⅱ 市政経営の基本方針」は、基本構想の将来都市像の実現に向けて、すべての施策や事業を進めるうえで共通して踏まえるべき内容です。3つの基本方針それぞれの現状・課題を踏まえ、計画期間中に行う施策横断的取組を示しました。

基本方針 多様な主体との連携

<計画策定時の現状>

現在、本市では市民との市政情報の共有や市政の透明性を確保するため、広報習志野などの活字メディア、市ホームページや SNS などのインターネット、テレビ広報「なるほど習志野」や YouTube などの映像メディア、定例記者会見などによる定期的な情報発信を行っています。

令和6(2024)年度に実施した「市民意識調査」によると、市情報の入手手段の利用状況について、全13項目中、利用者の割合が最も高かったのは「広報習志野」の58.9%、以下、「市公式ホームページ」の43.4%、「地域の回覧板」の37.8%、「市公式LINE」の33.5%の順であり、これら以外の項目の利用者割合は30%未満となっています。

同調査におけるインターネットの利用頻度については、「ほぼ毎日」は10～50歳代では90.0～100.0%に上っていますが、60歳代(87.9%)からは90%を下回り、70歳代後半では40.1%に低下しています。また、80歳代では「利用できない」が45.1%と半数近くを占めています。

市民の声を広く吸い上げ、市政運営に活かすために、「市長へのメール・手紙」や「キャッチボールメール」、市長自らが地域に足を運び市民の皆さんと顔を合わせながら対話をする「タウンミーティング」などによる広聴活動に取り組んでいます。

また、本市では、市民・市民活動団体(NPO、ボランティア活動団体、町会・自治会など)、企業・学校等と行政が、互いの特性を理解し、対等な立場で共通の目標を達成するために協力・協調すること、いわゆる「市民協働」によるまちづくりを推進してきました。

近年、市民協働を支える主体の1つである市民活動団体のうち、市民協働インフォメーションルーム¹登録団体は、令和元(2019)年3月末の79団体から令和7(2025)年3月末の44団体に減少しています。また、市民協働インフォメーションルームの利用者数も令和元(2019)年度の1万389人から令和6(2024)年度の3,047人に減少しています。

¹ 市民活動団体の情報収集と発信の場・交流の場・作業の場・出会いの場・協働推進の場。

<主要課題>

- 市民と行政の情報の共有化を推進し、市民協働によるまちづくりに結びつくよう、必要とする情報を確実に届け、また、市民がその情報に確実にたどり着けるよう、年齢層の違いによる特徴を踏まえながら、多様な媒体を活用した情報提供の充実を図る必要があります。
- より多くの市民が気軽に市政に対する意見や提案などを寄せることができるよう、広聴活動の機会の充実に努める必要があります。
- 今後さらに多様化・個別化していくと見込まれる地域課題の解決に向けて、分野を横断した形態で、市政への市民参画や多様な主体との協力・協調に根ざした市民協働によるまちづくりを推進する必要があります。
- 市民活動団体では、高齢化や担い手不足により活動の停滞が課題となる一方、若年層を中心に SNS 等を活用した新たな活動が自立的に展開しており、これら双方の状況を的確に把握し、市民活動全体の活性化を図ることが求められています。

<基本方針推進のための取組の方向性>

互いを知り尊重し合う「協働」の推進

市民と行政の双方向によるコミュニケーションが活発なまちにするとともに、より良い地域社会を形成するために、広範な分野において多様な主体が相互に補完・協力し合うまちづくりを推進します。

基本方針を推進するための施策横断的取組は、以下のとおりとします。

1. 広報・広聴機能の充実

- ▶ 広報紙や回覧板などの紙媒体のほか、市ホームページや SNS などのインターネット、テレビ広報「なるほど習志野」など、様々な情報媒体を積極的に活用することで情報格差を縮小し、誰もが市政情報を「知りたいとき」に、「容易」に入手できるようにします。
- ▶ 市政に興味がない、忙しいなどの理由で市政情報が行き届かない層に対し、様々な担い手や媒体を活用しながら、視覚的に分かりやすく情報を伝えるための広報活動を強化し、市政に対する興味・関心を喚起します。
- ▶ 今後も引き続き、市長へのメール・手紙、キャッチボールメール、タウンミーティングなど、様々な機会を捉えた市民の意見・提案などの把握に努めます。
- ▶ 計画や条例等の策定過程において、パブリックコメントや市民説明会、アンケート調査による意見収集に加え、インターネットを活用して意見・提案などを募り、より多くの市民意見を反映できるように努めます。
- ▶ 市民及び市民活動団体による活動の多様化に対応するため、積極的に活動主体や活動内容の情報把握に努め、庁内への共有を図ります。

2. 「市民協働」を推進する仕組みの強化

- 「習志野市市民協働基本方針」に基づく具体的な施策や取組の検討・評価を行う、市民協働推進委員会から寄せられた意見を、今後の市民協働施策に活かしていきます。
- 市民活動の拠点である「市民協働インフォメーションルーム」の効果的な周知に努め、市民などからの市民活動及び市民協働に関する相談に対応するとともに、「市と様々な主体」「様々な主体間」などのコーディネーター及びファシリテーターとしての役割を果たします。
- 市民活動団体が主体的に行う公益的な事業に対する、活動資金の補助・助成制度について、当該団体のニーズの把握に努めながら、より活用しやすい制度となるよう、適宜見直しを行います。
- 庁内が一体となり、より組織的に市民協働を推進するため、地域担当制やまちづくり会議に加え、市が積極的に新たな情報把握に努め、市民協働に対する理解促進と取組の推進を図ります。
- 多様な市民活動の実態を把握し、既存団体と新たな活動者の双方を支援する体制を整え、世代や活動分野を超えた連携の促進に取り組むことで地域の自発的な協働を推進します。
- 市民活動の効率的な運営と担い手育成のため、市民活動への関心を高める事業や、既に市民活動に参加している人を対象に能力向上を図るための研修などを開催します。
- 市民活動団体間の交流を深め、お互いの特性を活かした活動に発展するよう、市民協働インフォメーションルーム登録団体同士が意見交換などを行う機会を確保します。

◆関連する主な個別計画（計画名及び計画期間等）

- ・習志野市市民協働基本方針／令和2（2020）年4月改訂

基本方針 徹底的なデジタル化

<計画策定時の現状>

新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の流行下では、感染リスクを回避するため、各種申請・届出のオンライン化や非対面での行政サービスの提供、内部事務のペーパーレス化などの必要性が飛躍的に高まったものの、国・地方を問わず、依然として書面主義、対面主義からの転換が進まないなど、行政全般でデジタル化が遅れている実態が顕わとなりました。

このような状況下、国は、令和2（2020）年12月に「デジタル社会の実現に向けた改革の基本方針」を策定し、目指すべきデジタル社会のビジョンとして、「デジタルの活用により、一人ひとりのニーズに合ったサービスを選ぶことができ、多様な幸せが実現できる社会～誰一人取り残さない、人に優しいデジタル化～」が示されました。

同ビジョンの実現のためには、住民に身近な行政を担う市区町村の役割が極めて重要とされており、各自治体では先ずは自らが担う行政サービスについて、デジタル技術の活用により業務を効率化して、人的資源を最適に配分するとともに、デジタル技術やデータの活用を通じて、住民の利便性を高めることが求められています。

本市が令和4（2022）年度に行政の手続きやサービスのデジタル化に関する市民意向の把握を目的に実施した「デジタル化に関する市民アンケート結果」によれば、「行政手続きや行政サービスのデジタル化が進むことを期待している」との回答が約8割（83.5%）を占めています。

<主要課題>

- マイナンバーカードの利用を含む各種申請・届出のオンライン化はもとより、オンライン相談、オンライン講座、見守りサービスなど、最新のデジタル技術の実用化の動向や費用対効果を見極めながら、適時適切にデジタル技術を導入、活用することで、市民の暮らしに必要な行政サービスを持続的かつ安定的に提供する必要があります。
- 併せて、財源・職員など限りある行政資源のもと、行政全般にわたってAI（人工知能）などを積極的に導入、活用することで、事務の簡素化・効率化を大幅に進め、市職員が本来担うべき難易度の高い専門的な業務に集中できる職場環境を整備する必要があります。

<基本方針推進のための取組の方向性>

行政サービスの革新と利便性向上のための取組の推進

デジタル技術の可能性を最大限に引き出し、市民がより便利に行政サービスを利用できるよう、将来に向けて新しい行政サービス（付加価値）を生み出すとともに、デジタルの力で、より利便性の高い身近な行政を目指し、市民一人ひとりがその便利さを実感できるまちづくりを進めます。

基本方針を推進するための施策横断的取組は、以下のとおりとします。

1. 最新のデジタル技術の積極的な導入、活用

- ▶市民の利便性の向上と業務の効率化及び高度化を同時に推進するため、行政全般にわたって前例にとらわれることなく、デジタル技術の積極的な導入、活用を推進します。推進にあたっては、マイナンバーカードの利活用についても検討を行い、その特性に応じて活用を図ります。
- ▶各公共施設や窓口におけるキャッシュレス決済、電子申請手続きに対応したオンライン決済を推進します。

2. 誰一人取り残さないデジタル化の推進

- ▶デジタル技術の実践的な導入、活用について、庁内で周知を図り、市役所全体で積極的にDX（デジタル・トランスフォーメーション）を推進するためのけん引役を担う人材の育成を図ります。
- ▶パソコンやスマートフォンなどの情報通信機器の取扱いに不慣れな高齢者などに対し、デジタルデバイス²対策を講じることにより、市民が等しくデジタル技術の恩恵を受けられるようにします。

◆関連する主な個別計画（計画名及び計画期間等）

- ・習志野市前期市政経営プラン／令和8（2026）年度～令和15（2033）年度
- ・習志野dXスタイル／令和5（2023）年度策定

² 情報通信技術（特にインターネット）の恩恵を受けることのできる人と、できない人との間に生じる情報格差のこと。

基本方針 経済効果の追求

<計画策定時の現状>

本市では、これまで自立的都市経営の推進を目的に、行財政改革の目標や基本的方向などを定めた「経営改革大綱」を策定し、経営改革の取組を推進してきました。公共施設の再生や財政健全化を掲げ、人口増加を前提とした旧来の思考から脱却し効率的かつ効果的な投資を行う一方で、新しいまちづくりなどを推進し、中長期的な視点からバランスのとれた行財政運営に取り組んでいます。

行財政改革の現状について、「経営改革大綱」における年度別の進行管理を行う実行計画「改革工程表」では、近年、行財政改革に係る取組は増えているものの、達成率は60%前後の横ばいが続いています。

また近年の財政状況をみると、本市の財政運営の健全性を測るための主要な財政指標のうち、財政力の豊かさを判断する指標であり、標準的な行政活動を行うために必要な財源をどのくらい自力で調達できるのかを示す「財政力指数」は、平成7(1995)年度の1.02をピークに“1”³を下回る状況が続いており、令和5(2023)年度では0.89となっています。また、財政構造の弾力性を判断する指標であり、経常的に収入される財源と毎年度必ず支出しなければならない経常経費を比べたもので、この比率が低いほど弾力性が大きいことを示す「経常収支比率」は上昇傾向であり、令和5(2023)年度では96.9%となっています。

今後、本市では総人口が大きく減少するリスクは少ないものの、少子超高齢化の進展によって、生産年齢人口(15~64歳)が減少し、税が減収となる一方、65歳以上の高齢者が増加し、介護サービスや医療に多額の財源が必要になることが予測されます。

また、公共施設等の老朽化問題に対応するため、これまで各種計画を策定し、計画的な公共施設再生の取組を進めてきましたが、労務単価の上昇や建築資材の高騰等による事業費の増加への対応が求められています。建築後30年以上経過した公共建築物の延べ面積の割合は、これまでの取組により、減少しているものの、令和7(2025)年3月末現在で約7割(68%)となっています。

さらに近年、価値観の多様化が進む中で、様々なライフスタイルを持つすべての職員が、仕事と生活の調和を図ることができる環境を整備していくことが必要不可欠です。特に長時間労働の是正や育児への取組等については、令和7年度より、「習志野市職員のワーク・ライフ・バランス推進プラン」に基づき、各施策に取り組んでいます。

³ 財政力指数が1を超える場合、当該自治体は税込等が豊かと判断され、地方交付税(普通交付税)の不交付団体となるが、その超えた分だけ標準的な水準を超えた行政を行うことが可能とされている。

<主要課題>

- 将来の予測が困難な時代にあっても、市民から信頼される市であり続けるため、これまでの慣習や前例にとらわれず、各部署の創意工夫を凝らした実効性の高い施策、事業の推進に努める必要があります。
- 将来にわたって持続可能な財政運営を行うためには、行財政改革の強化、徹底により、より強靱な行財政基盤を構築する必要があります。
- 公共建築物をはじめ、道路、上下水道などのインフラ施設を含めた公共施設等の更新には多額の費用を要することから、限られた財源の中で適正な公共サービスを提供できるように、公共施設再生の取組を進める必要があります。
- 自立的な都市経営の推進を支えるすべての職員がその健康を維持し、意欲と能力を最大限に発揮しながら、効率的に働ける職場環境づくりに努め、組織力の向上を図る必要があります。

<基本方針推進のための取組の方向性>

新たな発想やアイデアを積極的に取り入れた施策、事業の推進

市役所で働くすべての職員が目的・目標をしっかりと共有し、時機を捉えた市の施策や事業の推進が市民活動や事業活動の新たな展開につながり、それらの活動の成果が市の持続可能な発展に資することを意識しながら、中長期的な視点をもって施策展開を行います。

基本方針を推進するための施策横断的取組は、以下のとおりとします。

1. 経済効果を意識した事業の推進

- ▶ 人や資源がつながり交流することが地域に活力を与えることを意識した施策立案に取り組みます。
- ▶ 市民の活動を把握したうえで地域における活発な活動を促すことにより、多様な交流が広がることを意識した施策立案に取り組みます。
- ▶ 様々な交流により地元産業が活性化するという、経済波及効果や循環を意識した施策立案に取り組みます。
- ▶ 例外を設けず、すべての職員から事業改善や新規事業に係る提案を広く募り、前例にとらわれない新しい視点による提案を積極的に採用します。
- ▶ 本市を取り巻く社会環境の急速な変化に的確に対応し、多様化・個別化する行政課題に柔軟に対応するため、関係部署の積極的な連携や横断的な取組を推進します。
- ▶ 大規模災害対応やデジタル技術の共同利用など、本市が単独で解決することが困難な行政課題や市民の生活圏域の広域化などに対応するため、各種協議会に参加し、国、千葉県、近隣自治体との連携や協力によるまちづくりを推進します。
- ▶ 行政の枠組み内での検討にとどまることなく、民間団体等の外部からも知見を得ながら、実効性の高い施策を推進します。

2. 行財政改革の推進、徹底

- ▶すべての職員が今後より一層厳しさを増していく財政状況を正しく認識し、全庁一丸となって前期市政経営プランに基づく行財政改革を計画的かつ着実に推進します。
- ▶行政評価によって、実施計画に位置づけた基本施策の目標値と現状値の乖離状況及び要因を分析することにより、事務事業の継続的な改善・改革を推進するとともに、予算との連動を図ります。
- ▶市税や公共料金の収納率の向上に努めるとともに、ふるさと納税に係る取組の強化、公金の効果的な運用及び市有財産の有効活用などにより、安定した自主財源の確保を図ります。
- ▶社会環境の変化を捉えながら、市民ニーズに柔軟かつ機動的に対応できるよう、職員の資質向上及び施策立案能力の開発を図ります。
- ▶業務委託や DX の推進による業務の効率化を図り、今後の人口減少社会、少子超高齢社会を迎える中で、業務の遂行のために必要な人員の確保及び定員の適正化を図ります。

3. 公共施設等の再生、再配置

- ▶今後の人口動向や施設の利用状況などを踏まえ、多機能化や複合化を推進するとともに、施設の統合を含めた保有総量の圧縮を推進します。
- ▶更新に係る費用の低減や平準化を図るため、計画的な予防保全に努め、施設の長寿命化を推進します。
- ▶公共施設等再生の実行性の確保に向け、将来を担う子どもや若者⁴も含めた市民の共感を得るため、情報共有等の強化を図り、「共有」・「共感」の環境づくりに取り組みます。

4. 職員の労働環境の整備や働き方改革

- ▶職員の意識改革、業務の見直し、休暇取得の促進など様々な取組を行うことにより、長時間労働の是正を図ります。
- ▶国や千葉県、近隣自治体の動向を注視しながら、職員の多様な働き方を可能にする各種制度の調査・研究に取り組みます。
- ▶来庁者などからの著しい迷惑行為、いわゆる「カスタマーハラスメント」から職員を守るための取組を進めるとともに、各種ハラスメントに係る職員からの苦情相談に対応するため、庁外の第三者による相談窓口の設置について調査・検討を行います。

◆関連する主な個別計画（計画名及び計画期間等）

- ・習志野市前期市政経営プラン／令和8（2026）年度～令和 15（2033）年度
- ・第2次習志野市定員管理計画／令和8（2026）年度～令和 15（2033）年度
- ・習志野市公共施設等総合管理計画／令和7（2025）年度改訂
- ・第3次公共建築物再生計画／令和8（2026）年度～令和 23（2041）年度

⁴ 子ども基本法において「子ども」は、「心身の発達の過程にある者」と定義され、おとなとして円滑な社会生活を送ることができるようになるまでの成長の過程にある者を総称しています。本計画では、乳幼児から18歳（高校生相当）までを「子ども」、それ以上の年齢のうち、おとなとして円滑な社会生活を送ることができるようになるまでの成長の過程にある概ね29歳までを「若者」と呼称します。なお、「子ども」の表記については、原則ひらがな表記を用いますが、法令等に基づく場合や、一般的に用いられている固有名詞の場合は、その表記を用いるものとします。

- ・習志野市職員のワークライフバランス推進プラン／令和7(2025)年度～令和16(2034)年度
- ・習志野市職員の人材育成・確保基本方針／令和8(2026)年度～

Ⅲ 前期基本計画(施策分野別計画)

「Ⅲ 前期基本計画(施策分野別計画)」は、基本構想で示した将来都市像を実現するための具体的な施策を示すものです。基本構想で掲げた「将来都市像を実現するための3つのピース」を具現化していくため、施策分野別に施策の目的(目指すまちの姿)を明らかにするとともに、計画期間中の取組施策を示しました。



Ⅲ-1 施策体系

基本構想		前期基本計画			
将来都市像を実現するための3つのピース(章)	まちづくりの方向性(節)	基本施策(項)	取組施策(号)	担当課	
いつまでも住み続けたい「まち」	(1) 日常の環境や暮らしを守る都市基盤の整備	1-1-1 道路	1 幹線道路網の整備	道路つくる課・都市計画課	
			2 生活道路網の整備	道路つくる課	
			3 道路・橋梁の維持管理の徹底	道路なおす課	
		1-1-2 ガス・水道・下水道	1 ガスの安定供給	営業料金課・ガス水道建設課・ガス水道供給課	
			2 水道水の安定供給	ガス水道建設課・ガス水道供給課	
			3 下水道の整備・維持管理による公衆衛生・生活環境の向上	下水道課	
			4 企業局舎の更新及びサービスの向上	公営企画課	
		1-1-3 公園・緑地	1 公園や緑地の適正な配置及び管理・運営	公園緑地課・環境保全課	
			2 貴重な緑地の保全・活用	公園緑地課	
		1-1-4 地球温暖化対策・生活環境・自然環境	1 脱炭素社会の実現	環境保全課	
			2 生活環境の保全	環境保全課	
			3 都市環境の美化と保全	クリーン推進課	
			4 谷津干潟の保全と活用	環境保全課	
			5 自然景観を活用した魅力の創出	公園緑地課・環境保全課	
	6 環境教育・環境学習		環境保全課・クリーン推進課		
	1-1-5 循環型社会	1 循環型社会の形成(3Rの推進)	クリーン推進課		
		2 廃棄物の適正処理	クリーン推進課・クリーンセンター管理課・新清掃工場建設課		
	(2) 市民一人ひとりを守る危機管理・安全の確保	1-2-1 防災・危機管理	1 防災・危機管理意識の啓発	危機管理課	
			2 地域防災力の向上	危機管理課	
			3 緊急事態への即応性の保持	危機管理課	
		1-2-2 消防・救急	1 火災予防対策及び消防力の強化	消防総務課・予防課・警防課	
			2 救急体制の充実	警防課	
		1-2-3 防犯・交通安全	1 犯罪のない安全で安心なまちづくりの推進	くらし安全課	
			2 交通安全教育の推進・交通安全施設の整備	くらし安全課・道路なおす課	
		1-2-4 消費生活	1 安心して消費生活相談のできる体制づくり	くらし安全課(消費生活センター)	
			2 自立した消費者となるための消費者教育の推進	くらし安全課(消費生活センター)	
		(3) 地域の特性を踏まえた機能的な都市の実現	1-3-1 コンパクトなまち	1 コンパクトな生活圏の維持と形成	都市計画課
				2 駅周辺の整備による賑わいの創出	都市再生課・都市政策課
3 地域公共交通の確保				都市政策課	
1-3-2 市街地整備	1 新市街地の整備		区画整理課		
	2 新習志野駅勢圏の活性化		総合政策課		
	3 良好な市街地環境の形成		道路つくる課・都市計画課		
	4 住宅施策の充実		住宅課		
	5 耐震化などへの対応		建築指導課		
	6 市営住宅の維持管理		住宅課		
	7 分譲マンションの再生	住宅課			

基本構想		前期基本計画			
将来都市像を実現するための3つのピラー(章)	まちづくりの方向性(節)	基本施策(項)	取組施策(号)		担当課
			育み学び 2 健康で笑顔輝く「ひと」	(1) みんなで支える医療と福祉、保健の充実	
2 生活習慣病予防の充実	健康支援課				
3 医療・感染症予防対策の充実と対応能力の強化	健康支援課				
4 国民健康保険の健全な運営	国保年金課				
2-1-2 高齢者福祉	1 高齢者支援体制の充実	高齢者支援課			
	2 介護サービス等の充実	高齢者支援課・介護保険課			
2-1-3 障がい福祉	1 暮らしを支えるサービスの充実	障がい福祉課			
	2 就労などを通じた社会参加の促進	障がい福祉課			
	3 障がいのある人への理解の促進	障がい福祉課			
2-1-4 地域福祉	1 地域福祉活動の増進	健康福祉政策課			
	2 生活保護などによる自立支援の推進	生活相談課			
(2) 次世代の担い手を育てる教育・人材育成の強化	2-2-1 こども・若者育成支援	1 乳幼児教育の質の向上			こども保育課
		2 こどもを守り・支える取組の推進		こども家庭課・子育てサービス課・ひまわり発達相談センター	
		3 若者の活躍を支える環境づくり		社会教育課・総合政策課・青少年センター	
	2-2-2 学校教育	1 学校教育の質の向上		学習指導課・総合教育センター・学校教育課・児童生徒指導課	
		2 未来につながる教育の推進		学習指導課・児童生徒指導課・総合教育センター	
		3 安全・安心で魅力ある学校づくりの推進		学校教育課・学習指導課・習志野高校	
(3) 若い世代・子育て世代の希望がかなう支援の拡大	2-3-1 子育て支援	1 保育環境と保育サービスの充実		こども政策課・こども保育課・子育てサービス課・児童育成課	
		2 地域との協働による子育て支援	こども保育課・子育てサービス課		
		3 母子保健活動の充実	健康支援課		

基本構想		前期基本計画				
将来都市像を実現するための3つのピース(章)	まちづくりの方向性(節)	基本施策(項)	取組施策(号)		担当課	
3 すべてが 協和し充 実する「活 動」	(1) 多様性を互いに尊重し合う社会の継続	3-1-1 地域コミュニティ	1	自治会等活動の持続可能性の向上	協働政策課	
			2	地域活動のデジタル化	協働政策課	
		3-1-2 人権、男女共同参画、平和	1	人権の尊重	多様性社会推進課	
			2	多様性尊重の意識の醸成	多様性社会推進課	
			3	平和啓発の促進	多様性社会推進課	
		3-1-3 多文化共生	1	多文化共生への対応	多様性社会推進課	
			2	国際交流の推進	多様性社会推進課	
		(2) 誰もが生涯にわたって活躍できる社会の構築	3-2-1 生涯学習	1	生涯学習の推進	社会教育課
				2	社会教育施設の再編・整備	社会教育課
	3-2-2 文化芸術・歴史		1	文化・芸術活動の振興	社会教育課	
			2	文化財の保存・活用	社会教育課	
	3-2-3 スポーツ		1	「する・みる・ささえる」スポーツの推進	生涯スポーツ課	
			2	スポーツ施設の維持管理	生涯スポーツ課	
	3-2-4 多様な生きがいづくり		1	高齢者の生きがい対策と社会参加の促進	高齢者支援課	
			2	介護予防の推進	健康支援課・高齢者支援課	
	(3) 新たな魅力による産業の活性化と雇用の創出		3-3-1 産業基盤	1	経営の安定化	産業振興課
				2	創業の強化と創業機運の醸成	産業振興課
				3	産学官連携の推進によるものづくり人材の支援	産業振興課
			3-3-2 商工業	1	商業の振興と商店街の活性化	産業振興課
		2		地域に根ざした産業の育成と担い手の確保	産業振興課	
		3-3-3 都市農業	1	持続的な農業経営の支援	産業振興課	
			2	多様な担い手の確保・育成	産業振興課	
			3	市民が農業に親しむ機会の創出	産業振興課	
3-3-4 シティプロモーション		1	シティプロモーションの推進	シティプロモーション課		
		2	観光の振興	産業振興課		
3-3-5 就労・雇用		1	就労・雇用の支援	産業振興課		
	2	ワーク・ライフ・バランスの推進	多様性社会推進課			

Ⅲ-2 施策の見方

基本施策

30の基本施策(項)ごとに本市が取り組む内容を整理しています。

第1節 日常の環境や暮らしを守り、生活基盤の整備

基本施策1-1-1 道路

◆計画策定時の現状と主要課題

<現状>

- 都市計画法に基づき決定した都市計画道路は、人や物資の移動に供する道路として、誘導、防災機能など、極めて重要な役割を担っています。
- 令和7(2025)年3月31日現在、延長は31.17km、整備率は64%です。県内35市の中で整備率は高い方です。
- 一方、通勤・通学、買い物、散歩など、生活道路の整備は、令和7(2025)年3月31日現在、実延長は18.3%です。
- 令和6(2024)年度に実施した「市民意識調査」によると、「都市整備の施策として特に取り組むべきもの」については、全16施策中(その他を含む)、「生活道路の整備」が28.4%で最も高く、また、「幹線道路の整備」も18.3%で3番目に高い回答比率となっています。

計画策定時の現状と主要課題

この施策に関連する社会動向や国・県の現状、本市のこれまでの取組、8年後の目指すまちの姿を実現するために解決すべき主要課題を記載しています。

<主要課題>

- 本市の都市計画道路は、都市計画決定から50年以上が経過し、特に全区間未着手又はほとんどの区間が未着手の路線について一部見直しを行っており、今後も必要に応じ見直しに取り組む必要があります。
- 今後、高齢者の増加などを背景に徒歩による移動時、物理的な制約を受ける市民の増加が予測される中、高齢者はもとより、障がいのある人やこどもを含むすべての歩行者及び自転車が安全に安心して通行できる道路環境を確保するため、それぞれの幹線道路や生活道路の実態に応じた交通安全対策などを着実に推進する必要があります。
- 既存道路の老朽化の進行に伴い、橋梁・歩道橋などを含め、修繕が必要となる路線が増加していくことが見込まれる中、損傷が深刻化してから大規模修繕を行う「事後保全」から、損傷が軽微なうちに適切な対策を講じる「予防保全」の取組の徹底を図ることで、ライフサイクルコストの縮減と道路メンテナンスの効率化を同時に推進する必要があります。

◆関連する主な個別計画(計画名及び計画期間等)

- ・習志野市都市マスタープラン/平成27(2015)年度～令和16(2034)年度
- ・習志野市バリアフリー移動等円滑化基本構想/令和15(2023)年度～令和15(2033)年度
- ・習志野市バリアフリー移動等円滑化特別計画/令和15(2023)年度～令和15(2033)年度
- ・習志野市橋梁長寿命化修繕計画/令和15(2023)年度～令和15(2033)年度
- ・習志野市歩道橋長寿命化修繕計画/令和15(2023)年度～令和15(2033)年度
- ・道路舗装維持管理計画/令和7(2025)年度～令和7(2025)年度

関連する主な個別計画

この施策に関連する個別計画を記載しています。

施策の目的(目指すまちの姿)

計画期間最終年度の令和15年度(8年後)に実現を目指す姿、取組の対象(地域・市民・事業者等)がどのような状態になることを目指すのかを記載しています。

◆施策の目的(目指すまちの姿)

人や車が市内を円滑に行き来するとともに、誰もが安全・安心に移動することができるまちにします。

◆施策別の体系



◆取組施策

1 幹線道路網の整備

- ▶ 幹線道路ネットワークの機能の拡充を決定した上、都市計画道路の用地取得整備にあたっては、道路の防災機能の成の観点から、無電柱化を推進します。
- ▶ 財政状況が厳しさを増す中、長期未着手の都市計画道路については、当該路線を取り巻く状況の変化等を踏まえ、その整備の必要性を再評価し、継続的な見直しを行います。

2 生活道路網の整備

- ▶ 誰もが快適で安全・安心に移動できる環境を整えるため、歩行者の利用が多い駅前周辺地区を中心にバリアフリー対策を推進します。
- ▶ 地域住民の暮らしの安全性・快適性を効果的に確保するため、それぞれの路線の実態に応じた道路改良事業を推進します。

3 道路・橋梁の維持管理の徹底

- ▶ 道路舗装の長寿命化や舗装の補修、修繕のライフサイクルコスト縮減を目指し、道路メンテナンスの効率化を進め、点検結果を踏まえた適切な措置を講じます。
- ▶ 老朽化している橋梁・歩道橋の健全性を回復し、全体の健全度を高めた上で、計画的に修繕を実施します。

施策別の体系

この施策における取組施策の体系を記載しています。

取組施策

前述の課題解決や目指すまちの姿の実現のために、計画期間(8年間)に本市が取り組む内容を記載しています。

Ⅲ-3 将来都市像を実現するための3つのピース

【第1章】いつまでも住み続けたい「まち」

第1節 日常の環境や暮らしを守る都市基盤の整備

基本施策1-1-1 道路

◆計画策定時の現状と主要課題

<現状>

- 都市計画法に基づき決定した都市計画道路は、機能的な都市活動や良好な都市環境を確保するために、人や物資の移動に供する通行空間としての交通機能をはじめ、市街地における土地利用の誘導、防災機能など、極めて重要な役割を担っている都市基盤施設です。
- 令和7(2025)年3月31日現在、本市の都市計画道路の計画延長は48.64km、このうち整備済み延長は31.17km、整備率は64.1%であり、道路事業の都市計画決定をしていない2市を除く県内35市の中で整備率は高い方から12番目となっています。
- 一方、通勤・通学、買い物、散歩など、地域住民の日常生活と密接な関わりを持つ市道は、令和7(2025)年3月31日現在、実延長294.22kmとなっています。
- 令和6(2024)年度に実施した「市民意識調査」によると、「都市整備の施策として特に取り組むべきもの」については、全16施策中(その他を含む)、「生活道路の整備」が28.4%で最も高く、また、「幹線道路の整備」も18.3%で3番目に高い回答比率となっています。

<主要課題>

- 本市の都市計画道路は、都市計画決定から50年以上が経過し、特に全区間未着手又はほとんどの区間が未着手の路線について一部見直しを行っており、今後も必要に応じ見直しに取り組む必要があります。
- 今後、高齢者の増加などを背景に徒歩による移動時、物理的な制約を受ける市民の増加が予測される中、高齢者はもとより、障がいのある人や子どもを含むすべての歩行者及び自転車が安全に安心して通行できる道路環境を確保するため、それぞれの幹線道路や生活道路の実態に応じた交通安全対策などを着実に推進する必要があります。
- 既存道路の老朽化の進行に伴い、橋梁・歩道橋などを含め、修繕が必要となる路線が増加していくことが見込まれる中、損傷が深刻化してから大規模修繕を行う「事後保全」から、損傷が軽微なうちに適切な対策を講じる「予防保全」の取組の徹底を図ることで、ライフサイクルコストの縮減と道路メンテナンスの効率化を同時に推進する必要があります。

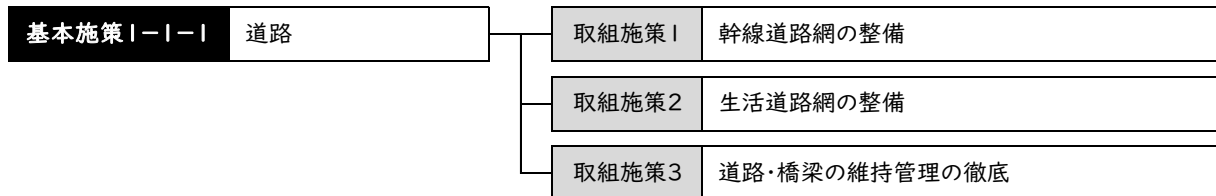
◆関連する主な個別計画(計画名及び計画期間等)

- ・習志野市都市マスタープラン／平成27(2015)年度～令和16(2034)年度
- ・習志野市バリアフリー移動等円滑化基本構想／令和8(2026)年度～令和15(2033)年度
- ・習志野市バリアフリー移動等円滑化特定事業計画／令和8(2026)年度～令和15(2033)年度
- ・習志野市橋梁長寿命化修繕計画／令和6(2024)年10月改訂
- ・習志野市歩道橋長寿命化修繕計画／令和7(2025)年3月改訂
- ・道路舗装維持管理計画／令和7(2025)年2月改訂

◆施策の目的(目指すまちの姿)

人や車が市内を円滑に行き来するとともに、誰もが安全・安心に移動することができるまちにします。

◆施策別の体系



◆取組施策

1 幹線道路網の整備

- ▶ 幹線道路ネットワークの機能の拡充を図るため、事業の効果等を総合的に判断して優先順位を決定した上、都市計画道路の用地取得及び整備を計画的に推進します。また、都市計画道路の整備にあたっては、道路の防災機能の向上、通行空間の安全性・快適性の確保、良好な景観形成の観点から、無電柱化を推進します。
- ▶ 財政状況が厳しさを増す中、長期未着手の都市計画道路については、当該路線を取り巻く状況の変化等を踏まえ、その整備の必要性を再評価し、継続的な見直しを行います。

2 生活道路網の整備

- ▶ 誰もが快適で安全・安心に移動できる環境を整えるため、歩行者の利用が多い駅前周辺地区を中心にバリアフリー対策を推進します。
- ▶ 地域住民の暮らしの安全性・快適性を効果的に確保するため、それぞれの路線の実態に応じた道路改良事業を推進します。

3 道路・橋梁の維持管理の徹底

- ▶ 道路舗装の長寿命化や舗装の補修、修繕のライフサイクルコスト縮減を目指し、道路メンテナンスの効率化を進め、点検結果を踏まえた適切な措置を講じます。
- ▶ 老朽化している橋梁・歩道橋の健全性を回復し、全体の健全度を高めた上で、計画的に修繕を実施します。

基本施策 1-1-2 ガス・水道・下水道

◆計画策定時の現状と主要課題

<現状>

- 市営ガス事業は、昭和32(1957)年に事業認可を受け、ガスの調達・販売及び施設の整備を進めてきました。本市のガス需要の約4割を占める家庭用は、ガス消費機器の効率性の向上や省エネ意識の浸透、オール電化・プロパンガスなど他燃料との競合の影響により、1世帯当たりのガス使用量が減少傾向にあるなど、現在、市営ガス事業は厳しい経営環境にさらされています。
- 水道は市民生活を支える重要なライフラインの根幹であり、将来にわたって安定的に水道水を供給するためには、人口急増期に集中的に整備した施設の老朽化や近年頻発する自然災害への対策として、施設の着実な更新・耐震化等の実施が求められる中、昨今本市では、給水収益の減少割合が有収水量の減少割合を上回るなど、更新・耐震化等に必要な財源の確保が厳しくなっています。
- 本市の水道施設について、水道事業を運営している県内全38事業者で比べると、管路の老朽化の度合いを示す「管路経年化率」(法定耐用年数を超えた管路延長の割合)は令和4(2022)年度末現在9.1%で低い方から8番目の上位、また、「基幹管路の耐震適合率」は令和3(2021)年度末現在56.3%で高い方から18番目の中位となっています。⁵
- 本市の下水道施設について、生活環境の衛生向上を図るために下水道の整備に努めた結果、令和5(2023)年度末現在の普及率(処理区域内人口÷行政区域人口×100)は95.6%、水洗化率(水洗化人口÷処理区域内人口×100)は98.0%の高い水準にあります。

<主要課題>

- 今後、ガス販売量、水道及び下水道の有収水量の減少や老朽化した施設の更新等に係る経費の増大が予測される中、持続可能な経営を推進するため、将来的な人口減少を踏まえ、施設の規模及び配置の適正化、更新・耐震化に係る費用の平準化などのほか、料金水準の適正化に取り組む必要があります。
- 各事業の経営戦略に基づき、ガス・水道の安定供給の確保、公衆衛生・生活環境の向上および持続可能な健全経営の維持を図るため、ガス・水道施設の計画的な維持管理・更新に努めるとともに、下水道施設の整備や維持管理については、将来の投資額や収益性を踏まえて適切かつ効率的なマネジメントに努め、千葉県や関係市町との協議・調整を図りながら、老朽化した污水处理機能の広域化などの検討を進める必要があります。

◆関連する主な個別計画(計画名及び計画期間等)

- ・第2次習志野市ガス事業経営戦略／令和6(2024)年度～令和15(2033)年度
- ・第2次習志野市水道事業経営戦略／令和6(2024)年度～令和15(2033)年度
- ・第2次習志野市下水道事業経営戦略／令和6(2024)年度～令和15(2033)年度

⁵ 引用:令和6年3月29日付事務連絡 総務省自治財政局公営企業経営室「水道施設の適切な更新・耐震化等について」

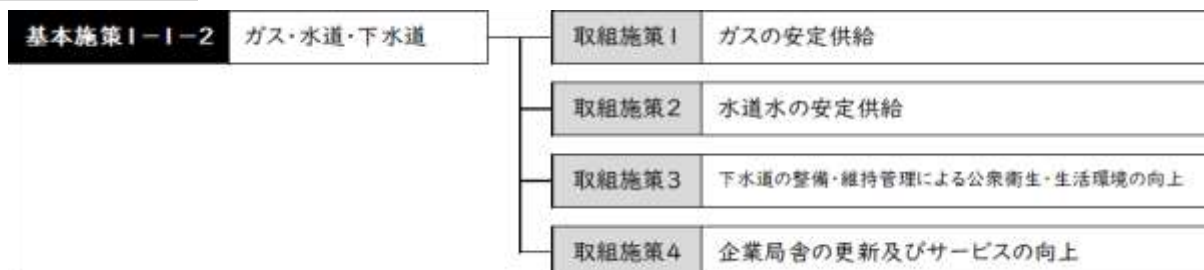
※勝浦市・いすみ市・大多喜町・御宿町が令和7年4月に「夷隅郡市広域市町村圏事務組合」として水道事業を統合しており、現在、県内水道事業者は35事業者となっています。

※令和10年度から給水開始予定の芝山町を除きます。

◆施策の目的（目指すまちの姿）

管路・施設の耐震化を計画的に進め、ガス及び水道を安全かつ安心して利用できるとともに、下水道の機能を適切に保ち、快適で衛生的に暮らし続けられるまちにします。

◆施策別の体系



◆取組施策

1 ガスの安定供給

- ▶「第2次習志野市ガス事業経営戦略」に基づき、導管を含め老朽化したガス施設の計画的な更新・耐震化を推進します。
- ▶更新にあたっては、財政負担が短期間に集中しないよう、市独自の目標使用年数を設定し、計画的な更新を図ります。
- ▶快適な市民生活を支えるエネルギー源として、市営ガスが選択されるよう、ガスの魅力を再発見してもらうためのガスフェスタなど様々なイベントを実施します。

2 水道水の安定供給

- ▶「第2次習志野市水道事業経営戦略」に基づき、管路を含め老朽化した水道施設の計画的な維持管理や更新・耐震化を推進します。
- ▶水道施設の長寿命化を考慮した更新計画を策定するほか、将来の需要予測に基づき施設の統廃合や再配置などのダウンサイジング⁶等の実施を検討し、財政負担の軽減を図ります。
- ▶更新・耐震化等の費用について必要な財源を確保するため、料金水準の適正化を図ります（令和11年4月に料金改定を予定）。

3 下水道の整備・維持管理による公衆衛生・生活環境の向上

- ▶「第2次習志野市下水道事業経営戦略」に基づき、管きよの適切な整備・改築及び維持管理に努めます。
- ▶汚水処理機能を維持するため、処理場施設やポンプ場施設の適切な維持管理及び改築を実施するとともに、広域化・共同化による施設の最適化を図ります。

4 企業局舎の更新及びサービスの向上

- ▶防災拠点としての機能不足、老朽化及び狭あい化など、様々な課題を抱える現在の企業局舎の早期更新を図ります。
- ▶お客様サービスの向上に向けた、各種オンラインサービスの拡充に取り組みます。

⁶ 事業の効率化を目的とした、施設の統廃合、規模・能力の減少、管路の減径・短縮等の取り組みのこと。

- 検針員が検針の際に声かけを行う「検針時高齢者声かけサービス」を実施するとともに、関係部署との連携や広報紙などを活用して同サービスの効果的な周知を図ります。

基本施策 1-1-3 公園・緑地

◆計画策定時の現状と主要課題

<現状>

- 令和 7(2025)年3月 31 日現在、本市の都市公園は、合計 235 か所、118.61ha が供用済みであり、都市計画区域人口1人あたりに換算した面積は 6.78 m²/人です。
- 本市の地形は、大きく分けて平坦な埋立地と内陸部の自然地形から形成されています。このうち、埋立地には、習志野緑地に代表される公園や緑地を計画的に整備し、市内では緑の量が多い地域となっているほか、本市のシンボルでありラムサール条約の登録湿地である谷津干潟があります。
- 内陸部は、台地・段丘斜面・谷津地形・海岸平野といった変化のある自然地形が形成されており、これらのうち、段丘斜面や谷津地形などには現在も多くの緑が存在し、都市にうるおいをもたらす貴重な地域資源となっています。
- 公園や緑地などのオープンスペースは、空間的なゆとりや景観的なうるおいを備えた質の高い都市環境を保全・創出する上で欠かせない重要な要素であり、令和6(2024)年度の「市民意識調査」においても「環境の施策として特に取り組むべきもの」では、「干潟、海辺、緑、公園・緑地等、農地の活用」が 26.8%で全14施策中(その他を含む)、最も高くなっているのが特徴的といえます。
- 緑道橋は、いずれも架設から約 40 年が経過しており、老朽化による損傷の進行が確認されています。
- 本市では、昭和 47(1972)年7月に制定した「習志野市自然保護及び緑化の推進に関する条例」に基づき、自然保護地区⁷、都市環境保全地区⁸及び保存樹木⁹を指定するなど、市内に残された貴重な緑の保全に努めています。

<主要課題>

- 近年、都市公園をはじめとする公園は、人口の高齢化や都市化の進展などを背景に、利用者層が多様化しており、地域住民の憩いの場はもとより、健康促進やコミュニティ活動の場など多様なニーズに対応した管理・運営を推進する必要があります。
- 本市が平成 30 年度に公園施設(遊具)を対象に健全度判定調査を行った結果、遊戯施設全体の約4分の1が更新や補修等の対策が必要な状況となっており、計画的な長寿命化計画の実施により維持管理費の低減及び平準化を継続的に推進する必要があります。
- 緑道橋については、経年劣化に伴う利用者や第三者への被害、落橋等による長期にわたる機能不全などを起こすことのないよう、定期的な維持管理を行う必要があります。
- 本市の緑豊かでうるおいのある都市環境を大切に守り・活かし、市民が身近に自然とふれあえる機会が得られるよう、地域住民との連携・協働により、市内に残された貴重な地域資源である里山や水辺の保全、農地の保全に努める必要があります。

⁷ 樹林、草地、水面などの所在する地域であって、良好な自然環境を維持するために保護することが必要な地区(市条例)。

⁸ 市街地またはその周辺の樹林の所在する地域であって、良好な都市環境を保持するために必要な地区(市条例)。

⁹ 都市の美観風致を維持するための樹木の保存に関する法律に基づき、都市計画区域内における、一定の要件に該当する樹木又は樹林のうち、市町村長が都市の美観風致を維持するために保存の必要があると認め、指定したものの。

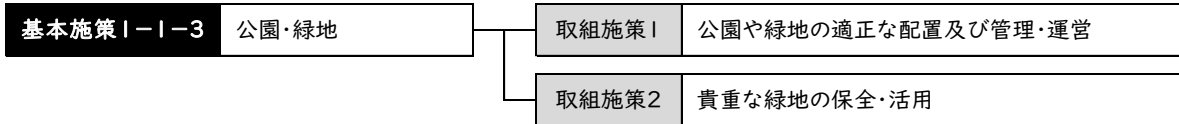
◆関連する主な個別計画(計画名及び計画期間等)

- ・習志野市環境基本計画／令和8(2026)年度～令和15(2033)年度
- ・習志野市緑の基本計画／令和8(2026)年度～令和27(2045)年度
- ・習志野市公園施設(遊具)長寿命化計画／令和3(2021)年度～令和12(2030)年度
- ・習志野市緑道橋長寿命化修繕計画／令和7(2025)年3月策定

◆施策の目的（目指すまちの姿）

誰もが安全・安心で快適に公園を利用できるとともに、日常的に緑とふれあえることで、うるおいや豊かな暮らしを実感できるまちにします。

◆施策別の体系



◆取組施策

1 公園や緑地の適正な配置及び管理・運営

- 多様な市民が交流し、様々な活動を共に行える場として、公園や緑地の適正配置、既存の公園や緑地の機能向上及び魅力の創出を図ります。
- 遊具や緑道橋などの老朽化に起因する事故を未然に防止し、市民が安全・安心かつ快適に利用できる環境を維持するため、習志野市公園施設（遊具）長寿命化計画に基づく老朽化対策を計画的に推進します。

2 貴重な緑地の保全・活用

- 緑化を推進するため、地域住民が主体となった緑化活動の啓発・支援に取り組みます。
- 地域住民との連携・協働のもと、自然保護地区や都市環境保全地区などの指定継続及び拡大により、市内に残された貴重な緑地の保全・活用を図ります。

基本施策 1-1-4 地球温暖化対策・生活環境・自然環境

◆計画策定時の現状と主要課題

<現状>

- 国は、令和2(2020)年10月、「令和32(2050)年までに温室効果ガスの実質排出量をゼロにする」すなわち「カーボンニュートラルと脱炭素社会の実現」を目指すことを宣言しました。これを受け、本市でも、令和4(2022)年6月、令和32(2050)年ゼロカーボンシティへ挑戦する「ゼロカーボンシティ習志野」を表明しました。
- 令和6(2024)年度の「市民意識調査」によると、「環境の施策として特に取り組むべきもの」については、「地球温暖化防止対策」が23.0%で2番目に高くなっています。
- 大気汚染、水質汚濁、騒音、振動、悪臭、地盤沈下及び土壌汚染といった典型7公害に係る苦情件数は、令和元(2019)年度以降、いずれも騒音が最も多く、全体の約6割を占めています。また、近年、生活環境における問題は、典型7公害に止まらず、ごみのポイ捨てや路上喫煙などの生活衛生問題、日常生活の中で発生する近隣生活公害など、多様化・個別化する傾向にあります。
- 市内には、谷津干潟や東京湾といった水辺、谷津バラ園や習志野緑地等の都市公園など、個性豊かで魅力的な景観を形成している自然環境があります。これらのうち、渡り鳥の飛来地であり、本市に残された貴重な自然の象徴である谷津干潟では、アオサの異常繁茂が問題となっています。
- このような状況下、将来にわたって持続可能な社会と暮らしを実現するためには、本市でもより多くの市民が様々な機会を通じて環境問題について学習し、自主的・積極的に環境保全活動に取り組んでいくことは極めて重要な意義を有しているといえます。

<主要課題>

- ゼロカーボンシティの実現に向け、行政として積極的に取り組むとともに、市民の省エネルギーに配慮したライフスタイルや、事業者の環境に配慮した事業活動などの浸透及び定着を促進する必要があります。
- 近隣生活公害については、近隣関係におけるお互いのコミュニケーションや配慮が大切であることを周知する必要があります。
- 「自らのまちは自らがきれいに」という意識向上のための啓発に取り組むとともに、地域住民が主体となった美化活動が日常的かつ面的に広がるよう支援の充実を図る必要があります。
- 谷津干潟をはじめとする本市固有の自然環境は、後世に継承すべき財産として、今後も引き続き大切に守りながら、新たな活用等に取り組み、人と自然の共生空間の維持・形成を図りつつ、都市としての魅力のさらなる向上へとつなげていく必要があります。
- 幅広い世代が環境について学ぶ機会の充実を図る必要があります。

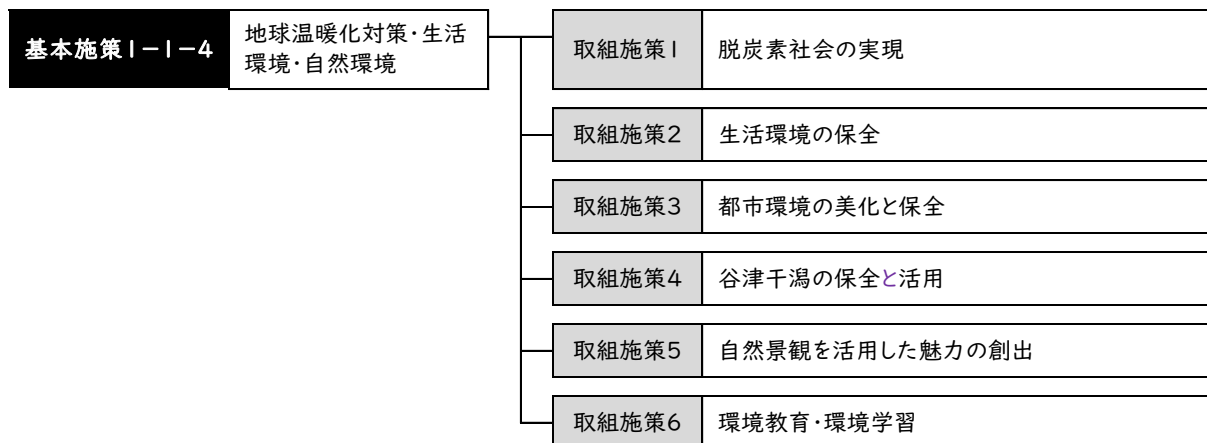
◆関連する主な個別計画(計画名及び計画期間等)

- ・習志野市環境基本計画／令和8(2026)年度～令和15(2033)年度
- ・習志野市地球温暖化対策実行計画―職員による第4次行動―／令和元(2019)年度～令和12(2030)年度
- ・習志野市緑の基本計画／令和8(2026)年度～令和27(2045)年度

◆施策の目的（目指すまちの姿）

ゼロカーボンシティの達成に向けて地域が一体となって取り組むとともに、谷津干潟をはじめとする水と緑の豊かな自然環境を将来にわたって大切に守り活かしながら自然との共生を図り、市民が良好な生活環境の中で快適に暮らせるまちにします。

◆施策別の体系



◆取組施策

1 脱炭素社会の実現

- ▶温室効果ガスの排出を抑制するため、市が率先して自らの事務・事業について、温室効果ガスの排出量の削減に取り組むとともに、家庭における再生可能エネルギーの導入促進に向けた取組を支援します。
- ▶家庭・企業における効率的なエネルギー利用の促進や、地球環境にやさしいライフスタイル・事業活動の普及・啓発に取り組みます。

2 生活環境の保全

- ▶公害の未然防止のため、継続した環境調査による監視や工場等の設置時には「習志野市環境保全条例」に定めた規制基準¹⁰を遵守するよう、指導を行います。
- ▶建設工事に伴う騒音・振動など、特定建設作業に係る指導件数を削減するため、速やかに現地を確認し、防止対策を講じるよう注意を促します。
- ▶近隣生活公害については、当事者間での話し合いで解決することを前提に、適切に状況確認や関係機関との調整を図ります。

3 都市環境の美化と保全

- ▶市・市民・事業者が一体となり、ごみのポイ捨てなど地域の生活環境が損なわれる行為への対策を強化し、清潔できれいなまちづくりを推進します。
- ▶地域の美観を保つため、空地の所有者に対する適正管理の指導に取り組むほか、未許可の屋外広告物への対策を強化します。

¹⁰ 工場や事業場などが遵守すべき公害の発生に係る許容限度のこと。

4 谷津干潟の保全と活用

- ▶ 干潟の保全と活用について、清掃活動や環境学習イベントを通じた市民の意識向上を図るとともに、地域住民や事業者が参加しやすい活動の場を提供します。
- ▶ ラムサール条約登録湿地のあるオーストラリアのブリスベン市との国際交流、関係市町村との情報共有、管理者である環境省との協働などを通じ、保全と活用に関する取組の拡充を図ります。

5 自然景観を活用した魅力の創出

- ▶ 海辺などの自然景観を活かしたにぎわいや魅力の創出を図るため、新たな民間活力の導入に向けた手法などの検討に取り組みます。
- ▶ 市民・ボランティアなど地域が主体となった美しい自然景観の保全・形成と地域の魅力向上に向けた取組を支援します。

6 環境教育・環境学習

- ▶ 自然保護や生物多様性の確保に向けた取組の輪を広げるため、谷津干潟自然観察センターの環境教育及び環境学習の拠点としての機能の維持・強化を図ります。
- ▶ 脱炭素社会の実現に向けて、こどもの環境教育をはじめ、幅広い世代が環境について学ぶ機会を充実させることで、地球環境にやさしいライフスタイルの普及・啓発を図ります。

基本施策 1-1-5 循環型社会

◆計画策定時の現状と主要課題

<現状>

- これまで本市では、環境負荷の少ない持続可能な循環型社会の形成を目指し、「Reduce（^{リデュース}ごみ減量）」「Reuse（^{リユース}再使用）」「Recycle（^{リサイクル}再資源化）」からなる「3R」の普及浸透に努めてきました。
- 令和元（2019）年度以降のごみの総排出量は、一貫して前年度を下回っており、令和 6（2024）年度では 4 万 9,666 トン、平成 30（2018）年度の 5 万 5,710 トンと比べて 10.8%（6,044 トン）減少しています。
- これは主に燃えるごみの減少によるものですが、それ以外のごみも減少傾向が続いており、市民によるごみ減量化に対する取組に加え、物価高騰などによる経済状況や製造業者による容器包装の軽量化なども影響していると考えられます。
- 本市では、燃えるごみや中間処理で発生する処理残渣などについて、芝園清掃工場（直接熔融処理施設）で焼却（熔融）処理を行っていますが、同工場は稼働を開始した平成 14（2002）年から 20 年以上が経過しており、施設の老朽化が進んでいます。
- そのため、延命化対策を講じ、令和 13（2031）年度末まで安定稼働を行うこととしました。令和 13（2031）年度以降については、令和 3（2021）年度に策定した「習志野市一般廃棄物処理基本計画」の中で新清掃工場の建設に係る基本的な方向性を明らかにしています。
- 近年、ごみの減量化や再資源化に向けては、まだ食べられるのに廃棄される食品ロスの問題が注目されています。

<主要課題>

- さらなるごみの減量化と循環型社会の形成に向け、日々の生活や事業活動の中で 3R の取組が恒常的に推進されるよう、様々な機会を効果的に活用して 3R に対する市民・事業者の意識向上や主体的な行動を喚起する必要があります。
- 令和 13（2031）年度以降もごみを安定的かつ適正に処理できる体制を整備する必要があります。

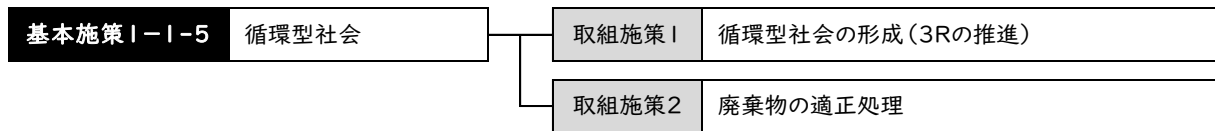
◆関連する主な個別計画（計画名及び計画期間等）

- ・習志野市環境基本計画／令和 8（2026）年度～令和 15（2033）年度
- ・習志野市一般廃棄物処理基本計画／令和 4（2022）年度～令和 13（2031）年度
- ・習志野市一般廃棄物処理実施計画

◆施策の目的（目指すまちの姿）

大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会から転換し、環境負荷の少ない持続可能な循環型社会が形成されているとともに、将来にわたってごみを安定的かつ適正に処理できるまちにします。

◆施策別の体系



◆取組施策

1 循環型社会の形成(3Rの推進)

- ▶ 従来の3Rを推進しつつも、より環境への負荷の少ない2R(Reduce(ごみ減量)、Reuse(再利用))を優先した施策を推進します。
- ▶ 廃棄物の排出量に応じた負担の公平化及び市民意識の改革を進める観点から、一般廃棄物の処理に係る受益者負担の適正化に努めます。

2 廃棄物の適正処理

- ▶ 将来にわたって、安定的かつ適正に一般廃棄物を処理するため、想定される課題を整理し、取組を推進します。
- ▶ 一般廃棄物の処理過程における再資源化を推進するほか、発生する余熱の有効活用、二酸化炭素の排出抑制、最終処分量の軽減に努めます。

第2節 市民一人ひとりを守る危機管理・安全の確保

基本施策1-2-1 防災・危機管理

◆計画策定時の現状と主要課題

<現状>

- 内閣府の「令和5年版防災白書」によると、我が国の年平均気温は100年当たりで1.30℃上昇し、この100年の間に二酸化炭素などの温室効果ガスの増加に伴う地球温暖化や、数年から数十年程度で繰り返される自然変動の影響などにより、確実に温暖化が進んでいるとされています。
- こうした平均気温の上昇と相関するように、全国的に大雨や短時間強雨の発生頻度も増加し、日降水量100mm以上及び200mm以上の日数は、この100年でともに増加傾向が見られるとされています。さらに、日本近海における海面水温の上昇は、一般に台風の勢力拡大に影響を与えるとされており、台風による被害拡大につながるおそれがあるとされています。
- 本市では、令和元(2019)年9月5日に発生した令和元年房総半島台風(台風15号)によって、9月8日から9日にかけての総雨量が43.0mmとなり、また、最大瞬間風速46.3m/sの非常に強い風が観測され、住家等被害が半壊、一部損壊を合わせて347件に上りました。
- さらに、同年10月6日に発生した令和元年東日本台風(台風第19号)では、大雨と暴風により、10月11日から13日にかけての総雨量が80.0mmとなり、また、12日には最大時間雨量19.5mmのやや強い雨と最大瞬間風速48.6m/sの非常に強い風が観測され、同日19時時点の避難者(最大)が1,054人に上りました。
- 今後、発生が想定されている首都直下地震のうち「千葉県北西部直下地震」は、市川市から千葉市直下のフィリピン海プレート内で発生する想定地震(マグニチュード7.3)であり、「平成26・27年度千葉県地震被害想定調査」において県が設定した地震の中では、本市に最も大きな影響を及ぼすと予測されています。
- 本市が独自に千葉県北西部直下地震による主な被害を予測した結果、建物被害のうち全壊棟数は2,370棟(全建物棟数比6%)、半壊棟数は5,672棟(15%)、また、避難所への避難者数は最大で地震発生後2週間で約2万6千人に及ぶと想定しています。

<主要課題>

- 市民一人ひとりの防災・危機管理意識をより一層高めて具体的な行動を喚起することで、「自らの命は自らが守る」「地域住民同士で助け合う」という意識が醸成された地域社会を構築するとともに、事前の備えをはじめとする自助の取組や地域での防災活動など共助の取組に対する支援を充実させ、地域防災力の向上を促進する必要があります。
- 災害はもとより他の緊急事態から、市民の生命、身体及び財産の安全を確保するとともに、行政運営への支障を最小限に抑制するため、市の有するすべての機能を十分に発揮するとともに、国や他の地方自治体を含めた関係機関と相互に連携・協力し、危機に係わる対策を総合的に推進する必要があります。

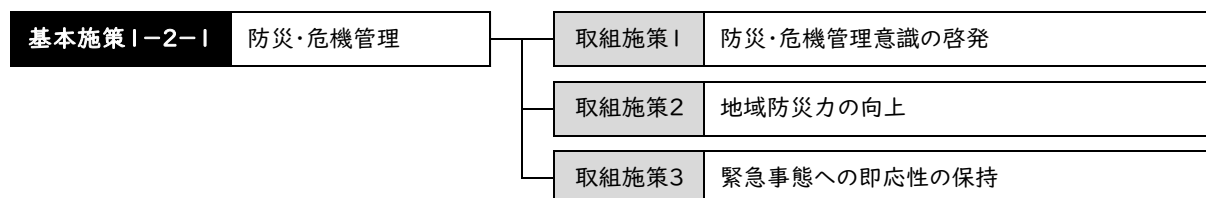
◆関連する主な個別計画(計画名及び計画期間等)

- ・習志野市地域防災計画／令和 8(2026)年 1 月修正
- ・習志野市国土強靱化地域計画／令和 8(2026)年 4 月修正
- ・習志野市国民保護計画／令和 8(2026)年4月変更
- ・習志野市危機管理指針／平成 28(2016)年4月改訂
- ・習志野市緊急事態対処計画／令和5(2023)年6月修正

◆施策の目的(目指すまちの姿)

自助・共助・公助を適切に組み合わせながら、平時から災害をはじめとする様々な危機の予防に最善を尽くすとともに、危機発生時の被害や影響を最小限に抑制できるまちにします。

◆施策別の体系



◆取組施策

1 防災・危機管理意識の啓発

- ▶ 防災等に係る訓練・研修・広報など様々な機会を通じて、市民一人ひとりの防災・危機管理意識を高め、平時から災害時や緊急時に備えた具体的な行動を喚起します。
- ▶ 災害時や緊急時に地域住民がお互いに支え合い、助け合う風土を醸成するため、「顔見知り関係の構築」による共助力の向上に努めます。

2 地域防災力の向上

- ▶ 地域コミュニティごとに効果的な防災活動を実践できるよう、自主防災組織の設立や活動を支援し、女性リーダーを含めた担い手の育成に努めます。
- ▶ 女性やこども、高齢者、障がいのある人、外国人住民など、多様な主体を対象とした防災講座や防災訓練等を推進します。

3 緊急事態への即応性の保持

- ▶ 緊急処理事態の発生時において、市民・事業者が適切な行動を起こせるよう、意識啓発及び指導・助言などに取り組みます。
- ▶ 所掌事務ごとの危機に対し、円滑な危機対応の遂行を図るため、庁内各部局で作成している危機対応マニュアルの見直しや活用などの管理を実施します。

基本施策 1-2-2 消防・救急

◆計画策定時の現状と主要課題

<現状>

- 総務省の「令和6年版消防白書」によると、全国の住宅火災による死者数（放火自殺者などを除く）のうち、65歳以上の高齢者が74.5%を占めています。また、年齢階層別の人口10万人当たりの死者数（同上）は、年齢が高くなるに従って著しく増加しており、特に81歳以上の階層が全年齢階層における平均の4.1倍に上っています。
- 現在、全国的に軽い症状でも救急車を利用する人が増え、事故により大ケガを負った人や、心筋梗塞・脳卒中などで緊急に医療機関へ搬送する必要がある人への救急車の到着を遅らせることが社会問題となっています。
- 本市の令和6（2024）年の救急出動件数は1万888件、新型コロナウイルス感染症（COVID-19）流行下の行動制限の影響により、過去5年間で最小の件数だった令和2（2020）年の8,021件と比べて約1.4倍（2,867件増）に上っています。
- 消防団は、消火活動のみならず、大規模災害時の救助救出活動や避難誘導などの重要な役割を果たし、また、平常時においても、地域の消防力・防災力の向上や地域コミュニティの活性化に大きな役割を果たしています。
- 令和6（2024）年4月1日現在、本市の消防団員の定員充足率は、条例定数192人に対する実員数が157人の81.8%です。

<主要課題>

- 今後、本市でも高齢化の進展に伴い、住宅火災による死者数に占める高齢者の割合の増加が予想される中、高齢者を対象とした火災予防対策を強化する必要があります。
- 緊急性の高い傷病者のもとに迅速に救急車が到着できるよう、利用者の意識の啓発や改善などに向けた取組を強化し、地域の限りある医療資源の有効活用としての、救急車の適正利用を促進する必要があります。
- 今後も引き続き、地域の安全・安心を確保する上で欠かすことのできない消防団活動を維持するため、学生や性別に関係なく多様な市民が消防団に参画してもらえよう、消防団活動や加入促進のPRに努める必要があります。

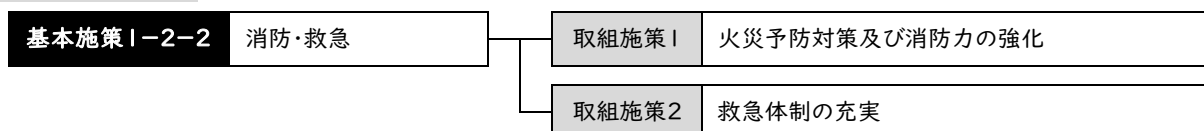
◆関連する主な個別計画（計画名及び計画期間等）

- ・消防施設の整備方針／令和8（2026）年度改訂
- ・消防車両等整備更新計画／令和8（2026）年度改訂
- ・救急高度化推進計画／令和8（2026）年度～令和15（2033）年度
- ・市民主導型救命講習実施計画／令和8（2026）年度～令和15（2033）年度

◆施策の目的（目指すまちの姿）

ハード・ソフトの両面から消防・救急体制を強化し、市民の貴重な生命、身体及び財産を災害や事故からしっかりと守ることができるまちにします。

◆施策別の体系



◆取組施策

1 火災予防対策及び消防力の強化

- ▶住宅における効果的な防火対策を高齢者及びその家族が自ら行えるよう、必要な情報提供などを推進します。
- ▶広報紙や SNS、イベントなどを活用し、住宅用火災警報器に対する市民の関心を喚起するとともに、自ら適切に機器を維持・管理できるよう意識向上を図ります。
- ▶防火管理者選任届や消防用設備等設置届など、火災予防分野における各種届出の利便性を向上させるため、申請者の負担軽減及び業務効率化に資する行政サービスの DX（デジタル・トランスフォーメーション）¹¹を推進します。
- ▶消防力の安定化を図るため、消防力の根幹をなす消防庁舎の更新や長寿命化、消防車両の更新、消防水利施設の適切な維持管理などを計画的に推進します。
- ▶大学への訪問や各種イベントにおける広報活動などを強化し、性別に関係なく消防団への入団促進に取り組むとともに、消防と消防団の連携を強化するための訓練や資機材の充実を図ります。
- ▶火災現場で活動に活かせる新しい資機材を積極的に取り入れ、消防力の強化を推進します。

2 救急体制の充実

- ▶傷病者の状態悪化を回避し、救命率の向上を図るため、必要な資機材の整備を推進します。
- ▶質の高い救急医療を提供するため、救急救命士を含む救急隊員の養成や資質向上、技術の高度化を推進します。
- ▶市民が市民に教える救命講習体制の充実を図るため、各種イベントの活用や受講案内の配布などを通じ、普通救命講習の受講を促進するとともに、救命講習の対象となる市内の小学生、中学生及び高校生をはじめ市民全体の救命に対する意識の向上を図ります。

¹¹ 単なるデジタル技術の導入を示す言葉ではなく、デジタル化によってよりよい社会を目指すことを指す。

基本施策1-2-3 防犯・交通安全

◆計画策定時の現状と主要課題

<現状>

- 全国の刑法犯認知件数は、令和3(2021)年に戦後最少を迎えたものの、それ以降は2年連続で前年比増となり、新型コロナウイルス感染症(COVID-19)の感染拡大前である令和元(2019)年の水準に近づきつつあります。また、令和5(2023)年の重要犯罪¹²の認知件数は、令和元(2019)年を上回っているほか、SNSで実行犯を募集する手口が特殊詐欺のみならず強盗などにまで拡大しています。
- 本市の令和元(2019)年以降の刑法犯認知件数は、令和元(2019)年の1,304件から令和4(2022)年の955件と約3割(349件)減少したものの、令和5(2023)年には1,137件、対前年比で約2割(182件)増に転じています。
- 近年、県内では、還付金詐欺や架空料金請求詐欺などの特殊詐欺「電話de詐欺」により多額の被害が発生しており、令和6(2024)年では被害者のうち、70歳以上の高齢者が約7割を占めています。
- 警察庁の「令和6年版警察白書」によると、令和5(2023)年中の交通事故による死者数は、平成26年(2014年)と比較して、全年齢層で34.9%(1,435人)、65歳以上で33.2%(727人)それぞれ減少しています。しかし、令和5(2023)年中の死者数全体に占める65歳以上の割合は54.7%の高い水準となっており、高齢者の交通事故防止対策が重要とされています。
- 近年、本市の交通事故による死傷者数は、平成30(2018)年の490人から令和3(2021)年の230人と半数以上減少したものの、新型コロナウイルス感染症(COVID-19)の拡大が沈静化し、企業活動や市民生活における行動制限が緩和されたことを背景に、令和4(2022)年は278人、令和5(2023)年は328人と2年連続で対前年比プラスとなっています。

<主要課題>

- 今後、本市でも高齢化の進展や地域コミュニティの希薄化などを背景に、市民の平穏な暮らしを脅かす犯罪が発生するリスクがさらに高まっていくことが懸念される中、従来にも増して市民一人ひとりの「自分の身は自分で守る」という防犯意識の高揚を図り、自主的な防犯行動を促進するための取組を強化する必要があります。
- 市民一人ひとりが交通安全の確保を「我が事」として認識し、自らの安全を守るための行動を促すため、こどもから高齢者に至るまで、心身の発達段階やライフステージに応じた段階的かつ体系的な交通安全教育を推進するとともに、事故の発生場所や発生要因などに応じた交通安全対策を強化する必要があります。

¹² 殺人、強盗、不同意性交等、不同意わいせつ、放火、略取誘拐及び人身売買。

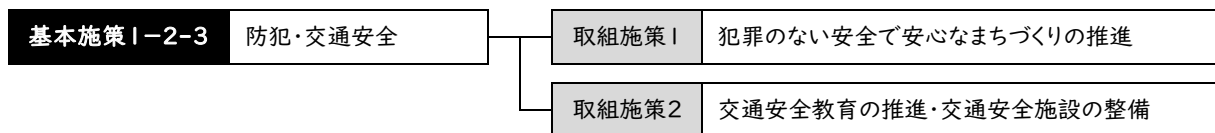
◆関連する主な個別計画（計画名及び計画期間等）

- ・習志野市安全で安心なまちづくり基本計画／令和8（2026）年度～令和15（2033）年度
- ・習志野市空家等対策計画／令和8（2026）年度～令和17（2035）年度
- ・習志野市バリアフリー移動等円滑化基本構想／令和8（2026）年度～令和15（2033）年度
- ・習志野市バリアフリー移動等円滑化特定事業計画／令和8（2026）年度～令和15（2033）年度
- ・習志野市自転車交通環境整備計画／令和元（2019）年度～令和16（2034）年度

◆施策の目的（目指すまちの姿）

すべての市民が犯罪や交通事故の被害者になることがなく、安全・安心に暮らし続けることができるまちにします。

◆施策別の体系



◆取組施策

1 犯罪のない安全で安心なまちづくりの推進

- ▶市民が自らを守る意識の高揚を図るため、安全で安心なまちづくり月間を設定し、キラット・ジュニア防犯隊による自転車盗防止や特殊詐欺防止の呼びかけ及び合同防犯パトロールを集中的に実施します。
- ▶犯罪が起こりにくい環境を整備するため、防犯灯の設置を進めるとともに、町会・自治会等による防犯カメラ設置を支援します。
- ▶放火や不法占拠、空き巣など犯罪の温床になりやすい、管理不全の空家やそのまま放置すれば保安上危険となる特定空家などの解消を図るため、民間事業者との連携のもと、空家に関する相談や空家の流通・利活用を推進します。
- ▶犯罪や防犯に関する最新情報のきめ細かな収集・把握に努めながら、市民のライフステージに応じた効果的な情報発信及び防犯教育に取り組みます。

2 交通安全教育の推進・交通安全施設の整備

- ▶こどもから高齢者まで幅広い年齢層に対して自転車の交通反則通告制度を含めた交通ルールの周知・徹底を図るため、警察や交通安全協会などの関係機関との連携のもと実効性を伴った交通安全教室を実施します。
- ▶外国人住民に対する交通ルールの啓発を図るため、多言語による交通ルールのパンフレットの配布や警察との連携による広報活動を実施します。
- ▶快適かつ安全・安心に歩きやすい歩行空間を確保するため、歩道上に放置された自転車の撤去に取り組み、自転車乗車用ヘルメット着用の普及促進に向けた周知・啓発を行います。
- ▶「習志野市自転車交通環境整備計画」に基づき、自転車が安全で快適に通行できるとともに、歩行者の安全性が高まるような自転車の利用環境の整備に努めます。

- 通学路や交通事故の危険性が高いエリアを対象に、交差点の改良や交通安全施設の整備を重点的に推進します。

基本施策 1-2-4 消費生活

◆計画策定時の現状と主要課題

<現状>

- 消費者庁の「令和6年版消費者白書」によると、令和5(2023)年に全国の消費生活センター等に寄せられた消費生活相談の件数は90.9万件、前年(87.6万件)と比べて増加しており、また、年齢層別では65歳以上の高齢者が契約当事者全体の全体の30.5%を占めています。
- 販売購入形態別の消費生活相談の状況について、年齢層別の特徴を見ると、20歳未満では「インターネット通販」、20歳代では「店舗購入」や「マルチ取引」、70歳代や80歳以上では「訪問販売」、「電話勧誘販売」、「インターネット通販以外の通信販売」、「訪問購入」の割合が、他の年齢層に比べて高くなっています。
- 市消費生活センターでは、悪質商法、架空・不当請求、商品やサービスの契約トラブルなど、消費者からの消費生活に関する苦情や相談に対し、専門的な資格を持った消費生活相談員が事業者との自主交渉の方法や具体的な解決策などについて助言を行っています。
- 同センターで受け付けた新規相談件数は、平成29(2017)年度以前は1,000件未満でしたが、平成30(2018)年度以降は毎年度1,000件を超え、令和6(2024)年度には約1,100件に増えています。
- 利用者の傾向は、中高年層以上の年代はトラブルが起こる前の段階で不安・不審を感じ、同センターを利用する方が多いのに対し、若年層は知識や経験などが浅いことから、大半はトラブルが起こってから利用する方が目立つのが特徴的です。相談総件数に占める18歳~29歳の割合は、令和元(2019)年度は8.9%であったものの、令和2(2020)年度以降はいずれも11%を超えています。

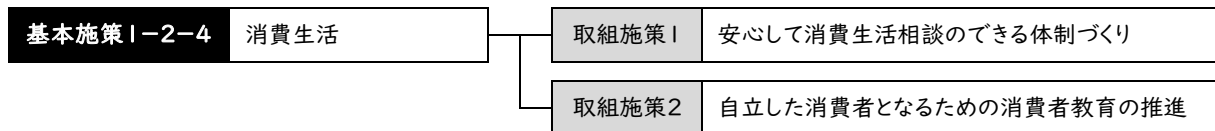
<主要課題>

- 様々な消費者トラブルを未然に防止し、市民一人ひとりが自主的かつ合理的な消費行動をとることができるよう、若者から高齢者まで各年齢層の特性に応じた体系的な消費者教育を推進するほか、消費者トラブルに巻き込まれた市民に対する相談支援体制の強化に努める必要があります。

◆施策の目的（目指すまちの姿）

若者から高齢者まで市民一人ひとりが自立した消費者として正しい知識を身につけ、安全で豊かな消費生活を送ることができるまちにします。

◆施策別の体系



◆取組施策

1 安心して消費生活相談のできる体制づくり

- ▶消費生活センターの周知を目的に、広報紙などを通じた消費者トラブルに関する情報発信や、関連団体との協働によるパネル展示などを実施します。
- ▶市民から寄せられる相談に対して迅速かつ的確に対応できるよう、研修などを通じた消費生活相談員の相談対応能力の向上を図ります。
- ▶消費者トラブルに巻き込まれた市民の被害を最小限に食い止めるため、相談窓口の周知徹底を図るとともに、相談しやすい体制を整えます。

2 自立した消費者となるための消費者教育の推進

- ▶消費者トラブルを未然に防ぐため、各年代の特性に応じた消費者教育や出前講座を実施します。
- ▶特に、知識や経験の不足などにつけ込まれ、消費者トラブルに巻き込まれるケースが少ない若者の被害を防止するため、市内の高校や大学との連携した消費者教育を推進します。

第3節 地域の特性を踏まえた機能的な都市の実現

基本施策1-3-1 コンパクトなまち

◆計画策定時の現状と主要課題

<現状>

- 本市は、市全域のほとんどが特に人口密度の高い地域で、市街地を指す人口集中地区(DID)¹³に指定されています。また、コンパクトな市域の中に多くの市民が暮らし、鉄道駅を中心に各拠点が形成されているとともに、公共交通(鉄道・バス)徒歩圏が居住市街地のほぼ全域をカバーしているといった都市構造上の強みを有しています。
- 本市が独自に行ったコミュニティ地区別の将来人口の推計結果に基づき、令和6(2024)年3月31日現在と令和23(2041)年3月31日現在の人口を比べると、鷺沼・鷺沼台地区や奏の杜地区では増加、袖ヶ浦地区では減少が目立つなど、今後、コミュニティ間での人口偏在が拡大していくと予測されています。
- 今後の人口減少に伴い、住民の日々の暮らしを支える医療・福祉、商業、公共交通の縮小や撤退による都市機能の低下、行政サービスや道路・上下水道・ガスなどのインフラ施設の維持管理の非効率化、空家・空地の増加による居住環境の悪化など、様々な面で課題が発現し、深刻化することが懸念されています。
- このような将来見通しを踏まえ、本市では令和5(2023)年9月に策定した「習志野市立地適正化計画¹⁴」の中で、多世代の市民が快適・便利に居住や活動(アクティビティ)を続けられるまちづくりを進めるため、「多世代の暮らしや学び・交流・健康のアクティビティを支える、高密度・高機能なコンパクトシティの形成」をまちづくりの方針(ターゲット)として定めています。

<主要課題>

- 高密度・高機能なコンパクトなまちの形成に向け、JR 津田沼駅周辺など特に土地の高度利用を図るべき地区において、民間の活動や投資を適切に誘導し、当該地区が有する潜在的な可能性を最大限に引き出すための再開発などを計画的に進めていく必要があります。
- 生活の拠点が形成されているその他の各駅周辺については、将来的な人口減少や高齢化の進展を見据えた中で、都市の活力をけん引する若い世代の居住を促進するため、生活利便性の向上に資する都市機能の充実及び暮らしやすい市街地の維持と形成に努める必要があります。
- 公共交通を取り巻く環境においては、特にバス事業において、運転手不足等により現状のサービスを維持することが困難な状況が見込まれるとともに、新型コロナウイルス感染症(COVID-19)流行下に減少した利用者数が回復せず、バス事業の採算性確保、収支改善の課題があることから、安定的な地域公共交通の確保に努める必要があります。

¹³ 原則として人口密度が1km²当たり4,000人以上の基本単位区等が市区町村の境域内で互いに隣接し、それらの隣接した地域の人口が国勢調査時に5,000人以上を有する地域のこと。

¹⁴ 医療・福祉施設、商業施設や住居などがまとまって立地し、これらの生活利便施設に公共交通機関でアクセスできる「コンパクト・プラス・ネットワーク」の考え方にに基づき、コンパクトなまちづくりを促進するために定める計画。

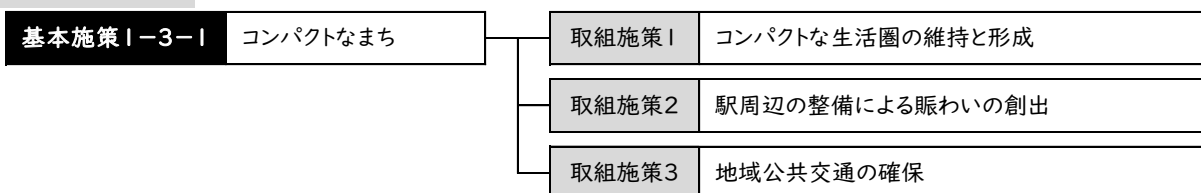
◆関連する主な個別計画（計画名及び計画期間等）

- ・習志野市都市マスタープラン／平成 27 (2015) 年度～令和 16 (2034) 年度
- ・習志野市立地適正化計画／令和5 (2023) 年度～令和 16 (2034) 年度
- ・JR 津田沼駅周辺地域まちづくり検討方針／平成 28 (2016) 年3月策定

◆施策の目的（目指すまちの姿）

コンパクトで利便性の高い都市構造の維持とさらなる充実を図り、将来にわたり誰もが安全で安心して便利に暮らすことができるまちにします。

◆施策別の体系



◆取組施策

1 コンパクトな生活圏の維持と形成

- ▶ 低層住宅地における世代構成のバランスの健全化、多様な世代の居住を促す既存の共同住宅ストックの再生、良好な自然環境の保全・活用など、各地区の特性及び課題を踏まえながら、利便性と快適性を兼ね備えたコンパクトで住みよい生活圏の維持と形成に努めます。
- ▶ 公共施設の有効活用や更新、若い世代と一体となったまちづくりの検討を進め、「学び・交流・健康」のアクティビティが展開される、高機能な都市空間の維持・創出を図ります。

2 駅周辺の整備による賑わいの創出

- ▶ JR 津田沼駅周辺について、まちのイメージ向上や都市機能の更新・拡充を実現するため、都市再開発の方針及び JR 津田沼駅周辺地域まちづくり検討方針に基づき、民間活力の導入による本市の表玄関にふさわしいウォークラブルなまちづくりを推進します。
- ▶ その他の駅周辺では、民間開発、空き店舗等の利活用などにより、地域住民の日常生活に密着した都市機能の集約・再編を図ります。

3 地域公共交通の確保

- ▶ 市民が日常生活に支障を来すことのないよう、バス交通やシェアサイクル¹⁵の維持・向上を図ります。
- ▶ 地域住民の暮らしに不可欠な公共交通を確保するため、コミュニティバスの運行事業者を支援します。
- ▶ 公共交通事業者の運転手不足への対応として、運転手確保に向けた支援に取り組みます。

¹⁵ 都市内に設置された複数のサイクルポートを相互に利用できる利便性の高い交通システムであり、公共交通の機能を補完し、観光振興や地域の活性化等にも資するなど、公共的な交通として重要な役割を担うことが期待されている。

基本施策1-3-2 市街地整備

◆計画策定時の現状と主要課題

<現状>

- 令和 7(2025)年3月 31 日現在、本市は、市域の 90.8%(1,905ha)が既に市街地を形成している区域及び概ね 10 年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき「市街化区域」に指定されており、無秩序な市街化を防止するため、建築物の立地を制限するとともに、自然や農地を保全・活用する区域である「市街化調整区域」は 9.2%(192ha)となっています。
- 市街化調整区域に指定されている地区では、営農者の高齢化及び後継者不足により、遊休農地の増加が懸念されており、今後、宅地などの都市的土地利用への転換に対する機運が高まっていくことが予想されます。
- 新習志野駅周辺地区のうち、駅北側の住宅地には市民生活に必要な公共公益施設が配置された良好な住環境が形成されています。しかし、これらの住宅地には、かつて同時期に同世代の人々が多く入居したために、市内の他の地区と比べて人口減少・少子高齢化が顕著となっています。
- 本市の高齢化率は、平成 26(2014)年 4 月1日の 21.6%から令和6(2024)年4月1日の 23.7%に上昇しています。今後さらに高齢化の進展が見込まれている中、バリアフリーに配慮した歩行空間の維持・創出に取り組む重要性が増していくと考えられます。
- 本市が令和 6(2024)年 12 月に実施した「住宅に関する意識調査」によると、「今後の習志野市の住宅施策」に関する意向については、「高齢者や障がい者が暮らしやすい住宅整備の施策の推進」が 35.9%で最も高く、次いで「空き家の適切な管理や有効活用のための施策の推進」が 25.6%となっています。年代別でみると50代以上の世帯では、「高齢者や障がい者が暮らしやすい住宅整備の施策の推進」、40 代未満の世帯では「子育て世帯への住宅施策の推進」の割合が高く、各年代の生活態様が関心の高い施策を浮き彫りにしています。
- 令和 6(2024)年4月1日現在、本市が維持管理している住宅セーフティネット¹⁶の中心的な役割を担っている市営住宅は6団地、全 24 棟、総戸数566戸であり、これらのうち最も古い住宅が竣工したのは昭和 35(1960)年となっています。
- 近年、全国的にマンションを巡っては、建物の高経年化や居住者の高齢化の「2つの老い」が進行し、今後、適正な維持管理がなされない老朽化マンションの増加が懸念されています。現在、市内には 200 件を超える分譲マンションが立地しており、市民の主な居住形態の1つとして定着している一方、築 40 年以上のマンションが約2割に上り、大規模修繕や適正な管理計画の作成が必要となっています。

¹⁶ 住宅市場の中で独力では住宅を確保することが困難な人が、それぞれの所得、家族構成、身体状況などに適した住宅を確保できるような様々な仕組みのこと。

<主要課題>

- 開発気運の高まりが見られる市街化調整区域では、地権者や営農者とともに地区の将来のあるべき姿を検討した上で、計画的かつ秩序ある土地利用を図る必要があります。
- 市内でも特に高齢化が顕著となっている新習志野駅周辺地区の北側では、若年層を中心とした新たな人の流れを生み出すために、地域の活性化と人口の年齢構成の平準化に向けた取組を推進する必要があります。
- 今後の高齢化の進展を念頭に、各地区における緊急性・重要性を勘案しながら、買い物や通院などがしやすいバリアフリーに配慮した誰もが歩きたくなるまちなかづくりを着実に推進する必要があります。
- 様々な世代や世帯がライフスタイルとニーズに応じた住まい方ができる環境を整備するとともに、いつまでも快適に住み続けられる良質な住宅ストックの維持・向上を促進する必要があります。

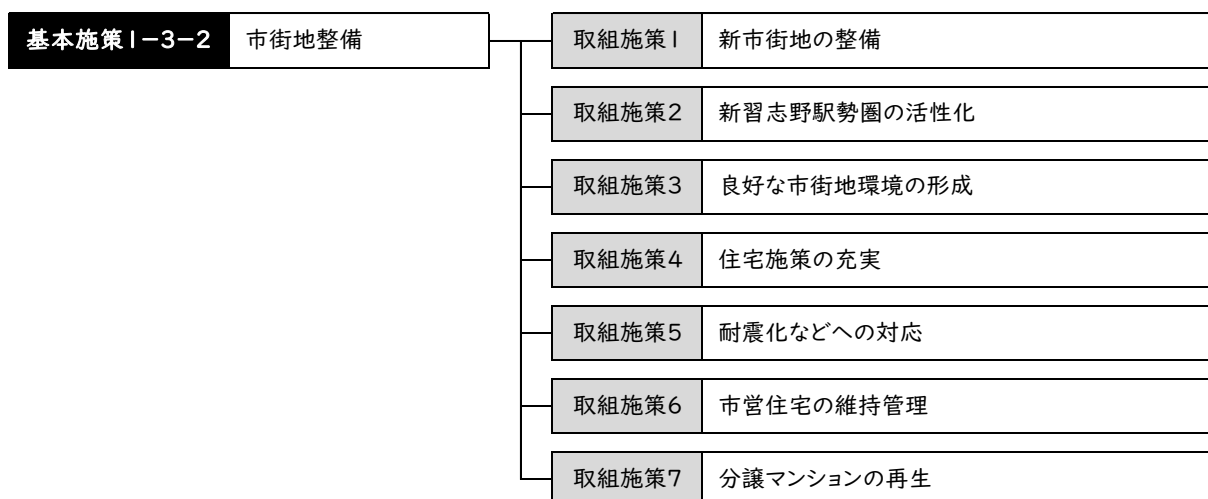
◆関連する主な個別計画（計画名及び計画期間等）

- ・習志野市都市マスタープラン／平成 27 (2015) 年度～令和 16 (2034) 年度
- ・習志野市立地適正化計画／令和 5 (2023) 年度～令和 16 (2034) 年度
- ・習志野市バリアフリー移動等円滑化基本構想／令和 8 (2026) 年度～令和 15 (2033) 年度
- ・習志野市バリアフリー移動等円滑化特定事業計画／令和 8 (2026) 年度～令和 15 (2033) 年度
- ・習志野市耐震改修促進計画／令和 8 (2026) 年度～12 (2030) 年度
- ・習志野市住生活基本計画／令和 8 (2026) 年度～令和 17 (2035) 年度
- ・習志野市営住宅等長寿命化計画／令和元 (2019) 年度～令和 10 (2028) 年度
- ・習志野市マンション管理適正化推進計画／令和 8 (2026) 年度～令和 17 (2035) 年度

◆施策の目的（目指すまちの姿）

各地域の特性を活かしながら、誰もが住み続けたいと思える良好な市街地環境と良質な住宅ストックが維持・形成されたまちにします。

◆施策別の体系



◆取組施策

1 新市街地の整備

- ▶ 鷺沼地区では、土地区画整理事業による計画的な土地利用と都市基盤のもと、地域によるまちの魅力の向上及び共生社会の実現に向けた取組を促進します。

2 新習志野駅勢圏の活性化

- ▶ 新習志野駅周辺地区では、人口減少や高齢化率の上昇など、人口構造の変化によるマイナスの影響を最小限に食い止めるため、UR 都市機構との連携による袖ヶ浦団地の再生事業をはじめ、既存の共同住宅ストックの再生を推進します。
- ▶ 新習志野駅の駅前広場の活用や新習志野駅周辺地区のまちづくりに係る将来構想の策定など、駅周辺の活性化に向けた土地利用の検討を進めます。

3 良好な市街地環境の形成

- ▶ 誰もが心身ともに快適に移動できる環境を整えるため、計画的にバリアフリー対策を推進します。
- ▶ 地区ごとに特徴のある街並みや環境をきめ細かく保全するために、住民が主体となった取組を支援します。

4 住宅施策の充実

- ▶ 子育て世帯が市内に適切な住宅を確保できないことを理由に転出することがないよう、千葉県あんしん賃貸住宅などの情報提供に取り組みます。
- ▶ 子育て世帯等の定住による適正な人口構造の確保につなげるため、特に少子高齢化が著しい地区などへ優先的に助成するなど、親元近居の住宅取得時の助成について見直しを行いながら、支援します。
- ▶ 様々な世代や世帯のライフスタイルとニーズに応じた住み方に対応するため、関係機関と連携し、既存の住宅ストックの活用などを促進します。

5 耐震化などへの対応

- ▶ 耐震化について、市民への意識啓発及び知識の普及を積極的に図ります。
- ▶ 地震による建築物などへの被害を最小限に留め、市民の安全を確保できるよう、建築物の耐震化に向けた取組みや危険ブロック塀の除去等を支援し安全性の向上を図ります。

6 市営住宅の維持管理

- ▶ 住民が市営住宅での生活に支障を来さないよう、老朽化の度合いに応じた外壁や屋上、設備などの改修を実施します。また、設置後、長期間が経過する市営住宅では、耐用年限が近づいているため、建て替えなどのあり方について検討します。

7 分譲マンションの再生

- ▶ マンション管理相談会、マンション管理セミナー及びマンション管理士の派遣などを通じ、自主的かつ適正な維持管理を支援します。
- ▶ 分譲マンションの長寿命化や建て替えなどが円滑に進むよう、管理組合への支援などを行います。

【第2章】育み学び健康で笑顔輝く「ひと」

第1節 みんなで支える医療と福祉、保健の充実

基本施策2-1-1 健康・医療

◆計画策定時の現状と主要課題

<現状>

- 厚生労働省の「令和6年版厚生労働白書」によると、近年、精神疾患の外来患者数は増加傾向で推移し、自殺者数も年間2万人を上回り続けるなど、若者、働き盛り、高齢者など、ライフステージを問わずに、こころの健康を損ない、本来得られるはずの質の高い生活を失っている人が数多く存在しているとされています。
- 本市においても、自殺者数は令和元(2019)年度の21人に対し、新型コロナウイルス感染症(COVID-19)流行下の令和3(2021)・4(2022)年度では17人に減少したものの、その後の令和5(2023)年度は24人、令和6(2024)年度は25人となっています。
- 令和4(2022)年度末時点の本市の平均寿命(出生直後0歳時点での平均余命)は、男性81.4歳(全国:80.8歳、千葉県:81.0歳)、女性87.4歳(全国:87.0歳、千葉県:86.9歳)で、全国及び千葉県とほぼ同程度となっています。
- 令和4(2022)年度末時点の本市の健康寿命(健康上の問題で日常生活が制限されることなく生活できる期間)は、男性81.2歳(全国:80.1歳、千葉県:80.2歳)、女性86.1歳(全国:84.4歳、千葉県:84.4歳)で、全国及び千葉県と比べ高い水準にあります。
- 本市では、全国と比べ男女ともに脳血管疾患による死亡率が高い状況にあります。また、令和4(2022)年の市全体の死亡者数に占める割合が25.9%で最も高い、悪性新生物(がん)の死亡率は全国と比べ、男性では胃がん、肝及び肝内胆管がん、女性では大腸がん、胃がんが高い傾向にあります。
- 現在、全国的に国民健康保険事業は、被保険者(加入者)の年齢構成が高く、また、医療費の水準が高いなどの構造的な問題を抱えており、多くの市区町村において増え続ける支出を保険料などの収入で賄うことができない難しい財政状況が続いています。
- 本市でも被保険者1人当たりの医療費は年々増加傾向にあり、平成29(2017)年度の33万8,015円と比べて令和5(2023)年度は38万1,230円と4万3,215円(12.8%)増加しています。

<主要課題>

- 育児や介護疲れ、生活困窮、いじめや孤立、過労などの自殺の背景となっている問題の解消に向け、関係機関との連携によるきめ細かな相談・支援体制の充実を図る必要があります。
- 食習慣、運動習慣、休養、喫煙、飲酒などの生活習慣が発症・進行に関与する疾患群である、悪性新生物(がん)や脳血管疾患などの生活習慣病の予防及び早期発見・早期治療につなげるため、若い世代の頃から健康診査やがん検診の受診が習慣化する環境づくりを推進する必要があります。
- 限りある医療資源のもと、市民ができる限り住み慣れた地域で安心した生活を継続できるよう、在宅医療を含めた地域医療体制の充実を図る必要があります。
- 財政運営の責任主体である千葉県と連携し、国民健康保険事業の安定的かつ健全な運営に努める必要があります。
- 新型インフルエンザ等、新たな感染症の発生による危機は将来必ず到来することを想定し、国や他地方自治体を含めた関係機関と相互に連携・協力し対策を強化推進する必要があります。

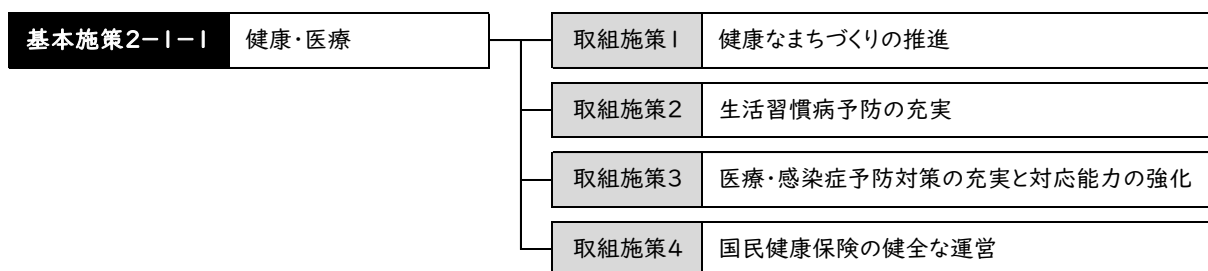
◆関連する主な個別計画(計画名及び計画期間等)

- ・健康なまち習志野計画／令和8(2026)年度～令和15(2033)年度
- ・第3期習志野市国民健康保険データヘルス計画(習志野市特定健康診査等実施計画(第4期))／令和6(2024)年度～11(2029)年度
- ・習志野市第3期地域福祉計画／令和8(2026)年度～令和15(2033)年度
- ・習志野市新型インフルエンザ等対策行動計画／平成28(2016)年4月改訂

◆施策の目的(目指すまちの姿)

市民一人ひとりの健康意識が高まり、健康づくりのために自らが主体的に行動し、いきいきと安心して生活を送ることができるまちにします。

◆施策別の体系



◆取組施策

1 健康なまちづくりの推進

- ▶誰もがいつまでも健康で幸せな生活を送ることができるよう、健康的な生活習慣を身につけるためのきっかけをつくとともに、その継続と定着を後押しします。
- ▶市民の健康づくりを応援している健康づくり推進員が実施するイベントなどを健康ポイント¹⁷の対象とすることで、健康に対する意識の向上と健康づくりを通じた市民交流の促進を図ります。
- ▶講演会などを通じ、すべての年代に命の大切さを伝えていくとともに、相談窓口やカウンセリングの充実及び健康・生活・家庭・家計・債務問題など、様々な悩みに応じた解決方法について、関係機関と連携した情報の収集・発信に取り組みます。

2 生活習慣病予防の充実

- ▶全国基準と比較して死亡率の高い脳血管疾患の発症・重症化を予防するため特定健康診査及び特定保健指導実施率の向上を図ります。
- ▶悪性新生物(がん)による死亡者数を減少させるため、がん検診を受診しやすい体制の整備や受診勧奨を行います。

3 医療・感染症予防対策の充実と対応能力の強化

- ▶休日及び夜間における急病に対応するため、医療機関との連携のもと、一次・二次診療体制の整備や市民に対する救急医療の適正利用の周知に努めます。
- ▶千葉県と適切に役割を分担し、在宅における医療の需要増加や多様化に対応できる体制の確保に努めます。
- ▶感染症の発症・重症化を予防するため、市民一人ひとりが予防接種の必要性を正しく認識し、適切に接種できるよう、定期的な情報提供と予防接種体制の整備を推進します。
- ▶新型コロナウイルス感染症(COVID-19)対策で得た知見を活かしながら、新たな感染症の発生時に迅速かつ的確に対応できる体制を構築します。
- ▶新型インフルエンザ等感染症の発生に備え、新たな感染症の発生状況、予防や対処方法に対する定期的な情報発信を行い、市民意識の啓発に努めます。
- ▶定期的に新型インフルエンザ等対策本部の開設訓練や感染症対応物品の計画的な備蓄、円滑な予防接種体制の準備などに取り組み、新たな感染症への対策強化を推進します。

4 国民健康保険の健全な運営

- ▶健全な財政運営を図るため、国民健康保険事業の収支の安定化に努めます。
- ▶医療費の適正化に資するよう、新薬(先発医薬品)と品質・有効性・安全性がほぼ同等で低価格なジェネリック医薬品(後発医薬品)の利用を促進します。

¹⁷ 市民が健康診査を受けたり、スポーツクラブに行ったり、自分の健康に関する目標に取り組んだりすることでポイントが貯まり、ポイント達成者は協賛店でその店独自の特典(サービス)が受けられる。

基本施策2-1-2 高齢者福祉

◆計画策定時の現状と主要課題

<現状>

- 令和6(2024)年3月31日現在、本市の高齢者人口(65歳以上)は4万1,270人、また、高齢化率(総人口に占める割合)は24.3%で市民の約4人に1人を占めています。高齢者人口のうち75歳以上は、平成12(2000)年の6,361人と比べて約3.8倍(1万7,737人増)に増加しており、高齢者人口の構成において高齢化が進んでいます。
- 国勢調査によると、平成17(2005)年以降、高齢者のみの世帯数¹⁸は、いずれも前回調査時点を上回っており、令和2(2020)年では1万6,106世帯、平成12(2000)年の6,583世帯と比べて約2.4倍(9,523世帯増)に増加しています。
- 高齢化の進展に伴い、近年、要介護(要支援)認定実人数も前年を上回る状況が続いています。令和5(2023)年の要介護(要支援)認定実人数は8,177人であり、平成30(2018)年の6,776人と比べて1,401人(20.7%)増加しています。
- このような状況下、国の推計方法をもとに本市が今後の認知症高齢者数を推計した結果、令和7(2025)年度の8,484人に対し、令和22(2040)年度では1万2,705人と約1.5倍(4,221人増)に増加し、高齢者に占める割合も令和7(2025)年度の20.0%(約5人に1人)から令和22(2040)年度の24.6%(約4人に1人)に上昇すると予測しています。

<主要課題>

- 高齢者が住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けられるよう、介護・医療・保健・福祉などに関する多職種が連携し、地域ぐるみで支え合う地域包括システムの一層の推進を図るとともに、高齢者の身近な場所での日々の困りごとの解決に向け、地域のネットワークの強化を図る必要があります。
- 健康寿命を延ばし、高齢者ができる限り長く健康で過ごすことができるよう、高齢者自身が介護予防や自立に向けて取り組めるよう支援の充実を図る必要があります。
- 高齢者が要介護状態になっても、住み慣れた地域の中で必要なサービスを安心して利用することができるよう、地域包括ケアシステムを深化させ、医療と介護の一層の連携を図り、高齢者及びその家族のニーズや地域の特性などを考慮したサービス提供体制の充実を図る必要があります。
- 高齢者自身も地域の多様な主体の一員であり支える側、支えられる側との関係性を超えた地域共生社会を実現していく視点が必要です。

◆関連する主な個別計画(計画名及び計画期間等)

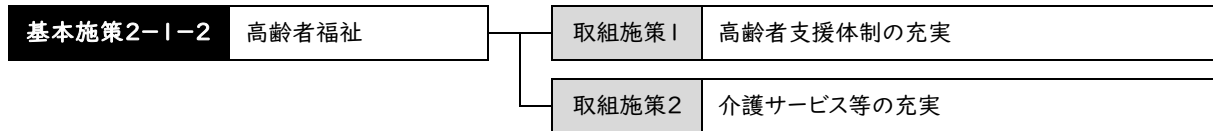
- ・習志野市光輝く高齢者未来計画 2024(高齢者保健福祉計画・第9期介護保険事業計画)／令和6(2024)年度～令和8(2026)年度
- ・習志野市第3期地域福祉計画／令和8(2026)年度～令和15(2033)年度

¹⁸ 65歳以上世帯員の単独世帯(65歳以上の人1人のみの一般世帯)及び夫65歳以上、妻60歳以上の夫婦のみの世帯(夫65歳以上、妻60歳以上の夫婦1組のみの一般世帯)。

◆施策の目的（目指すまちの姿）

地域の高齢者が抱える様々な困りごとに関して世代交流の機会や専門職を活かしながら多様な主体が互いに協力して解決できるまちにします。

◆施策別の体系



◆取組施策

1 高齢者支援体制の充実

- ▶ 高齢者が希望する限り住み慣れた地域での生活を継続できるよう、地域包括ケアシステムの要素である「生活支援」「介護予防」に係る多様な主体による生活支援サービスの提供体制を整備します。
- ▶ 医療と介護の両方のサービスを必要とする高齢者が、住み慣れた地域の中で安心して暮らせるよう、在宅医療と介護の切れ目のない提供体制の構築と多職種連携の推進を図ります。
- ▶ 認知症の人とその家族が地域で安心して暮らし続けられるよう、「共生社会」の実現に向け、誰もがなり得る認知症について「我が事」として認知症に関する知識を深める等、認知症への備えの支援を推進するとともに、新しい認知症観の普及が促進されるよう取り組みます。
- ▶ 介護予防・健康づくりに取り組む住民主体の活動団体に対し、補助金の交付などの支援を行います。
- ▶ 市及び事業者が相互に連携し、高齢者の見守りを行い、異変が確認された時には的確に対応する見守りネットワーク事業や高齢者相談員の活動を通して、地域ぐるみによる高齢者の見守り活動を推進します。
- ▶ 介護予防・日常生活支援総合事業において、地域の実情に応じて、高齢者を含む住民等の多様な主体の参画を促し、多様な生活支援のサービスを充実するとともに、地域の支え合い体制づくりを推進します。

2 介護サービス等の充実

- ▶ 介護給付費及び介護保険料の上昇を抑制するとともに、介護予防及び要介護状態の重度化の防止にも資するよう、介護サービス事業者の業務効率化等によるサービスの質の確保・向上を促進します。
- ▶ 介護職員初任者研修等の修了者に対し、資格取得に要した研修費用を一部助成するなど、介護サービスの現場を支える人材の確保を支援します。
- ▶ グループホームや介護付有料老人ホーム等の居住系サービスに関しては、千葉県計画と整合を図りながら供給量を確保するため国及び県の補助財源を活用した施設整備費の補助を行い、サービス供給を担う民間事業者を支援します。

基本施策2-1-3 障がい福祉

◆計画策定時の現状と主要課題

<現状>

- 国は、令和6(2024)年4月1日から「改正障害者差別解消法」を施行し、行政機関等や事業者に対して、「障がいを理由とする不当な差別的扱い」を禁止するとともに「合理的配慮¹⁹の提供」を求めることなどを通じて、共生社会の実現を目指としています。
- 令和6(2024)年3月31日現在、本市の身体障害者手帳の所持者数は4,046人、このうち程度の重い1~2級が約半数の1,909人を占めています。また、精神障害者保健福祉手帳の所持者数は1,909人、平成31(2019)年の1,249人と比べて約1.5倍(660人増)に増加しているのが目立つ状況にあります。
- 近年、精神障害者保健福祉手帳の所持者が増加している要因としては、現代のストレス社会の中で、うつ病や統合失調症以外の精神疾患と呼ばれる患者数が増加してきたこと、手帳の所持に対する周囲の理解が進んだことなどが考えられます。
- 令和6(2024)年度の「市民意識調査」によると、障がい者(児)施策で最も回答率が高かったのは「障がい(児)が通う施設の充実」の30.2%であり、次いで「雇用対策・就労機会の充実」の25.7%となっています。
- 今後、高齢化の進展を背景に、加齢に伴う身体機能の低下や認知症などが原因で、心身に障がいのある高齢者が増加していく一方で、障がいのある人の活躍の場の広がりや、障がいがあっても元気に社会に参加し続けることを望む高齢者の増加などによって、障がいのある人を取り巻く地域社会の多様化が進んでいくと考えられます。

<主要課題>

- 乳幼児期から高齢期に至るまで、障がいのある人がその特性やライフステージに応じたきめ細やかな福祉サービスを受けることで、住み慣れた地域の中で安心して日常生活を送ることができるよう、各種サービスの提供体制や相談支援体制の充実を図る必要があります。
- 障がいの有無によって分け隔てられることのない、共生社会を実現するためには、障がいのある人が自分らしく、自立して暮らし続けられるよう、日中の活動の場や生きがい・社会参加を促進するための支援の充実に努めるとともに、地域における障がいへの正しい理解を促進する必要があります。

◆関連する主な個別計画(計画名及び計画期間等)

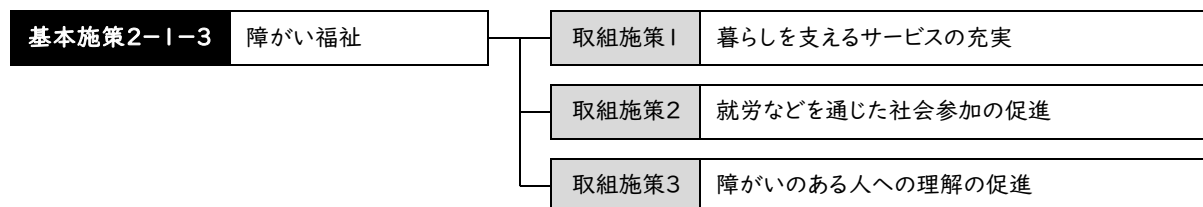
- ・第5期習志野市障がい者基本計画(障がい者施策に関する基本計画)／令和6(2024)年度~令和11(2029)年度
- ・第7期習志野市障がい福祉計画・第3期習志野市障がい児福祉計画／令和6(2024)年度~令和8(2026)年度
- ・習志野市第3期地域福祉計画／令和8(2026)年度~令和15(2033)年度

¹⁹ 社会的障壁(障がいのある人が日常生活又は社会生活を営む上で障壁となる、社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のもの)を取り除くために、障がいのある人の個別の状況に応じて行う配慮のこと。

◆施策の目的（目指すまちの姿）

障がいの有無によって分け隔てられることなく、誰もがお互いに人格と個性を尊重し、支え合いながら、心豊かな生活を送ることができるまちにします。

◆施策別の体系



◆取組施策

1 暮らしを支えるサービスの充実

- ▶ 緊急時に備えた相談や事前のニーズ把握、入所・入院者及び施設・病院などからの地域移行に向けた働きかけなどを行う拠点コーディネーターの配置や利用者の事前登録を検討し、障がいのある人及びその家族を地域全体で支えるサービスの提供体制を構築します。

2 就労などを通じた社会参加の促進

- ▶ 障がい者就労施設等と情報交換し、障がい者就労施設等から新たな物品や役務を優先的に調達できるように努めます。
- ▶ スポーツを通じて障がいのある人とない人が豊かに交流できるよう、ユニバーサルスポーツ交流会等の充実に取り組みます。
- ▶ 就労移行支援事業所との連携により、障がいのある人の就労機会の確保と就労定着を支援します。

3 障がいのある人への理解の促進

- ▶ 手話や点字の普及及び理解の促進を図るとともに、市ホームページ等でコミュニケーションツールの情報を周知し、誰もが当たり前でコミュニケーションができるように努めます。
- ▶ 社会福祉協議会や障がい者団体など関係機関との連携を図りながら、市民の障がいに対する理解を深めるための機会を継続して提供します。

基本施策2-1-4 地域福祉

◆計画策定時の現状と主要課題

<現状>

- 「地域福祉」とは、地域での人と人とのつながりを大切にし、お互いに助け合う関係を築き、誰もが支え合う地域共生社会を実現しようとするものです。しかし、現在、全国的に地域内でのつながりが希薄になり、住民の社会的孤立による孤独死、引きこもり、虐待など、深刻な社会問題化しています。
- 本市では、市民、地域、福祉団体・事業者、社会福祉協議会などとの連携による地域福祉活動を推進しています。これらの関係機関のうち、社会福祉協議会が運営している「ふれあい・いきいきサロン」では、参加する方々と運営に携わっているボランティアが自主的に世代間交流の行事や健康体操、健康チェックなどに取り組んでおり、その活動内容は各支部により異なり多岐にわたっています。
- この「ふれあい・いきいきサロン」や地域住民が取り組んでいる交流の場である「地域サロン」について、元気な高齢者が担い手となり、若い世代の協力も得ながら、参加したい人がいつでも希望するサロンに参加し、高齢者自らが地域社会とつながり、健康で自立した生活を送ることができるよう、その活動の支援に取り組んでいます。
- 本市の生活保護の被保護世帯数は、平成 30(2018)年度の 1,755 世帯から令和 6(2024)年度には 1,851 世帯へと増加しており、前年度(令和 5 年度:1,905 世帯)と比較すると若干の減少がみられるものの、高い水準にあります。平成 30 年度との比較では、96 世帯(5.5%)の増加となっています。また、保護延人員数を保護の種類別に見ると、「介護扶助」に該当する人員が 3,709 人から 4,572 人へと約 1.2 倍(863 人増)に増加しており、特に顕著な伸びを示しています。

<主要課題>

- 今後、本市でも少子高齢化の進展による人口構造の変化などに伴い、地域の生活課題がますます多様化・個別化していくと見込まれる中、地域共生社会の実現に向けて、安定的かつ継続的に地域福祉活動が展開されるよう、地域で助け合う「共助」に根ざした取組に対する支援の充実に努める必要があります。
- 単身高齢世帯の増加や近年の物価高騰などの影響により、生活に困窮する人の増加が予想される中、引き続き、生活保護制度の適正な運用に努めるとともに、生活に困窮する人の社会的・経済的な自立を促進するための取組を推進する必要があります。

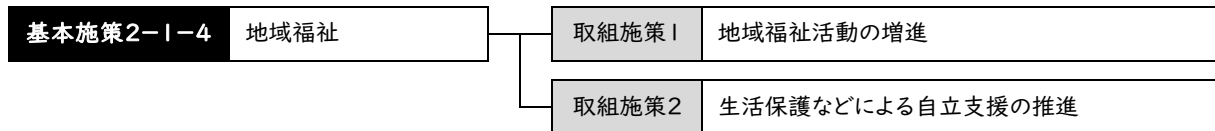
◆関連する主な個別計画(計画名及び計画期間等)

- ・習志野市第3期地域福祉計画／令和8(2026)年度～令和15(2033)年度

◆施策の目的(目指すまちの姿)

人と人とのつながりを深め、市民、地域、各種団体など多様な主体が共に支え合いながら、誰もが孤立せずに安心して暮らし続けられるまちにします。

◆施策別の体系



◆取組施策

1 地域福祉活動の増進

- ▶ 地域社会からの孤立に起因する高齢者の健康状態の悪化や要介護状態の重症化を防ぐため、地域の人たちが集い交流する場である「ふれあい・いきいきサロン」及び「地域サロン」の周知徹底と活用促進を図ります。
- ▶ 地域の困り事を他人事ではなく「我が事」として捉えることができるよう、様々な機会を捉え、市民一人ひとりの意識を変えるための啓発活動を推進します。
- ▶ ボランティア講座の開催などを通じ、多様な世代が自分に合った地域福祉活動に気軽に参加できるように、情報提供や機会の確保に努めます。
- ▶ 地域共生社会の実現に向けた包括的な支援体制のさらなる充実を目指し、対象者の属性を問わない相談支援、多様な参加支援、地域づくりに向けた支援を一体的に行う重層的支援体制整備事業の実施に取り組みます。

2 生活保護などによる自立支援の増進

- ▶ 困窮状態からの早期脱却や貧困の連鎖を防ぐため、子どもを含めた生活に困窮している人の状態に応じた包括的かつ継続的な相談・支援体制を強化します。
- ▶ 生活保護の受給要件を的確に把握し、制度の適正運用に努めるとともに、ハローワークや専門的知識を有する就労支援員と連携した就労支援の充実を図ります。

第2節 次世代の担い手を育てる教育・人材育成の強化

基本施策2-2-1 こども・若者育成支援

◆計画策定時の現状と主要課題

<現状>

- 国は、令和5(2023)年12月に策定した「こども大綱」において、すべてのこども・若者が等しくその権利が擁護され、身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態(ウェルビーイング)で生活を送ることができる「こどもまんなか社会」の実現を目指すとしています。
- 市内幼稚園及びこども園(短時間児)の園児数は、令和2(2020)年以降、前年を下回り、令和6(2024)年5月1日現在では1,286人、令和元(2019)年の2,202人と比べて約4割(916人)減となっています。また、教育・保育施設において、特別な支援を要するこどもや国や文化、言葉に違いがあるなど、多様な個性をもつこどもが増えています。
- 本市の児童相談件数は、令和元(2019)年度の1万3,971件から年々増加し、令和6(2024)年度は2万3,727件で、令和元(2019)年度と比べて約1.7倍(9,756件増)となっています。また、困難を抱える家庭への支援者がいない場合、こども自身が本来は大人が担うと想定される家事や家族の世話などを過度に担うことで、友人関係や学校生活などに支障をきたすヤングケアラーとなっている家庭も見受けられます。
- こども・若者を取り巻く環境は、昨今、全国的に少子化や世帯の小規模化の進行、地域との交流の希薄化などに加え、スマートフォンやSNSといった情報化社会の進展などにより、多様化・個別化しています。こうした中、ニートや引きこもり、不登校など、社会生活を円滑に営む上で困難を有するこども・若者への支援のあり方が課題となっています。

<主要課題>

- こどもの人格や個性が尊重され、生涯をたくましく生きるために、こどもの主体性を伸ばし、「自立力」や「自律力」を育むことができるよう、多様な経験を重ねたり、様々な人たちと交流できる場や機会の提供に努める必要があります。
- 併せて、教育・保育施設において、こどもたちの健やかな成長や発達を保障するため、こどもの人権擁護や安全配慮などに対する職員の意識向上を図る必要があります。
- 今後さらに児童虐待や複雑な内容の相談件数が増加すると考えられる中、養育に課題を抱えるこどもとその保護者の不安や負担を軽減し、安全・安心に過ごせる環境の充実を図る必要があります。
- 様々な困難に直面しているこども・若者が自己肯定感を持ち、自分らしさを発揮しながら、社会の中で自らの生き方を切り拓く力を身につけられるよう、それぞれの状況に応じた切れ目のない支援に取り組む必要があります。

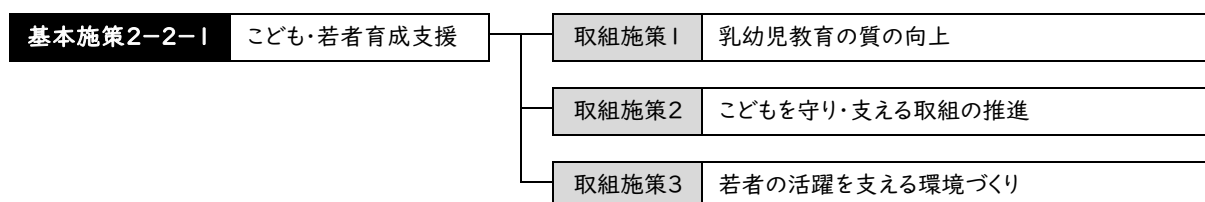
◆関連する主な個別計画（計画名及び計画期間等）

- ・習志野市こども若者まんなか計画／令和7（2025）年度～令和11（2029）年度
- ・習志野市教育振興基本計画／令和8（2026）年度～令和15（2033）年度
- ・習志野市第3期地域福祉計画／令和8（2026）年度～令和15（2033）年度
- ・第7期習志野市障がい福祉計画・第3期習志野市障がい児福祉計画／令和6（2024）年度～令和8（2026）年度

◆施策の目的（目指すまちの姿）

すべてのこども・若者が、安全・安心な環境の中で、自分で選択したり、自己肯定感を感じたりしながら、自分らしさを存分に発揮し、健やかにたくましく成長できるまちにします。

◆施策別の体系



◆取組施策

1 乳幼児教育の質の向上

- ▶ 幼稚園・保育所・こども園のこどもたちが小学校との交流、子育てふれあい広場やこどもセンター利用者との交流、地域行事への参加など、多様な経験を重ねたり、様々な人たちと関わりを持つことができる機会を計画的に設けます。
- ▶ こどもの主体性を育むため、職員に対し講師による講話や他クラス・他施設の見学など、園（所）内研修を実施し、教育・保育環境の充実を図ります。
- ▶ 職員のこどもの人権擁護への意識を高めるため、多様性や不適切保育、性暴力などに関する研修機会を提供するとともに、各施設での人権教育を推進します。

2 こどもを守り・支える取組の推進

- ▶ 困難を抱える家庭の孤立化や児童虐待の予防、早期発見・早期解決を図るため、母子保健機能と児童福祉機能による一体的な支援を推進します。
- ▶ 日常生活において様々な問題や困難を抱えている家庭に対する支援体制のさらなる充実・強化に向け、地域の関係機関との適切な情報共有や連携を図ります。
- ▶ ヤングケアラー及びその家庭の状況に応じた適切な福祉サービスや支援につなげられるよう、市民や関係機関に対するヤングケアラーの周知・啓発を推進するとともに、関係機関との連携を図ります。
- ▶ ひとり親家庭の経済的な自立に向け、就労に必要な知識・技能の習得、能力開発などを支援するため、資格取得の受講料や受講中の生活費などを給付します。

- ▶ 成長・発達に心配のある子どもをもつ家庭の不安軽減につながるよう、きめ細やかな相談支援に取り組むとともに、個別支援計画²⁰を作成し、乳幼児から学齢期まで一貫して継続的なサポートを実施します。

3 若者の活躍を支える環境づくり

- ▶ 青少年健全育成活動に対する認知度を高め、活動の担い手を発掘するとともに、指導者の資質及び活動意欲の向上、関係団体との連携強化による育成体制の強化を図ります。
- ▶ 学校と地域がそれぞれの強みを活かし、互いに補完し合いながら、地域全体で子どもを育む地域学校協働活動を推進します。
- ▶ SNS などによる情報トラブルを防止するため、児童生徒への情報リテラシー教育を推進します。
- ▶ 児童生徒の登下校の安全を守るため、子ども110番の家の拡充などを図ります。
- ▶ 子ども・若者が身体的・精神的・社会的に幸せな状態（ウェルビーイング）で成長できるよう、放課後などに自由かつ気軽に行くことができ、安全・安心に過ごせる様々な居場所づくりを推進します。
- ▶ 若者が自身の興味や関心などに応じた地域活動に参加し、また、困難な状態に陥るのを防ぐための連携や支援に結びつくよう、地域と若者をつなぐ仕組づくりを推進します。
- ▶ 若者を対象とした施策に関する積極的な情報発信や普及啓発を通じ、若者世代とその上の世代の意識共有及び若者支援に対する理解促進を図ります。
- ▶ 若者同士のつながりを育むため、仲間づくりや出会いの機会の創出を図ります。

²⁰ 成長・発達に心配のある子どもの様子に合わせ、その子どもに関わる人たちが共通した考えと目線を持ち、子どもを継続的に支援していくためにつくる計画のこと。

基本施策2-2-2 学校教育

◆計画策定時の現状と主要課題

<現状>

- 現代は将来の予測が困難な「VUCA²¹」の時代と言われています。このような時代には、こどもたちが柔軟な学び方や考え方、変化に対応する力と態度を身に付け、個々の能力や可能性を最大限に引き出していくことが重要です。
- 本市では、次世代を担うこどもたちが今後の社会を生きるために必要な資質・能力を身につけられるよう、「確かな学力」「豊かな心」「健やかな体」という知・徳・体のバランスのとれた「生きる力」を育む教育の充実に取り組んでいます。
- これらのうち、「確かな学力」の育成について、文部科学省の「全国学力・学習状況調査結果」によると、本市の小学校第6学年の国語・算数及び中学校第3学年の国語・数学の平均正答率は、感染症拡大で調査が未実施であった令和2(2020)年を除き、令和元(2019)年～令和7(2025)年では、いずれの年次も全国平均を上回っています。
- 近年、本市のいじめの認知件数は、令和3(2021)年以降、小学校では増加し、中学校では横ばいとなっています。
- 不登校児童生徒の割合は、令和5(2023)年度では小学校が2.50%(226人)、中学校が6.72%(273人)で、令和元(2019)年度と比べて小学校では約2.6倍、中学校では約1.7倍に増加しています。
- 令和7(2025)年5月1日現在、市内には市立の小学校を16校、中学校を7校設置しています。令和元(2019)年以降、小学校の児童数は概ね9,000人で推移してきましたが、令和6年度以降は9,000人を下回り減少傾向にあります。
- 現在、小学校、中学校、習志野高校の床面積は、本市が保有する公共施設(建築物)全体の54%を占めており、これらのうち、建築後30年以上を経過する床面積の割合は76%に上り、改善が図られているものの、依然として老朽化が顕著です。

<主要課題>

- 「確かな学力」「豊かな心」「健やかな体」からなる「生きる力」を総合的にバランスよく育むための教育に注力する必要があります。
- 児童生徒が自らの意志で、自ら主体的に学んでいくことが必要です。
- 教育DXを進めて、業務の効率化を図り、教職員がこどもたちと向き合う時間を確保する必要があります。
- 予測困難な時代を生きぬくため、こどもたちが自分自身の良さや可能性を認識し、他者を尊重し、協力しながら、自分の人生を切り拓いていける力を育成していく必要があります。
- 児童生徒が1人1台端末を持つ教育環境の下、ICTを活用しながら個別最適な学びと協働的な学びを一体的に充実させ、主体的・対話的で深い学びの実現に向け、取り組んでいく必要があります。
- すべての児童生徒が明るく、楽しく、いきいきとした学校生活を送ることができるよう、学校や家庭、地域社会との連携を図りながら、特別支援教育や外国籍の児童生徒に対する日本語学習の充実、

²¹ Volatility(変動性)、Uncertainty(不確実性)、Complexity(複雑性)、Ambiguity(曖昧性)の略。

いじめや不登校の未然防止及び早期発見・早期対応など、様々な面から児童・生徒一人ひとりの特性に応じたきめ細やかな教育を推進する必要があります。

○安全・安心で快適な教育環境・学習環境の維持及び確保を図るため、今後の児童生徒数の動向に加え、各地域のコミュニティの活性化や防災力の向上などの観点も踏まえながら、学校施設の改築や長寿命化、大規模改修などを計画的に進めていくほか、時代の変化に合わせた学校施設のあり方を検討していくことも必要と考えられます。

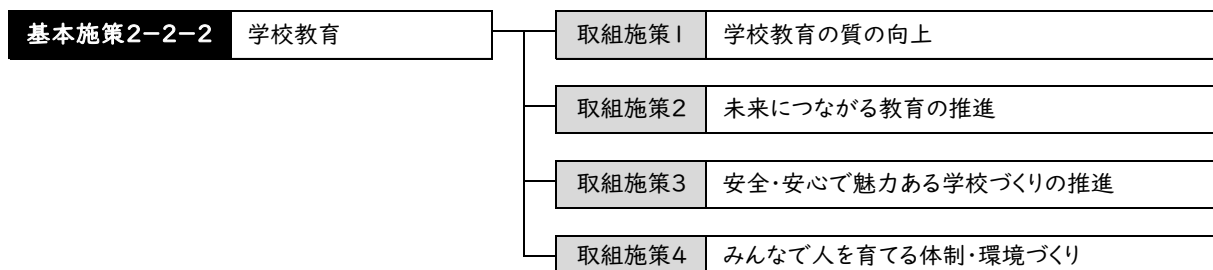
◆関連する主な個別計画（計画名及び計画期間等）

- ・習志野市教育振興基本計画／令和8（2026）年度～令和15（2033）年度
- ・習志野市こども若者まんなか計画／令和7（2025）年度～令和11（2029）年度
- ・習志野市第3次学校施設再生計画／令和8（2026）年度～令和23（2041）年度

◆施策の目的（目指すまちの姿）

児童生徒が持続可能な社会の担い手として活躍するために、主体的に学び・考え・取り組む力を養い、あらゆる違いを理解し合い、認め合うことで、よりよい解決方法を導き出し、一人ひとりが自分らしく活躍し、幸せややりがいを感じるまちにします。

◆施策別の体系



◆取組施策

1 学校教育の質の向上

- 児童生徒の学力向上を図るため、個別最適な学びと協働的な学びの一体的充実を図り、主体的で対話的で深い学びに向けた授業改善を図ります。
- 各教科主任などを対象とした研修内容の充実や要請訪問における指導・助言により、教職員の授業力向上を図ります。
- 豊かな心を育むため、道徳教育の充実、体験学習の充実を図ります。
- 健やかな体を育成するため、児童生徒の体力の向上及び運動の習慣化を目指し、教科主任研修や学校訪問などの機会を活用することで、保健体育の授業の充実を図ります。また、望ましい食習慣を身に付けることができるよう食育を推進します。

- ▶ いじめの予兆を見逃さず、未然に防止できるよう、いじめ防止に係る教職員研修や児童生徒への啓発を実施します。いじめが発覚した場合には、いじめ問題に関わる関連機関や関係団体と連携し、迅速に組織で対応します。

2 未来につながる教育の推進

- ▶ 児童生徒が一人ひとりのニーズに合った支援を受け、適切な学びの場で学習できるよう、教職員の特別支援教育に関する専門性の向上と、校内支援委員会及び教育相談の充実に努めます。
- ▶ 外国籍の児童生徒に対する日本語学習の質の向上に結びつくよう、日本語指導教室の担当者と在籍学級の担任との連携を強化します。
- ▶ 小中学校において、校内教育支援センターの活用を図り、不登校の未然防止及び解消に努めます。令和7年4月に開設した学びの多様化学校(袖ヶ浦西小学校分教室)やフレンドあいあいなど、多様な学びの場の確保と不登校児童生徒等への支援を一体的に推進することで、誰一人取り残されない学びの保障を図ります。あわせて、早期の兆しを的確に捉えて、支援につなげることで、不登校の未然防止に努めます。
- ▶ グローバル化に対応できる力を育成するため、外国語教育の充実を図るとともに、多様な文化や価値観への理解を深める言語活動や国際交流を通じて国際感覚を養います。
- ▶ ICTを活用したプレゼンテーションやプログラミング学習を通じて、論理的思考や表現力を育成します。さらに、生成AIを活用した課題解決型の学びを取り入れ、デジタル社会に対応できる力を育てます。

3 安全・安心で魅力ある学校づくりの推進

- ▶ 児童生徒及び教職員の安全・安心を確保し、防災・減災の力を培うため、各学校において実効性のある避難訓練や防災教育の実施、危機管理(防災)マニュアルの周知・徹底を図ります。
- ▶ 学校ごとの特色ある研究活動に対して、指導主事等が学校を訪問し、学校の実態に応じた「わかる・できる授業」の実現に向けて的確な指導・助言を行うことで、教職員の指導力向上と教育実践の質的改善を図り、児童生徒が主体的に学べる魅力ある学校づくりを推進します。
- ▶ 習志野高校が市立高校として、その役割を十分に発揮できるよう、学校運営に学校運営協議会委員及び地域・保護者の評価や意見を取り入れるなど、学校・家庭・地域などの連携・協働に根ざした学校づくりを推進します。

4 みんなで人を育てる体制・環境づくり

- ▶ 児童生徒の健全な成長環境と教職員の労働環境の改善を図るため、民間委託など様々な手法を活用し、部活動の地域展開を推進します。
- ▶ 虐待の早期発見を含め、児童生徒の心の安全・安心の確保を目指し、教育相談体制の充実に図るため、教育相談員の全校配置を着実に推進します。
- ▶ 保護者の教育費に係る経済的な負担軽減を図るため、学校教材の共用品化を進めるとともに、AI機能を搭載したデジタルドリルの活用などによる副教材の精選を行います。
- ▶ 児童生徒の学習環境や教職員の職場環境の改善を図るため、「習志野市第3次学校施設再生計画」に基づく学校施設の改築、長寿命化などを計画的に推進します。
- ▶ 老朽化が顕著な総合教育センターについて、教育のシンクタンク機能を強化するため、近隣の社会教育施設・自治振興施設との複合化、多機能化による再整備を計画的に実施します。

第3節 若い世代・子育て世代の希望がかなう支援の拡大

基本施策2-3-1 子育て支援

◆計画策定時の現状と主要課題

<現状>

- 内閣府の「令和5年版 男女共同参画白書」によると、令和4(2022)年時点の共働き世帯(1,191万世帯)は、専業主婦世帯(430万世帯)の3倍近くとなっています。また、「子供ができて、ずっと職業を続ける方がよい」と考える女性の割合は、20~29歳で約6割、30~49歳で約7割に上っています。
- 本市の就学前人口(0~5歳児)は、令和2(2020)年3月末現在の8,815人から、令和7(2025)年3月末現在の7,105人と1,710人(19.4%)減少しています。また、出生数は令和2(2020)年の1,320人から令和6(2024)年の1,063人と257人(19.5%)減少しています。
- 一方、保育所をはじめとする保育施設の利用希望者は増加を続けており、入所申込率(申込者数÷就学前人口)は、令和2(2020)年4月の39.1%(申込者数3,446人)から、令和7(2025)年4月の54.8%(同3,892人)と約1.4倍に上昇しています。
- 積極的な保育定員の増員に取り組んだ結果、本市の待機児童数は令和元(2019)年4月1日現在の89人から、令和7(2025)年4月1日現在の5人に大きく減少しています。
- 全国的に世帯の小規模化や地域のつながりの希薄化などを背景に、子育て中の保護者の不安感・負担感が増しているとともに、孤立した環境の中で悩みを抱えている子育て家庭が多くみられます。

<主要課題>

- 女性の就業継続に対する意識が高まり、共働き家庭が増加している中、延長保育や一時保育、休日保育など、多様な保育サービスをより一層充実させるとともに、これを支える保育人材の安定確保及び定着化に向けた取組の強化を図る必要があります。
- 各地域における就学前人口の動向や既存施設の老朽化の状況などを的確に見極めながら、教育・保育施設のあり方を検討する必要があります。
- 母子の健康の保持・増進及び妊娠・出産・子育てに関する悩みや不安に適切に対応できるよう、子どもの誕生から成長段階、家族のライフステージに応じたきめ細やかな情報提供や相談支援体制の充実を図る必要があります。

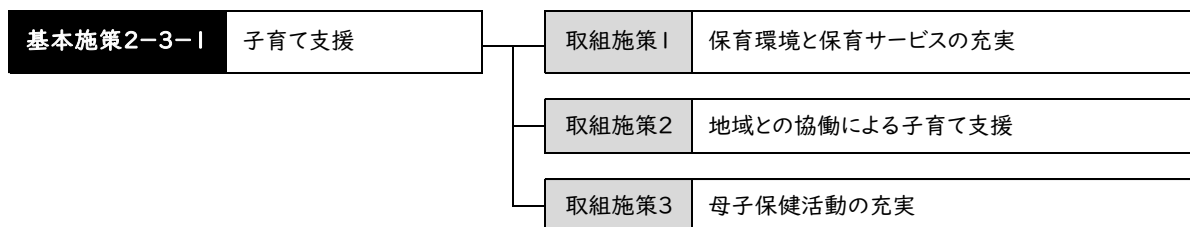
◆関連する主な個別計画(計画名及び計画期間等)

- ・習志野市こども若者まんなか計画/令和7(2025)年度~令和11(2029)年度
- ・就学前教育・保育に係る市立施設のあり方/令和8(2026)年度~令和15(2033)年度
- ・習志野市教育振興基本計画/令和8(2026)年度~令和15(2033)年度
- ・健康なまち習志野計画/令和8(2026)年度~令和15(2033)年度

◆施策の目的（目指すまちの姿）

子どもを産み育てたいと願うすべての人が、地域の中で安心して子どもを産み、希望と喜びを実感しながら子育てに励み、すべての子どもたちが健やかに育つことができるまちにします。

◆施策別の体系



◆取組施策

1 保育環境と保育サービスの充実

- ▶ 民間活力を有効活用しながら、延長保育、一時保育、子ども誰でも通園制度²²、病児保育など、保護者のニーズに即した多様な保育サービスの提供に努めます。
- ▶ 保育人材の確保に必要な措置を総合的に講じることで、子どもを安心して育てることができる環境整備を行います。
- ▶ 今後の市街地開発事業や少子化の進展などに伴い、地域間で異なる保育サービスの需要を適切に見極めながら、全体の需給バランスの調整を図った上で、教育・保育施設のあり方を検討します。
- ▶ 放課後児童会（学童保育）について、放課後児童支援員を確保し、安定的な運営を図るため、民間委託の導入を推進します。併せて、希望する児童を受け入れ、快適な生活空間を提供できるよう、余裕教室を活用するなどの施設整備を推進します。

2 地域との協働による子育て支援

- ▶ 地域子育て支援拠点（子どもセンター・きらっ子ルーム）において、相談、情報提供、助言など、子育ての負担感や孤立感などの軽減につながる支援を総合的に提供します。
- ▶ 地域による子育て支援の充実を図るため、ファミリーサポートセンターにおいて援助ができる人（提供会員）と援助を受けたい人（利用会員）をつなぎ、育児や家事などを支援することで、安心して子育てができる環境をつくります。
- ▶ 提供会員数を確保するため、広報紙や市ホームページ、庁舎のテレビモニターなどへの情報掲載を継続して実施します。

3 母子保健活動の充実

- ▶ 健康診査や健康相談など母子保健に関する各種事業の実施を通じ、安心して妊娠・出産・育児ができる切れ目のない支援に取り組みます。
- ▶ 母やパートナー等の子育て家族が、家庭内や地域で孤立感を抱かず、必要に応じて支援を得ながら育児ができるよう、相談対応や情報提供を行います。

²² 令和8（2026）年度から全国で本格実施される、保育所・認定子ども園・小規模保育事業所などに通っていない生後6か月から満3歳未満の子どもが、月一定時間まで利用できる新たな給付制度。

- 乳幼児や保護者に対し、自分の体を大切にすること、いのちの大切さの理解が得られるよう、健康教育を実施するとともに、関係機関との連携によって、各年代に応じた思春期保健の取り組みを推進します。

【第3章】すべてが協和し充実する「活動」

第1節 多様性を互いに尊重し合う社会の継続

基本施策3-1-1 地域コミュニティ

◆計画策定時の現状と主要課題

<現状>

- 町会・自治会等は、地縁に基づき市民により自主的に組織された団体で、福祉活動、防犯・防災活動、環境美化活動、親睦活動、互助活動など、地域の様々な課題の解決に向けた活動に取り組み、地域住民の福祉の向上と地域コミュニティの醸成に大きく寄与するとともに、行政と地域を結ぶ基礎的な組織として不可欠な存在となっています。
- 令和6(2024)年度の「市民意識調査」によると、仕事や家庭の場以外の活動では、「町会・自治会・まちづくり会議での活動」が30.5%で2番目に高くなっています。
- しかし、本市の町会・自治会等への加入率は、近年、一貫して減少傾向で推移しており、令和7(2025)年3月31日現在では63.8%、平成30(2018)年3月31日現在の68.5%と比べて4.7ポイント低下しています。
- 内閣府が市区町村を対象に行ったアンケートによれば、自治会の現在の課題として、「役員・運営の担い手不足」(86.1%)、「役員の高齢化」(82.8%)、「近所付き合いの希薄化」(59.2%)、「加入率の低下」(53.3%)を挙げた市区町村が多くなっています。また、複数の自治体による自治会を対象に行われたアンケート調査によれば、地域活動への参加が難しくなっている主な要因の1つとして、時間が取れないことが挙げられており、その背景には単身世帯や女性・高齢者雇用の増加など、地域住民のライフスタイルの変化があると考えられます。

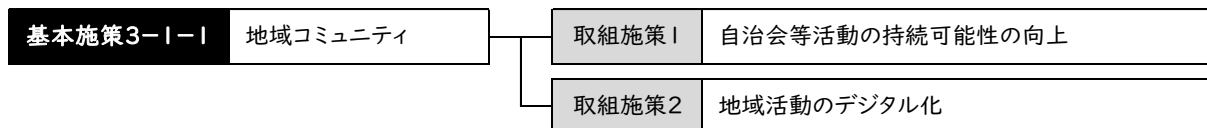
<主要課題>

- 町会・自治会等への加入促進を図るため、市内に立地・隣接する大学に通学している若者、孤独・孤立の問題の深刻化が懸念される子育て世代や高齢者世帯(高齢夫婦・高齢単身)、外国人住民など、幅広い市民に対し、町会・自治会等への加入のメリットや活動の内容、加入すればどのような役割が求められるのかなどの情報を、分かりやすく丁寧に伝え続ける必要があります。
- 町会・自治会等の役員負担の軽減と活動の持続可能性の確保に資するため、それぞれの町会・自治会等の意向を踏まえながら、行政から依頼する業務の見直しに取り組む必要があります。
- 町会・自治会等の負担軽減に加え、活動自粛による対面での会議や行事・イベントの中止・延期など、新型コロナウイルス感染症(COVID-19)で得た教訓も踏まえながら、地域活動におけるデジタル技術の有効活用を支援する必要があります。

◆施策の目的（目指すまちの姿）

より良い地域社会の実現に向けて、世代や分野を超えて市民同士がつながり、協働し、活発に地域コミュニティ活動に取り組んでいるまちにします。

◆施策別の体系



◆取組施策

1 自治会等活動の持続可能性の向上

- ▶住民自治の振興を図るための地域コミュニティ活動を推進することを目的に、ハード・ソフトの両面から各種補助事業を実施します。
- ▶多様な世代の町会・自治会等に対する関心を高め、加入率の向上に結びつくよう、チラシ・パンフレット等の紙媒体や市ホームページ・SNS等のデジタル媒体を効果的に活用し、分かりやすく親しみやすい広報活動を推進します。
- ▶各町会・自治会等の実情や意向の把握に努めながら、行政からの依頼事項の頻度や回数、内容などを適切に見直します。

2 地域活動のデジタル化

- ▶町会・自治会等活動の負担軽減により、活動の担い手不足の解消に結びつけるため、回覧物の電子データでの提供、行政からの照会事項のWEB回答方式の導入など、行政からの依頼事項に係るデジタル化を推進します。
- ▶オンラインによるコミュニケーションツールなど、デジタル技術を活用した地域活動を支援することで、これまで多忙などを理由に参加していなかった若者や現役世代の地域活動への参加につなげていきます。

基本施策3-1-2 人権、男女共同参画、平和

◆計画策定時の現状と主要課題

<現状>

- 我が国では、配偶者等からの暴力や職場等におけるセクシュアルハラスメント、インターネット上での人権侵害、障がいのある人や外国人、多様な性等に対する不当な差別や偏見など、様々な人権問題が依然として存在しています。
- 内閣府が「人権擁護に関する世論調査（令和4（2022）年8月）」によると、ここ5～6年の間に、日本で、人権が侵害されるようなことについて、どのように変わってきたと思うかについては、「多くなってきた」の回答率が38.9%に上り、「少なくなってきた」の21.9%を大きく上回っています。
- 本市が令和6（2024）年度に実施した「男女共同参画に関する市民意識調査」によると、「男性は仕事、女性は家事・育児」という考え方についてどう思うか、について、「賛成（「賛成」と「どちらかといえば賛成」の合計）」の30.0%に対し、「反対（「反対」と「どちらかといえば反対」の合計）」が56.6%に上っており、「反対」が「賛成」を大きく上回っています。
- 内閣府の「令和5年版 男女共同参画白書」によると、未婚女性の理想のライフコース、未婚男性の将来のパートナーに対する期待を見ると、「両立コース」が「再就職コース」を大きく上回るなど、近年、主に若い世代の理想とする生き方が変わってきているとされています。
- 同白書では、このような変化を捉え、我が国の未来を担う若い世代が、理想とする生き方、働き方を実現できる社会をつくるのが、今後の男女共同参画社会の形成の促進において重要であり、このことが、家族の姿が変化し、人生が多様化する中で、すべての人の活躍にもつながるとされています。
- 本市では、核兵器廃絶平和都市宣言に基づき、世界の恒久平和を願い、市民の平和意識の啓発・高揚、さらには次世代への平和継承者の育成を図ってきました。
- 1945（昭和20）年8月15日の第二次世界大戦の終戦から令和7年で80年を迎えた日本の総人口のうち、戦後生まれの割合が約9割に達し、戦争を経験された方たちが少なくなり、戦禍の記憶や教訓を今に語り継ぐことが年々難しくなっています。

<主要課題>

- 今後、社会状況の変化などに伴い、人々が持っている権利が脅かされる人権問題がますます多様化・個別化していくと見込まれる中、すべての市民が住み慣れた地域の中で、いつまでも安全・安心に暮らし続けられるよう、人権擁護委員²³などの関係者との密な連携のもと、市民の人権意識の高揚と人権の擁護・救済に努める必要があります。
- すべての市民がともに自らの個性と能力を最大限に発揮し、持続的に活躍していけるよう、若い世代をはじめとする昨今の男女の生き方や働き方などに対する意識の変化を的確に捉えながら、男女共同参画社会の実現に向けた取組をより一層推進する必要があります。
- 近年、国家間の対立が先鋭化し、国際的な安全環境が厳しさを増している状況の中で、子ども・若者が戦争の悲惨さや平和の尊さを学び、戦禍の記憶や教訓を決して風化させることなく、次世代に継承していく必要があります。

²³ 市民が人権について関心が持てるよう啓発活動や人権相談を受けるなどの活動を行っている。

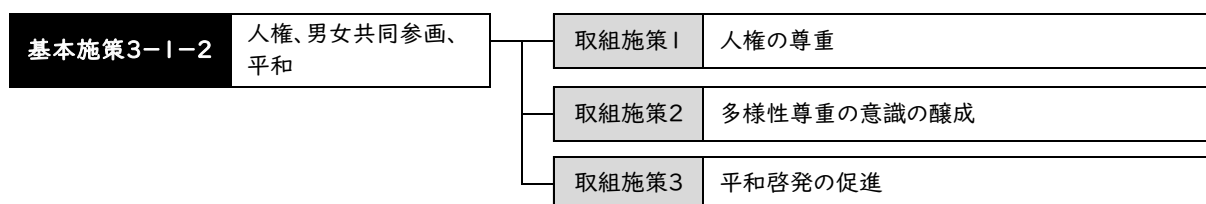
◆関連する主な個別計画（計画名及び計画期間等）

・習志野市第4次男女共同参画基本計画／令和8（2026）年度～令和15（2033）年度

◆施策の目的（目指すまちの姿）

あらゆる差別や偏見がなく、誰もがお互いを尊重し合うとともに平和の尊さを共有し、すべての市民がその個性と能力を存分に発揮できるまちになるとともに恒久平和を実現するまちにします。

◆施策別の体系



◆取組施策

1 人権の尊重

- ▶ 市民の人権意識の高揚を図るため、パンフレットの配布や広報紙による人権週間の周知、人権擁護委員による人権教室の開催などを通じた人権教育・啓発活動を推進します。
- ▶ 日常生活や社会生活における不当な差別や偏見など、多様化・個別化する人権問題の解消に向けた相談・支援体制の充実を図ります。

2 多様性尊重の意識の醸成

- ▶ 依然として根強く残る「男性は仕事」、「女性は家庭」という固定的な性別役割分担意識や性差などによる偏見を解消し、男女共同参画及び多様性に対する認識を深められるよう、様々な媒体による情報提供や啓発講座の開催などに取り組みます。
- ▶ DV（ドメスティック・バイオレンス）やセクハラ（セクシャル・ハラスメント）など、問題を抱える女性を救済するため、相談窓口の周知徹底や被害者の支援の充実を図ります。
- ▶ 仕事と育児・介護などの仕事以外の生活との調和を図ることができるよう、ワーク・ライフ・バランスを促進するための情報提供や啓発活動を推進します。
- ▶ 政策・方針決定過程への女性の参画を推進し、男女が社会の対等な構成員として、あらゆる分野の意思決定に参画できる機会の確保に努めます。

3 平和啓発の推進

- ▶ 原爆被爆者の会や学校などの関係機関との連携により、子ども・若者が核兵器の恐ろしさや平和の尊さを深く自覚し、平和を愛する心を育むための機会を提供します。
- ▶ 核兵器廃絶平和都市宣言に基づき、市民の平和意識の啓発・高揚、次世代への平和継承者の育成に取り組みます。

基本施策3-1-3 多文化共生

◆計画策定時の現状と主要課題

<現状>

- 近年、国は、少子高齢化の進展による労働力不足を解消するために、外国人労働者や外国人留学生を受け入れるための制度改正やプロセスの整備を進めており、これらの取組によって、近年、全国的に外国人人口が急増しています。
- 出入国在留管理庁によると、令和6(2024)年末の全国の在留外国人数は376万8,977人で、前年末(341万992人)と比べ35万7,985人(10.5%)増加し、過去最多を更新しています。
- このような状況下、一般社団法人日本経済団体連合会(経団連)は、令和2(2020)年11月に公表した「新成長戦略」の中で、人口減少と高齢化が進む我が国では、外国人が日本国内で活躍できる環境を整えることは、力強い経済成長を実現するために必要不可欠な施策としています。
- 住民基本台帳における本市の外国人人口は、令和元(2019)年12月末の4,379人から令和6(2024)年12月末の5,893人と1,514人(34.6%)増加しています。令和6(2024)年12月末の外国人人口を国籍別に見ると、ベトナムが1,584人(構成比26.9%)で最も多いなど、近年、急速に多国籍化が進んでおり、特に東南アジアからの増加が目立ちます。
- 本市は、昭和61(1986)年に米国アラバマ州タスカルーサ市と姉妹都市提携を結び、これまでに隔年での青少年交流(受入・派遣事業)や、提携周年記念事業として両市訪問団の交流といった国際的な活動を続けています。

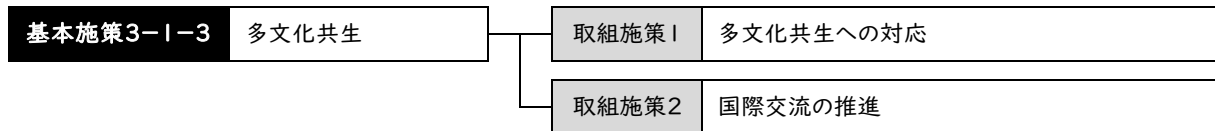
<主要課題>

- 在住外国人が日本文化を理解し、地域社会へ意欲的に参加することで、働き手としての活躍のみならず、地域活動の重要な担い手となり、将来にわたって持続可能な地域づくりに結びつくよう、外国人住民の目線に立った支援の充実に努める必要があります。
- 異文化への経験や理解力を身につけた国際的に活躍できる人材の育成にも結びつくよう、今後も引き続き、姉妹都市であるタスカルーサ市との国際交流を推進する必要があります。

◆施策の目的（目指すまちの姿）

より良い地域社会を共につくる仲間として外国人住民が包摂され、共に学び、共に働き、共に安心して暮らすことができるまちにします。

◆施策別の体系



◆取組施策

1 多文化共生への対応

- ▶外国人住民の円滑なコミュニケーションと社会参加を促進するため、学校や職場などライフステージに応じた体系的な日本語教育を推進するとともに、日本の文化や生活ルール・マナーを十分に理解し、習得するための機会の提供を図ります。
- ▶すべての外国人住民が取り残されることなく、安全に安心して暮らすことができるよう、外国人住民の目線に立った行政情報や生活・防災に係る情報の提供、外国人住民が抱える問題に寄り添った相談対応能力の向上を図ります。
- ▶外国人住民と日本人住民がお互いに個人の尊厳と人権を尊重し、差別や偏見なく暮らすことができるよう、多様性を尊重する意義について理解を醸成するための広報啓発活動や町会・自治会等への加入促進などに取り組みます。

2 国際交流の推進

- ▶今後も引き続き、姉妹都市であるタスカルーサ市との相互理解と友好親善を深められるよう、関係支援団体との連携のもと、中高生をはじめとする市民同士の交流や文化・教育・スポーツなど多岐にわたる分野での交流活動を推進します。
- ▶市国際交流協会への支援を通じ、国際性豊かな人材を育成するとともに、国際交流を積極的に推進し、国際親善及び国際理解を図ります。

第2節 誰もが生涯にわたって活躍できる社会の構築

基本施策3-2-1 生涯学習

◆計画策定時の現状と主要課題

<現状>

- 「生涯学習」とは、自己の充実や生活の向上のために、学習者が生きがいを持って自発的に行う自由で広範な学習活動のことであり、学校や社会の中で行われる意図的・組織的な学習のみならず、スポーツ、文化、趣味、レクリエーション、ボランティアなど幅広く多様な活動です。
- 100歳まで生きることが当たり前となる「人生100年時代」の到来に向けて社会が大きな転換点を迎えようとしている中、100年という長い期間をより充実したものとするためには、市民一人ひとりがそれぞれのライフステージの中で求める能力・スキルを身につけられるよう、今後、生涯学習の重要性がより一層高まっていくと考えられます。また、生涯学習を通じてうまれる人と人との交流は、市民の生きがいや、つながりのある地域社会の形成に大きな役割を果たすものです。
- 公民館・図書館を拠点に、幼児から高齢者まで市民の幅広いニーズに応じた学習機会を提供し、生涯を通じた学びを支援しています。
- 市民のまちづくりに対する意識を醸成しながら、生涯を通じて地域で活動できる礎と仲間をつくることを目的に、平成7(1995)年から「習志野市民カレッジ」を開講し、令和6(2024)年度までに1,867人が卒業しています。市民カレッジの卒業生を対象に実施したフォローアップ調査によれば、地域活動に参加している卒業生の割合は、令和4(2022)年度が80%、令和5(2023)年度が64%、令和6(2024)年度が45%と年々低下しています。地域活動に参加していない理由について、令和6(2024)年度では、「何をしてよいか分からない」が36%で最も高くなっています。
- 令和元(2019)年11月にオープンした生涯学習複合施設プラッツ習志野では「集う・つながる・創り出す～新たな市民活動の機会創出～」を運営の基本方針として、公園を中心に構成される本施設が機能・人材が「集う」場となり、世代を超えた交流や人材が「つながる」きっかけづくりと、つながった人材が新たな文化やコミュニティを「創り出す」支援を実施しています。開館から5周年を迎えた令和6(2024)年度の公民館や体育施設など貸室等の延べ利用人数は約24万人と、図書館や市民ホールと併せ多くの市民に利用されています。
- プラッツ習志野のフューチャーセンター²⁴は“つどい、出会い、交わり、つながる”場所として、市民活動に意欲を持つ市民の得意を伸ばし、発信を支援するため、市民活動の初動支援、活動継続支援、交流促進の各種事業を行い、市民の交流・協働・対話を後押ししています。

²⁴ 多くの人にとっての「活躍舞台・交流拠点」とするため、市民・団体・学校・企業・行政の交流や協働、対話を後押しするプラットフォーム。

<主要課題>

- 今後も引き続き、市民の幅広いニーズに対応できるよう、学習内容の充実を図るとともに、誰もが学びたい時にいつでも学べる学習環境を整備する必要があります。
- 市民が学習を通じて身につけた知識や技能を地域活動につなげるための機会や場の提供の充実を図る必要があります。
- 家庭、地域、学校などが連携し、こどもの読書への関心を高めるとともに、こどもが読書に親しめる機会の充実に努める必要があります。
- 市民活動に意欲を持つ市民をどのように受け入れ、活動につなげられるか、に引き続き取り組み、地域の課題を解決できる人材を増やしていくことが必要です。
- 市民が安全・安心で快適な環境のもとで、社会教育活動に取り組むことができるよう、既存の社会教育施設及び設備機器の老朽化の度合いに応じた改修・更新を計画的に推進する必要があります。

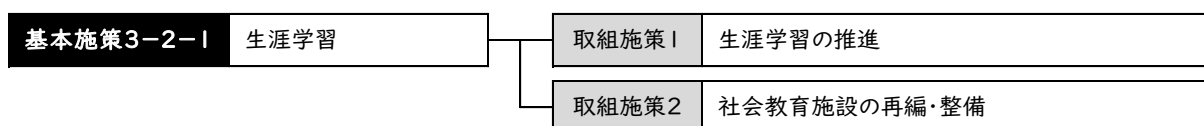
◆関連する主な個別計画（計画名及び計画期間等）

- ・習志野市教育振興基本計画／令和8（2026）年度～15（2033）年度
- ・習志野市子どもの読書活動推進計画／令和8（2026）年度～令和15（2033）年度
- ・習志野市文化振興計画／令和8（2026）年度～令和15（2033）年度
- ・生涯学習施設改修整備計画／令和8（2026）年度～令和23（2041）年度

◆施策の目的（目指すまちの姿）

市民一人ひとりが、生涯にわたり、それぞれの興味関心やライフステージに応じた学びを通して生きがいを持ち続けられるまちにします。

◆施策別の体系



◆取組施策

1 生涯学習の推進

- ▶ 乳幼児から高齢者まで多様なライフステージや生活課題などに対応した多様な学習機会の充実を図るとともに、学習成果を地域での主体的な活動につなげる取組を推進します。
- ▶ プラッツ習志野のフューチャーセンターにおいて、新たな市民活動の担い手であるならしのクリエイターズクラブ²⁵のメンバーと行政・事業者・地域住民をつなぎ、多様な交流をさらなる活躍へと発展させます。
- ▶ 若者が自身の興味や関心などに応じた地域活動に取り組むことができ、また、困難な状態に陥るのを防ぐための連携や支援につながるよう、地域との関わりを深める環境づくりを推進します。
- ▶ 市民カレッジの卒業生が地域活動に参加しやすいよう、在学中からのボランティア育成やボランティア活動を推進します。
- ▶ 市民のニーズに基づいた資料と市民の学習に役立つ情報を幅広く提供するために、図書館資料の充実を推進します。
- ▶ 地域社会全体で子どもたちの読書への関心を高めるための取組を推進するとともに、子どもたちが様々な場所で読みたい時に読むことができる読書環境の整備を推進します。

2 社会教育施設の再編・整備

- ▶ 公民館や図書館など地域住民にとって身近な社会教育施設について、各地域の人口構成の変化などを踏まえながら、周辺の公共施設との複合化や規模、配置の最適化を図ります。
- ▶ 地域住民の理解の醸成を図りながら、生涯学習施設改修整備計画に基づき、また、第3次公共建築物再生計画と整合を図りながら再整備を計画的に推進します。

²⁵ 自分たちの暮らしの近くに、学んで遊んで、交流できる場所をつくる市民による会員組織。

基本施策3-2-2 文化芸術・歴史

◆計画策定時の現状と主要課題

<現状>

- 「文化芸術」は、人々の創造性を育み、豊かな人間性をつかんとともに、人と人との心のつながりを強め、心豊かで多様性と活力のある社会を形成する源泉となるものです。これまで本市では、「習志野市文教住宅都市憲章」のもと、市民が文化に親しみ、豊かな感性を育むために、文化芸術の振興に取り組んでいます。
- 本市が令和6(2024)年度に実施した「文化・スポーツに関する市民アンケート」によると、市民文化祭、地域コンサート、市展、習志野第九演奏会といった市共催・後援の文化芸術イベントへの参加・鑑賞・認知度は、いずれも低い傾向にあります。また、今後力を入れたらよいと思う文化芸術の取組では、文化の拠点として重要な役割を担っていた習志野文化ホールが令和5(2023)年3月をもって長期休館し、その再建設が待たれる中、「誰もが利用しやすいホールや劇場の整備」が47.3%で最も高く、次いで「小中高生が様々なジャンルの文化芸術に触れる機会の提供」の41.0%となっています。
- 本市の文化芸術振興のけん引役として、重要な役割を担っている習志野市芸術文化協会では、現在、所属団体の8割以上が40年以上活動し、また、70代以上の会員が7割以上を占めており、活動の停滞や会員の固定化が懸念されています。
- 市内に残されている有形無形の歴史的文化的遺産は、市民の“ふるさと習志野”への強い誇りと愛着を醸成するための貴重な地域資源です。令和7(2025)年4月1日現在、市内には県指定5件、市指定10件、国登録6件の文化財があります。
- 「文化・スポーツに関する市民アンケート」によると、文化財を保存・活用することの大切さでは、90%が「大切である」または「どちらかという大切である」と回答しています。

<主要課題>

- 誰もが文化に親しみ心豊かに暮らせるまちを形成するため、文化芸術を鑑賞・体験・創造・発表できる機会の充実に取り組むとともに、こどもから大人まで幅広い世代の身近な文化芸術に対する関心を高められるよう、様々な機会を捉え、市内で実施されている文化芸術活動に関する情報発信を強化する必要があります。
- 習志野市芸術文化協会の自律的・持続的な発展に資するため、新たな団体の結成加入や新しい会員を確保するための取組を積極的に支援する必要があります。
- より多くの市民が地域固有の歴史的文化的遺産に興味を抱き、後世に継承していくことの重要性を深く認識できるよう、学校教育や社会教育等における文化財の活用や、文化財の展示、公開及び啓発を推進する必要があります。

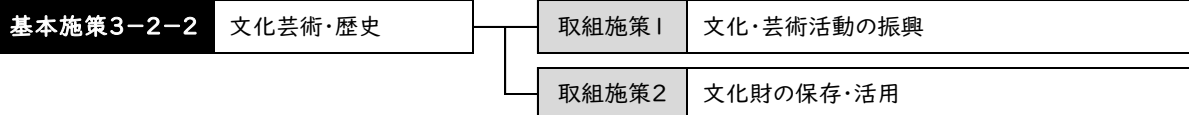
◆関連する主な個別計画(計画名及び計画期間等)

- ・習志野市教育振興基本計画／令和8(2026)年度～15(2033)年度
- ・習志野市文化振興計画／令和8(2026)年度～令和15(2033)年度
- ・生涯学習施設改修整備計画／令和8(2026)年度～令和23(2041)年度

◆施策の目的（目指すまちの姿）

誰もが気軽に文化芸術活動に親しめるとともに、市固有の個性豊かな歴史や伝統・文化とふれ合うことで、心豊かに暮らせるまちにします。

◆施策別の体系



◆取組施策

1 文化・芸術活動の振興

- ▶こどもから大人まで豊かな人間性を育むことができるよう、公民館や市民ホールにおいて、市民が気軽に文化芸術にふれ合える機会や文化芸術活動の発表機会の充実を図ります。
- ▶関係機関との連携のもと、新たなホールの開館までの間、市民カレッジ公開講座やハミング階段コンサート、公共施設を活用したコンサートや芸術体験など、市民が身近な場所で文化芸術の楽しさ・素晴らしさを実感できる機会の提供を図ります。
- ▶習志野市芸術文化協会の活動の停滞や会員の固定化を改善するため、新たな団体の結成加入や新しい会員の確保に資するよう、同協会によるPR活動などを積極的に支援します。
- ▶市民の身近な文化芸術に対する関心や興味を高め、気軽にふれ合える機会を増やせるよう情報発信の充実に取り組みます。

2 文化財の保存・活用

- ▶将来にわたって歴史的文化遺産を大切に守り・活かすため、こどもから大人まで誰もが気軽にその価値や魅力にふれ、理解を深められるよう、イベントや展示、情報提供の充実を図るとともに、見学・展示場所の整備、拡充を推進します。
- ▶新たな文化財の指定に向け、歴史的文化遺産の調査を推進し、適切な保存に努めます。
- ▶指定文化財や登録文化財を良好な状態に保つための日常的な維持管理、適時適切な修繕を実施します。

基本施策3-2-3 スポーツ

◆計画策定時の現状と主要課題

<現状>

- 本市は、令和8(2026)年3月に策定した「習志野市スポーツ推進計画」において、「スポーツによるウェルビーイングの向上と交流・まちの活性化」を基本理念とし、その実現に向け、「する」スポーツ、「みる」スポーツ、「ささえる」スポーツの3つを施策の柱として定めています。
- これまで3つの柱の施策を推進するため、「する」スポーツでは、市民のライフステージに応じたスポーツの場の提供、「みる」スポーツでは、市民がスポーツを観戦する機会の拡大、「ささえる」スポーツでは、指導者やボランティア等の育成、スポーツを気軽に楽しめる場や環境の整備などに取り組んできました。
- 同計画では、施策の推進状況を確認するための活動指標として、「する」スポーツでは、「週1回以上スポーツを行っている市民の割合」、「みる」スポーツでは、「競技会場でスポーツ観戦したことのある市民の割合」、「ささえるスポーツ」では、「スポーツボランティアなどの活動を経験したことのある市民の割合」を設定しています。
- 本市が令和6(2024)年度に実施した「スポーツ・運動に関する市民アンケート」によると、「週1回以上スポーツを行っている市民の割合」は53.7%(目標値60.0%)、「競技会場でスポーツを観戦したことのある市民の割合」は28.0%(同40.0%)、「スポーツボランティアなどの活動を経験したことのある市民の割合」は9.0%(同20.0%)であり、「みる」スポーツと「ささえる」スポーツは、現状値が目標値を10ポイント以上下回っています。
- 我が国では、令和5(2023)年度の医療費(概算)が47.3兆円(概算)で、3年連続過去最多を更新している中で、スポーツに取り組むことの効果として、健康増進及び健康寿命の延伸につながることが期待されています。
- このような状況下、今後、本市においても、スポーツを通じた市民の健康増進を図るため、より多くの市民のスポーツへの参画を促進するとともに、年齢や障がいの有無などにかかわらず、誰もがスポーツに親しむことのできる環境の充実に取り組む重要性がさらに高まっていくと考えられます。

<主要課題>

- 単にスポーツを「行う」「楽しむ」のではなく、少ない時間の中で気軽に「健康維持」のために取り組むことができるよう、スポーツに親しめる機会の充実に努める必要があります。
- 今後、会場に向かず、スマートフォンやタブレットなどの情報端末を通じてスポーツ観戦する市民の増加が予測される中、実際に競技会場へ足を運んでもらえるよう、市民ニーズに応じたスポーツ観戦の機会の拡大に努める必要があります。
- 市民が様々なスポーツボランティア活動に参加できる機会の充実に努める必要があります。

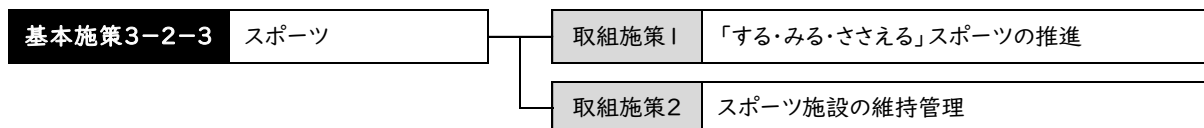
◆関連する主な個別計画(計画名及び計画期間等)

- ・習志野市教育振興基本計画/令和8(2026)年度~15(2033)年度
- ・習志野市スポーツ推進計画/令和8(2026)年度~15(2033)年度
- ・生涯学習施設改修整備計画/令和8(2026)年度~令和23(2041)年度

◆施策の目的（目指すまちの姿）

スポーツの力を活かし、市民がスポーツを通じて幸福感を得た生活を送り、市全体を活気あふれるまちにします。

◆施策別の体系



◆取組施策

1 「する・みる・ささえる」スポーツの推進

- ▶こどもから高齢者まで、また、障がいの有無に関わらず、すべての市民が気軽にスポーツに取り組めるよう、それぞれの目的やライフステージに合わせたスポーツの場の提供、各地域が開催するスポーツ行事の質的充実などを支援します。
- ▶市民の注目度が高いトップチームの試合の誘致や試合への市民招待、トップチーム・アスリートとの交流機会の確保を図るとともに、地域スポーツを応援する意識の醸成や観戦機会の提供を図ります。
- ▶市内のスポーツイベントやその他県内イベント等で、市民がスポーツボランティアとして活躍できる場や情報提供の充実を図ります。
- ▶スポーツの指導者や審判員のほか、スポーツに関わる大会・団体の運営やサポートに取り組むスポーツボランティアの育成・支援を図ります。

2 スポーツ施設の維持管理

- ▶市民が安全・安心で快適な環境のもとで、スポーツ活動に取り組むことができるよう、既存のスポーツ施設の日常の保守点検や定期点検を適切に実施するとともに、生涯学習改修整備計画に基づき、また、第3次公共建築物再生計画と整合を図りながら再整備を計画的に推進します。

基本施策3-2-4 多様な生きがいづくり

◆計画策定時の現状と主要課題

<現状>

- 内閣府の「令和7年版高齢社会白書」によると、令和6(2024)年の高齢者の就業率は、平成26(2014)年と比較して、65~69歳が13.5ポイント増(40.1%⇒53.6%)、70~74歳が11.1ポイント増(24.0%⇒35.1%)、75歳以上が3.9ポイント増(8.1%⇒12.0%)となっています。
- 同白書によると、直近1年間における65歳以上の者の社会活動への参加状況と生きがいの感じ方では、何らかの活動に参加した人のうち、生きがいを「十分感じている」又は「多少感じている」と回答した者は84.6%であり、いずれの活動にも参加しなかった人を23.0ポイント上回っています。
- 近年、市内総人口に対する65歳以上の高齢者の割合(高齢化率)は、平成31(2019)年4月1日現在の23.2%から令和6(2024)年4月1日現在の23.7%と緩やかな増加傾向が続いています。本市が独自に推計した結果では、高齢化率は令和22(2040)年には30.4%に上昇すると予測しています。
- 本市では、高齢者の生きがい対策や社会参加の促進につなげる取組として、シルバー人材センターや老人クラブの活動に対する支援を実施していますが、近年、どちらも会員の高齢化が進み、健康面などから会員数が年々減少している状況にあります。
- 一方、町会・自治会等が高齢者の地域参加の促進を目的に行う事業に対し、補助金を交付する「高齢者ふれあい元気事業」の実施率は、新型コロナウイルス感染症(COVID-19)の影響により、令和元(2019)年度の78.0%から令和3(2021)年度の30.1%に大きく落ち込んだものの、令和5(2023)年度では71.1%まで回復しています。
- 近年、本市では、要介護(要支援)認定実人数は前年を上回る状況が続いています。今後、高齢者の高齢化の進展によって、介護の必要性の程度を表す要介護度(介護レベル)の高い高齢者がさらに増加していくと見込まれます。

<主要課題>

- 住み慣れた地域の中で、高齢者自身が地域社会を支える一員として、生きがいを実感しながら、いつまでもいきいきと活躍することができるよう、就業や社会活動へ参加する機会の確保・充実に努める必要があります。
- 健康寿命の延伸を目指し、加齢や病気によって体力、気力、認知機能などが低下し、将来介護が必要になる可能性が高くなっている状態をいうフレイルに陥らないようにするため、高齢者一人ひとりの健康状態などに応じたフレイル予防対策を推進する必要があります。

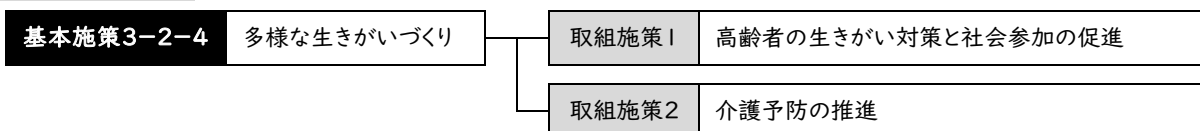
◆関連する主な個別計画(計画名及び計画期間等)

- ・習志野市光輝く高齢者未来計画 2024(高齢者保健福祉計画・第9期介護保険事業計画)／令和6(2024)年度~令和8(2026)年度
- ・第3期高齢者保健事業データヘルス計画(第3期データヘルス計画)／令和6(2024)年度~令和11(2029)年度
- ・健康なまち習志野計画／令和8(2026)年度~令和15(2033)年度

◆施策の目的（目指すまちの姿）

高齢者がこれまで培った知識や技能を地域社会で活かすとともに、自らが積極的に健康づくりに取り組むことで、いつまでも明るく活力に満ちた生活を送ることができるまちにします。

◆施策別の体系



◆取組施策

1 高齢者の生きがい対策と社会参加の促進

- ▶ シルバー人材センターの会員の確保・拡大を図るため、様々な機会や媒体を活用し、同センターの特色や魅力、利用するメリットを広める PR 活動を積極的に支援します。
- ▶ 老人クラブ数及び会員数の増加を図るため、各連合町会や行政などの関係機関を通じた PR 活動を強化します。
- ▶ 老人クラブ会員の増強とクラブ活動の活性化にも結びつくよう、クラブの行事に参加しやすい環境を整え、会員が多くの仲間たちと気軽に軽スポーツなどを楽しみ・交流することで、心身共に健康で生きがいを持って充実した生涯を過ごせるように支援します。
- ▶ 今後、高齢者ふれあい元気事業を実施する町会・自治会等をさらに増やすため、これまで同事業を実施していない町会・自治会等に対する広報啓発活動を推進します。
- ▶ 高齢者の社会参加を促進するため、祭りなど高齢者と地域住民の交流機会の充実に努めます。

2 介護予防の推進

- ▶ 高齢期における疾病予防と重症化予防に資するため、後期高齢者健康診査や歯科健康診査など各種健康診査の受診率の向上に努めます。
- ▶ 介護予防に関する知識や実施方法を取り入れ、高齢者自らが介護予防に取り組み、社会参加の機会を増やせるよう、一般介護予防事業²⁶を推進します。
- ▶ 地域の支え合いの体制づくりの推進、高齢者の健康の維持、介護予防の推進をするため、住民主体のこれらの活動に対して補助金の交付などの支援を行います。
- ▶ 寝たきりとなる原因の1つである転倒や骨折を予防するため、転倒予防体操推進員を養成・育成し、連携・協働による取組を推進します。
- ▶ 高齢者が継続して運動に取り組めるよう、65 歳以上を含む団体、転倒予防体操推進員が活動している団体に対し、インストラクターによる運動指導を行うほか、介護予防の効果を高められるよう、リハビリテーション専門職が住民主体の通い場に出向き、助言などの支援を行います。

²⁶ 介護保険の第1号被保険者（65 歳以上の人）のすべての人とその支援のための活動に関わる人を対象に実施するもの。

第3節 新たな魅力による産業の活性化と雇用の創出

基本施策3-3-1 産業基盤

◆計画策定時の現状と主要課題

<現状>

- 中小企業庁の「2025年版中小企業白書」によると、中小企業は全企業の約99.7%、従業者数全体の約70%、また、売上高から外部購入分の価値(金額)を差し引いた付加価値額全体の約56%を占め、我が国経済の中心的な役割を果たしています。
- 同白書によると、アンケート調査で中小企業・小規模事業者が最も重視する経営課題を確認した結果、「中規模企業」「小規模事業者」共に「人材確保」と回答する割合が最も高く、人材不足への対応は中小企業・小規模事業者の共通課題であるとされています。また、「中規模企業」では「省力化・生産性向上」、「小規模事業者」では「事業承継(後継者不在を含む)」の回答割合が「人材確保」に次いで高く、こうした面にも人材不足への課題感が表れていることが推察されています。
- 本市においても、地域経済の中心的な役割を果たしている中小企業・小規模事業者では、今後、後継者難や人材不足が深刻さを増し、廃業に追い込まれる企業・事業者の増加が懸念されます。
- 本市では、市内での創業に興味のある人や創業を目指す人、創業して間もない人を対象に、関係機関と連携し、創業に関する総合的な相談や情報の提供、市内で創業・独立開業するために必要な資金の融資、創業の基礎や専門知識を習得できる創業塾の開催など、様々な支援を行っています。
- 市内には、千葉工業大学、日本大学、東邦大学といった理・工学系大学が集積しています。本市では、これらの地域資源を活かし、産学官の人的連携を基軸としたネットワークによる地域情報拠点(プラットフォーム)を通じて、ものづくり人材の育成・定着に向けた事業を実施しています。

<主要課題>

- 中小企業・小規模事業者の持続可能性の向上に寄与するため、新技術・新製品の開発、新規顧客・販路の開拓、先端技術の導入による生産性向上、円滑な事業承継のためのサポートなど、企業・事業者のニーズに即した支援の充実に努める必要があります。
- 地域経済の持続的な発展に向け、関係支援機関との連携により、創業前から創業後の経営安定まで切れ目のない支援を推進する必要があります。
- 理・工学系大学の集積を活かして、本市のものづくりを支える優れた人材の育成・定着を図るため、大学生の市内企業に対する認知度向上や、市内企業と大学の教員及び学生とのつながりを深める交流機会の確保などに努める必要があります。

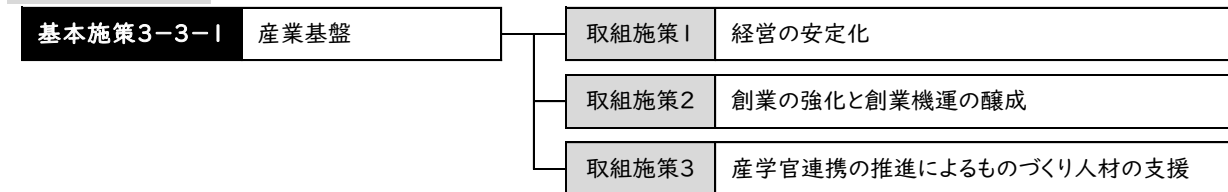
◆関連する主な個別計画(計画名及び計画期間等)

- ・習志野市産業振興計画/令和8(2026)年度~令和15(2033)年度

◆施策の目的（目指すまちの姿）

地域経済を支える中小企業の持続可能性を高めるとともに、社会・経済環境の変化に対応し、習志野市らしい力強い成長が実現できる事業基盤が形成されたまちにします。

◆施策別の体系



◆取組施策

1 経営の安定化

- ▶ 市内で操業する中小企業・小規模事業者に寄り添った伴走型の支援をきめ細かく実施できるよう、商工会議所や金融機関などの関係支援機関との連携強化を図ります。
- ▶ 千葉県事業承継・引継ぎ支援センター、商工会議所及び金融機関との連携により、早期の事業承継に向けた伴走型支援を積極的に推進します。
- ▶ 中小企業・小規模事業者の経営の安定化と持続可能性の向上に資するため、商工会議所や金融機関との定期的な意見交換などを通じ、融資制度の充実を図ります。

2 創業の強化と創業機運の醸成

- ▶ 今後も引き続き、ならしの創業塾の開催により、創業を希望する市民に対して創業に必要な専門知識を習得できる機会の提供を図ります。
- ▶ 市内での創業希望者や創業者がワンストップで相談できる体制を整備するとともに、市民が創業に関心を持ち、これからの職業の選択肢の1つに加えてもらえるよう、創業に関するセミナーや講演会などを開催します。
- ▶ 市内で創業・起業しやすい環境を整備するため、空き店舗を活用した家賃補助や市内での創業を希望している外国人住民への支援に取り組みます。

3 産学官連携の推進によるものづくり人材の支援

- ▶ 市内の事業所数及び法人数の維持に資するため、産学官連携プラットフォーム事業²⁷を活用したもののづくり人材の育成・定着に向けた相談等を実施します。
- ▶ 産学官連携プラットフォーム事業において、市内3大学の学生の市内就職を促進するため、ものづくり人材の確保に向けた相談等を実施します。

²⁷ 本市の潜在的な資源である大学や市民などを最大限に活用する環境を整えるため、産学官の人的交流を基軸としたネットワークによる地域情報拠点（プラットフォーム）を置き、産学交流の事業を行ない、産業の活性化を図るもの。

基本施策3-3-2 商工業

◆計画策定時の現状と主要課題

○商業

<現状>

- 他の地域では、これまでの商業集積を活かしつつ、地域商業を確立するために商店街の整備が行われました。これらの結果、現在、JR、京成線の各駅周辺は商業集積地となり、地域密着型の商店街が形成されています。
- 近年、本市の商業は、消費者の生活スタイルの変化や生活行動圏の広がり、インターネットなどを活用した新たな販売形態の拡大などの社会環境の変化、近隣他市への大型商業施設の進出などにより、厳しい競争下に置かれています。
- 加えて、各商店会などの会員の高齢化、後継者不足、新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の影響等による会員の減少、商店街街路灯の老朽化などの問題が顕在化しています。

<主要課題>

- 市民はもとより、競合関係にある近隣他市からも多くの来街者を市内へと引き込むため、JR 津田沼駅周辺及び地元商店街の回遊性の向上や魅力的なイベントの開催を通じた賑わいの創出など、新たな魅力を兼ね備えた商業集積づくりに向けた取組を積極的に支援する必要があります。
- ICT の目まぐるしい進歩やインターネットを活用した販売・購入、キャッシュレス決済など、今後ますます多様化していくと見込まれる消費者ニーズに対応したサービスの向上や、大学・地域・地域住民・市民活動団体など多様な主体との連携による商業基盤の強化など、時代に即した商業振興を促進する必要があります。

○工業

<現状>

- 本市の工業は、主に戦前から続く中小工場や、戦後の企業誘致によって進出した大手企業、市内から2次埋立地へ移転進出した中小企業、市外からの進出企業により構成されています。
- 東習志野地区、実籾・屋敷地区など内陸部の工業地では、安定した操業がなされていますが、一部では既存工場の撤退や廃業などに伴う商業施設や住宅地への転換が見られます。また、茜浜・芝園地区といった臨海部の工業地では、盛衰による入替はあるものの、安定した企業立地となっています。
- 平成 25（2013）年の東関東自動車道谷津船橋インターチェンジの開通以降は、広域的な交通利便性がさらに向上したことにより、特に物流の拠点として臨海部への企業進出が多くなっています。
- 経済産業省の「2025 年版ものづくり白書」によると、新規学卒者の製造業への入職割合は、平成 12（2000）年を境に低下傾向にあり、令和5（2023）年では 8.6%、平成 12（2000）年の 14.0%と比べて約6割の水準に低下しています。
- このような若者のものづくり離れは、グローバル化を背景とした製造業の海外生産移転と相まって、今後の本市における工業振興のあり方にも影響を及ぼすことが懸念されます。

<主要課題>

- 現在、市内で操業している企業の転出を防ぐとともに、新たな企業が進出しやすいよう、交通利便性の高さを活かした良好な操業環境を保持するとともに、工業用地をより有効活用できる仕組みを構築する必要があります。
- 今後も産学官連携のもと、市内企業の技術開発力の向上や新技術・新製品の開発を積極的に支援し、都市間競争・国際競争に負けない企業づくりに取り組む必要があります。
- 人手不足や後継者不足の解消に向け、企業側に対して柔軟な勤務体制や求人の年齢幅を広げるなどの工夫を求め、若年層はもとより、女性や高齢者といった潜在的な労働力の掘り起こしに努める必要があります。

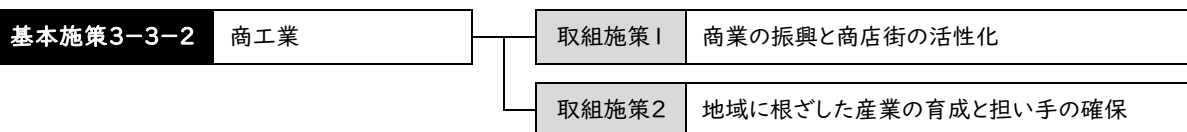
◆関連する主な個別計画（計画名及び計画期間等）

- ・習志野市産業振興計画／令和8（2026）年度～令和15（2023）年度
- ・経営発達支援計画（第2次）／令和4（2022）年度～令和8（2026）年度

◆施策の目的（目指すまちの姿）

将来にわたって活力ある地域経済社会を維持するため、企業・事業者の活力と創意工夫の発揮を積極的に後押しし、活発な経済活動が持続的に展開されているまちにします。

◆施策別の体系



◆取組施策

1 商業の振興と商店街の活性化

- ▶市内事業者、商店会連合会及び市などの関係者が一体となり、各商店会の会員の増加や自主財源の確保に取り組めます。
- ▶地域消費の促進に結びつくよう、事業者ニーズの把握に努めながら、キャッシュレス決済、デジタル化、DX（デジタル・トランスフォーメーション）への取組など、時代に即した支援策を推進します。
- ▶街路灯の維持管理・整備や事業承継などの課題の解消に取り組み、持続可能な商店街づくりを推進します。
- ▶各商店街で開催されるイベントなどを支援し、賑わいの創出と地域の活性化を図ります。
- ▶様々な媒体を活用して市内の商店街の取組や魅力を市外にも積極的にPRすることで、商業都市としてのブランドイメージの向上に努めます。

2 地域に根ざした産業の育成と担い手の確保

- 産学官連携による新技術・新製品の開発を支援するなど、特色あるものづくりができる環境を整備します。
- 新たに本市への進出を検討している企業や、拡張を予定している既存企業からの相談に対し、柔軟かつ迅速な対応を図ります。
- 商工会議所と連携し、市内外に向けて既存企業の優れた製品・技術などのPR活動を推進します。
- 千葉県事業承継・引継ぎ支援センター、商工会議所及び金融機関などの関係機関との密な連携により、事業承継に課題を抱える事業者への的確な対応に努めます。
- 市内事業所数及び法人数の維持に資するため、地域経済対策の実施による市内事業者への優先発注や、事業承継に関する相談などを通じ、担い手の確保を支援します。
- ものづくり人材の育成・定着を支援するため、市内企業の紹介及び販路拡大を目的とした「習志野グローバルものづくりガイド」や展示会への出展などを通じ、事業者が相談できる機会・体制の充実を図ります。

基本施策3-3-3 都市農業

◆計画策定時の現状と主要課題

<現状>

- 「都市農業」とは、市街地及びその周辺において行われる農業であり、消費地に近いという利点を活かした新鮮な農産物の供給や農業体験の場の提供、災害に備えたオープンスペースの確保、やすらぎやうるおいといった緑地空間の提供など、多面的な機能を有しています。
- 本市の農業は、首都圏の大消費地に近接する立地条件のもと、充実した流通網を活かし、春夏にんじん、秋冬ねぎ、ほうれん草やわさび菜などの軽量野菜の生産に加え、消費者への直接販売を目的とした多様な野菜生産も盛んに行われています。
- 昨今、全国的に高齢化や後継者不足により農業者が減少している中、本市でも後継者不足や経営耕地面積の減少等の理由で農業者の減少が続いています。令和2(2020)年6月1日現在、本市の販売農家数と経営耕地面積は、どちらも対平成27(2015)年比で約6割減と大きく減少しています。また、令和2(2020)年6月1日現在の基幹的農業従事者(15歳以上の世帯員のうち、普段仕事として主に自営農業に従事している者)の年齢構成比を見ると、60歳代が32.8%(38人)、70歳代が30.2%(35人)、80歳以上が18.1%(21人)であり、60歳代以上が合計94人で全体(116人)の約8割を占めています。
- 一方、国が三大都市圏の住民を対象に令和5(2023)年10月に実施したアンケート調査結果によると、都市農業・都市農地を「是非残していくべき」(35.9%)と「どちらかといえば残していくべき」(35.8%)を合わせた「保全すべき」が71.7%に上っており、都市農業が果たしている多様な役割が高く評価されていることが分かります。

<主要課題>

- 農業経営の規模が著しく縮小傾向にある状況下において、今後も引き続き、都市農業の継続と都市農業が有する多面的な機能の発揮を図るためには、農地の貸借制度を周知し、営農意欲の高い農業者への農地利用の促進を図る必要があります。
- 今後、高齢化や後継者不足によって営農が困難となるおそれがある農業者への対応を強化するとともに、市内就農希望者や女性農業者、定年帰農者などの担い手に対し、それぞれのニーズに応じた支援を検討する必要があります。
- 地域の商店街や大型商業施設との連携により、市内で生産された農産物や農産物加工品をより多くの市民が入手しやすい仕組づくりやブランド力の向上などに取り組むことで、地元農産物の消費(市産市消)の拡大に努める必要があります。
- 身近に農業を体験できる場の拡充や各種イベントの開催などを通じ、市民の都市農業に対する理解と関心を高め、都市農業を地域ぐるみで支え続ける環境を醸成する必要があります。

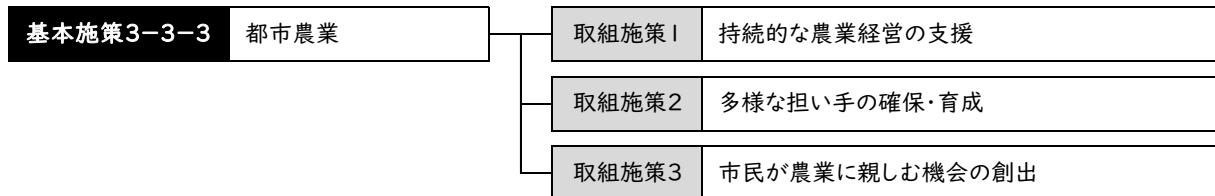
◆関連する主な個別計画(計画名及び計画期間等)

- ・習志野市産業振興計画/令和8(2026)年度~令和15(2033)年度
- ・地域計画(地域農業経営基盤強化促進計画)/令和7(2025)年度~令和16(2034)年度
- ・習志野市農業振興地域整備計画/令和7(2025)年度変更
- ・農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想/令和5(2023)年度~令和15(2033)年度

◆施策の目的(目指すまちの姿)

都市農業が有する多面的機能が将来にわたって適切に維持されるよう、地域全体で農業・農地を活かすまちにします。

◆施策別の体系



◆取組施策

1 持続的な農業経営の支援

- ▶ 営農意欲の高い農業者への農地集積と集約化により、農地の有効利用や農業経営の効率化を図るため、農地貸借制度の活用を促進します。
- ▶ 農業経営の安定化に資するため、地元農作物及び農産物加工品の知名度向上やブランド化に向けた取組を推進します。
- ▶ 市内の飲食店や直売所などにおける地元農産物の活用促進により、地元農産物の消費(市産市消)の拡大を目指します。

2 多様な担い手の確保・育成

- ▶ 新規就農者に対し、国の補助金の活用に加え、農産物の出荷資材費用の一部支援など本市独自の支援策を継続することで、営農しやすい環境を維持します。
- ▶ 農業後継者や女性農業者、定年帰農者に対して補助金制度の情報提供や農地の斡旋など支援体制を構築します。

3 市民が農業に親しむ機会の創出

- ▶ 市民が気軽に農業に親しめる機会として、市民農園を運営するとともに、民営市民農園の開設支援に取り組みます。
- ▶ 農業者と地域住民が共に豊かな市民生活を享受できるよう、農業祭や商業施設などにおける各種イベントを活用した地元農産物の供給を推進します。

基本施策3-3-4 シティプロモーション

◆計画策定時の現状と主要課題

<現状>

- 我が国では、本格的な人口減少社会が到来し、主に子育て世代をターゲットに据えた自治体間での定住人口の獲得競争が激しさを増している中、昨今、多くの自治体では、従来の「定住人口」や観光・レジャーなどを目的に一時的にその地域を訪れる「交流人口」に加え、特定の地域に継続的に多様な形で関わる「関係人口」の確保に向けた取組が活発化しつつあります。
- このような状況下、地域の魅力やブランドを内外に向け効果的に発信することで、そのまちに「住みたい」「訪れたい」「関わりたい」といった興味や意欲を喚起し、域外からの定住・交流人口及び関係人口の獲得や住民のまちへの愛着・誇り（シビックプライド）の醸成に結びつける、いわば自治体の宣伝・広報活動である「シティプロモーション」の効果を高める重要性が飛躍的に増えています。
- 一方、本市が市外在住者の意識やまちのイメージの把握などを目的に、平成 29（2017）年度に実施した「市外意識調査」において、千葉県内における本市の認知度は、船橋市、市川市に次ぐ第3位に挙げられていますが、回答者の約3割（35.6%）程度にしか知られていない状況です。
- 本市の観光資源には、谷津干潟や谷津バラ園、茜浜緑地、千葉県国際総合水泳場などがあり、年間を通して多くの人たちが訪れているほか、夏の風物詩として定着している「習志野きらっと」をはじめ、各地域で開催されている祭りや催しは、地域の人たちが「ふるさと習志野」を実感できる機会として親しまれています。
- しかし、市域外、特に遠方から集客が見込めるような、通俗的な意味での観光資源には乏しいことから、観光面での対策の必要性が市民には認識されにくい状況にあります。

<主要課題>

- 本市が将来にわたって「活気に満ちた持続可能な習志野」を目指し、安定的に若者や子育て世代の増加、定着・定住の促進を図るためには、単に「住む」だけではなく、豊かな暮らしにつながる付加価値を高めていくことが極めて重要であり、そのためには習志野ならではの様々な地域資源を活かし、市内外の多くの人たちを魅了する強い「習志野ブランド」を確立することが必要です。
- 多くの人々や消費を市内へ引き込み、地域経済の活力の増進に結びつけられるよう、習志野ならではの観光資源の魅力や可能性を最大限まで引き出し、訪れたいまちとしてのブランド力を構築・強化するとともに、ターゲットを明確にした観光プロモーションを推進することで市内外に対する認知度向上に努める必要があります。

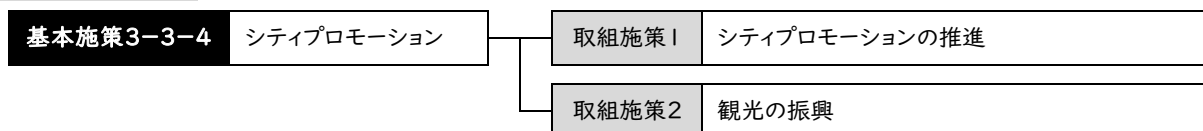
◆関連する主な個別計画（計画名及び計画期間等）

- ・習志野市産業振興計画／令和8（2026）年度～令和 15（2033）年度

◆施策の目的（目指すまちの姿）

様々な地域資源の魅力や可能性を最大限に引き出し、市内外のより多くの人たちから「住みたい」「住み続けたい」「訪れたい」「関わりたい」と強く選ばれるつづけるまちにします。

◆施策別の体系



◆取組施策

1 シティプロモーションの推進

- ▶ 既存の取組や地域資源を集約し、ブランドメッセージやロゴマークとともに市内外へ情報発信することで、習志野ブランドの浸透を図るとともに、習志野ブランドコンテンツの関連イベントの開催を促進します。
- ▶ 研修の開催などにより、庁内のプロモーション推進体制の強化と職員一人ひとりのシティプロモーションに関するスキル及び広報マインドを高めていきます。
- ▶ 事業者・関係団体等の情報発信力などを活用し、官民連携によるイベント・プログラム等を企画・実施するとともに、シティプロモーションにつながる取組を推進します。
- ▶ 市内外から参加できるイベントなどの機会を捉え、習志野のファンを育て、ファンが活動できる場を創出することで、市内在住か否かを問わずに多くの人たちのシビックプライドの醸成を図ります。
- ▶ 地域・学校・事業者などとの連携による情報発信やイベントを開催し、本市（地域）に継続的に関わる人たち（関係人口）の増加に結びつけます。

2 観光の振興

- ▶ ターゲットを明確にした上、歴史や文化など本市ならではの魅力をぶらっと習志野観光ガイドブックや SNS 等を活用して市内外へ情報発信するとともに、習志野ならではの魅力の発見や体験を通じた地域密着型の観光振興を推進します。
- ▶ ドラマや映画などの映像作品のロケーション誘致に積極的に取り組み、いわゆる聖地巡礼の観光誘客を図ります。
- ▶ 市民まつりをはじめとする市内イベントの情報発信や、市民と観光客が一緒に楽しむことができる体験型イベントの開催などに取り組みます。
- ▶ 市の歴史や文化、産物をモチーフに開発された「習志野市ふるさと産品」や「習志野ソーセージ」の普及を図るとともに、これらを活用したイベントの実施や情報発信により市内への観光誘客を促進します。
- ▶ 市民のシビックプライドの醸成にも結びつくよう、ご当地キャラクター「ナラシド♪」「ソラシノ（16分音符）」のイベント出演や、キャラクターグッズの充実を図るとともに、市全体で市内小中高生のスポーツ・音楽関係の部活動が参加するイベントを増やします。

基本施策3-3-5 就労・雇用

◆計画策定時の現状と主要課題

<現状>

- 厚生労働省の「令和6年版厚生労働白書」によると、近年、全国的にパートタイム、有期雇用、派遣といった非正規雇用労働者が増加傾向にあるとされています。また、非正規雇用労働者は、雇用が不安定、賃金が低い、能力開発機会が乏しいなどの課題があり、正規雇用を希望しながらそれがかなわない、不本意非正規雇用労働者が令和5（2023）年では 9.6%存在し、年齢階級別では 25～34 歳の若年層で 13.1%と高くなっているとしています。
- 現在、本市では厚生労働省・船橋市との連携による、ふなばし地域若者サポートステーションに参画し、若者の職業的自立を支援するための無料相談やキャリアコンサルティング、ジョブトレーニング、職場実習などを通じた就職のサポートに取り組んでいます。
- 本市が、令和5（2023）年7月に市内に本社及び事業所を置く企業を対象に実施した「習志野市経済動向調査（上期）」によると、経営上の課題について、「労働力不足（雇用の問題）」は、従業員21人以上では65.8%、同6人以上20人以下では45.5%に上っています。
- このような結果から、本市の地域経済を支える中心的な役割を果たしている中小企業・小規模事業者の中には、採用意欲がありながら、求人ニーズに合った人材を思惑通りに確保できていないなど、雇用上の課題を抱えている企業・事業者が相当数存在していると考えられます。
- 本市が令和6（2024）年度に実施した「ワーク・ライフ・バランス推進に関する事業所調査」によると、ワーク・ライフ・バランスに関する制度の活用状況について、育児休暇制度を除き、いずれの制度も「制度がない」が最も多くなっています。

<主要課題>

- 商工会議所との連携のもと、市内企業・事業者の求人ニーズを的確に把握し、求人者及び求職者双方の希望に沿った求人開拓を促進する必要があります。
- 求職者が新しい職業や今の職業で必要とされるスキルの変化に適應できるよう、市内企業・事業者のニーズを踏まえつつ、求職者の能力向上を支援する必要があります。
- 今後、生産年齢人口が減少し、労働力人口の減少が見込まれる中、シニア人材がこれまで培ってきた知識やスキルを活用して、労働の質を高め、能力発揮が可能となるような環境を整備する必要があります。
- フレックスタイム制やボランティア休暇制度など、育児・介護以外の制度が未導入という事業所が多数を占め、ワーク・ライフ・バランス推進のための行政の制度や支援に向けた姿勢への理解が進んでいない現状を踏まえ、事業所に情報をより効果的に届けるための仕組みを検討する必要があります。

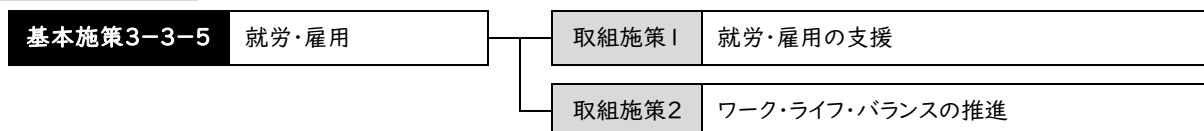
◆関連する主な個別計画（計画名及び計画期間等）

- ・習志野市産業振興計画／令和8（2026）年度～令和15（2033）年度
- ・習志野市第4次男女共同参画基本計画／令和8（2026）年度～令和15（2033）年度

◆施策の目的（目指すまちの姿）

良好な雇用・就労の環境が整い、すべての人がやりがいや充実感を実感しながら、心身ともに健康でいきいきと働き続けることができるまちにします。

◆施策別の体系



◆取組施策

1 就労・雇用の支援

- ▶ ふるさとハローワークならしの利用者数の増加を図るため、同機関の周知・啓発活動を積極的に推進します。
- ▶ 中小企業・小規模事業者の人手不足の解消に資するため、企業・事業者による面接会や説明会などのマッチングイベントの支援に取り組みます。
- ▶ 求職者の就労支援のため、千葉県、近隣自治体及び千葉県ジョブサポートセンターなどの関係機関と連携・協力し、就労セミナーなどの開催や労働に関する知識の普及・啓発などの情報提供を行います。
- ▶ 働くことに踏み出せなかったり、悩みを抱えている若者無業者の就職を支援するため、ふなばし地域若者サポートステーションによる合同企業説明会や個別相談会に参画します。
- ▶ 求職者が新しい職業や今の職業で必要とされるスキルの変化に適応できるよう、能力開発を支援するほか、就労を希望するシニア人材と市内企業・事業者とのマッチングを促進します。

2 ワーク・ライフ・バランスの推進

- ▶ 積極的にワーク・ライフ・バランス（パラレルキャリア等を含む）講座を開催し、いきいきと働く人（市民）を増やします。

IV 人口ビジョン

「IV 人口ビジョン」では、最新の習志野市人口推計や近年の人口動態を分析し、目指すべき人口の将来展望を示しました。

IVで示す人口の現状及び将来の見通しを踏まえて、まち・ひと・しごと創生法(平成 26 年法律第 136 号)第10条の規定に基づき、次項(V 地方版総合戦略)を策定します。

1 人口ビジョンの対象期間

人口ビジョンの対象期間は、習志野市総合計画(基本構想)との整合性を確保するため、令和8(2026)年度から令和 23(2041)年度までの 16 年間とします。

2 基本的な視点と取組の方向性

平成 27(2015)年度策定の人口ビジョンでは、目指すべき将来の人口像として、「2041 年(令和 23 年)に人口 16 万 4 千人以上を目指す」と掲げ、これまで地方版総合戦略の取組を推進してきました。

令和 6(2024)年度に実施した最新の習志野市人口推計では、本市の人口は令和 17(2035)年頃の 17 万 8 千人台をピークに減少局面に転じ、人口ビジョンの対象期間の最終年度である令和 23(2041)年頃には 17 万 6 千人台と予測されています。このことから、目指すべき将来の人口像は概ね達成される見込みです。

一方、近年の人口動態に基づく、日本人住民の自然減数はマイナスで推移しており、本市の人口増加は社会増数によって支えられている状況です。

このような状況を踏まえ、特に日本人住民については、将来に向けて死亡数が出生数を上回る自然減数の拡大が見込まれることから、そのマイナスの影響を最小限に食い止め、バランスのとれた人口構造を確保できるよう、こども・子育て家庭への支援をより一層充実させる必要があります。

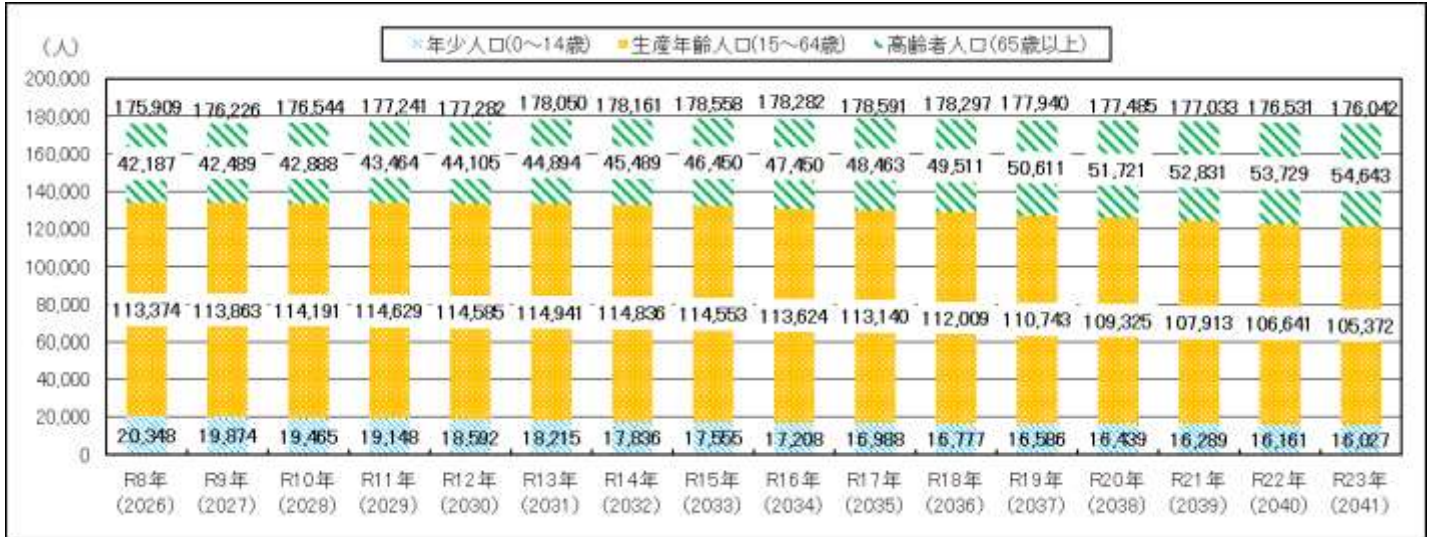
また、転入数が転出数を上回る社会増数が年 1 千人未満で推移していることから、引き続き社会増の維持・拡大を図ることが重要です。

3 人口の将来展望(目標人口)

本市では、引き続き前項で述べた取組の方向性を効果的かつ着実に具現化し推進していくことを前提に、令和 23(2041)年における目標人口を「17 万6千人」と設定します。

なお、人口ビジョンの実現に向けた基本方針や基本目標は、次項(V 地方版総合戦略)に示します。

習志野市の総人口と年齢階層別人口の将来予測

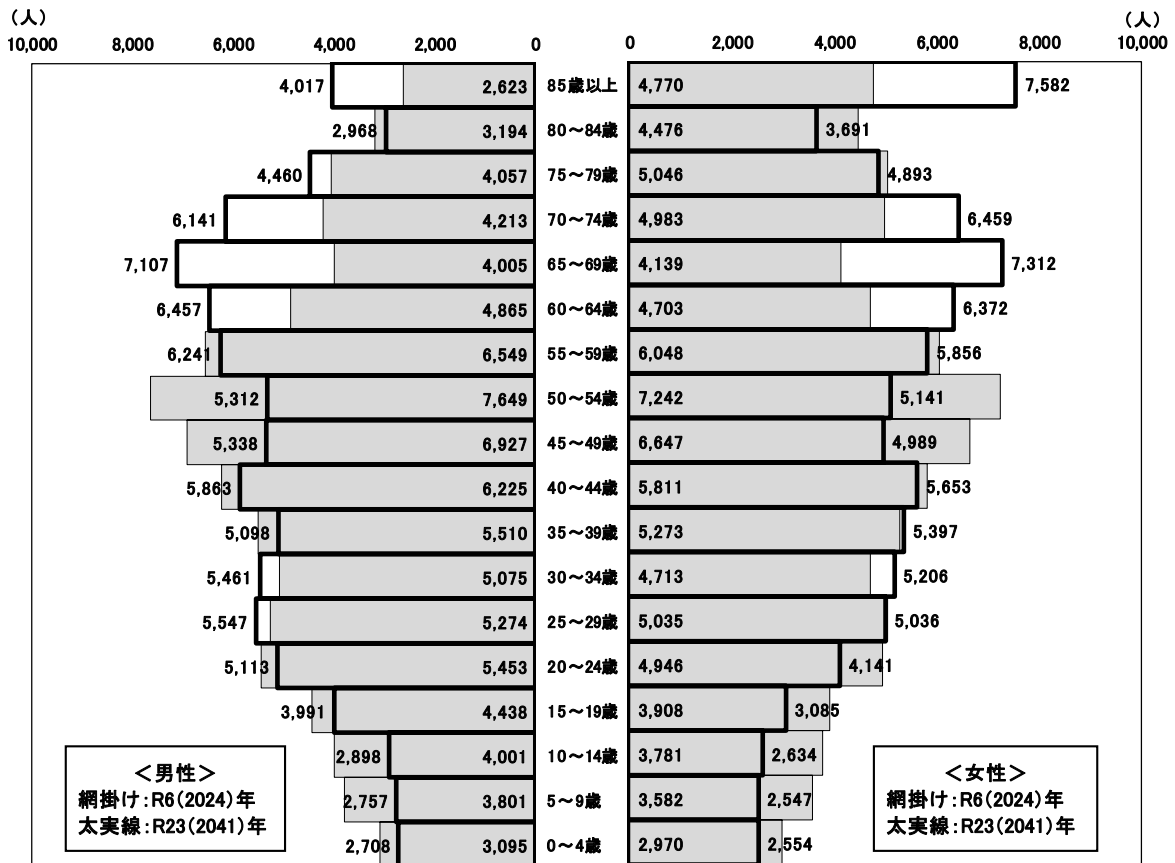


習志野市の人口ビジョン

年	人口(人)
令和 8 (2026)	175,000
令和 9 (2027)	176,000
令和 10 (2028)	176,000
令和 11 (2029)	177,000
令和 12 (2030)	177,000
令和 13 (2031)	178,000
令和 14 (2032)	178,000
令和 15 (2033)	178,000
令和 16 (2034)	178,000
令和 17 (2035)	178,000
令和 18 (2036)	178,000
令和 19 (2037)	177,000
令和 20 (2038)	177,000
令和 21 (2039)	177,000
令和 22 (2040)	176,000
令和 23 (2041)	176,000

※習志野市の人口ビジョンは、習志野市の総人口と年齢階層別人口の将来予測を基に、各年における目標人口を示します。

習志野市の令和 6 年(実績値)と令和 23 年(推計値)の男女別5歳階級別人口



注) 端数処理の関係により、令和 23 (2041) 年の男女別 5 歳階級別人口を積み上げた人口は、「習志野市の総人口及び年齢階層別人口」とは一致しない。

V 地方版総合戦略

～まち・ひと・しごと創生法第 10 条に規定する市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略～

「V 地方版総合戦略」は、「まち・ひと・しごと創生法」に基づき、人口減少社会への対応と地方創生の実現のため、地方公共団体がそれぞれの地域の状況に応じて策定する計画です。「習志野市まち・ひと・しごと創生総合戦略(第 3 期)」として、本市における地方創生に関わる目標及び取組内容を前期基本計画と一体的な計画として策定します。

1 まち・ひと・しごと創生総合戦略(第 3 期)の位置づけ

(1) 位置づけ、総合戦略(第 2 期)の検証と方向性

【位置づけ】

平成 26(2014)年 11 月公布の「まち・ひと・しごと創生法」第 10 条において、市町村は、国のまち・ひと・しごと創生総合戦略を勘案して、区域の実情に応じた地方版総合戦略を定めるよう努めなければならないと定められています。これを踏まえ、本市は、平成 27(2015)年 10 月に「習志野市まち・ひと・しごと創生人口ビジョン・総合戦略(第 1 期)」を策定しました。

その後、国は「地方版総合戦略の策定・効果検証のための手引き(令和元(2019)年 6 月版)」において、地方自治体が総合計画などを見直す際に、見直し後の総合計画などにおいて、人口減少克服・地方創生という目的が明確であり、数値目標や重要業績評価指標(KPI)が設定される等、次期地方版総合戦略としての内容を備えている場合には、総合計画などと総合戦略を一体的に策定することが可能であるとの見解を示しています。これを踏まえ、令和 2(2020)年度から令和 7(2025)年度を計画期間とする「習志野市まち・ひと・しごと創生総合戦略(第 2 期)」は、後期基本計画と一体的な計画として策定しました。

引き続き「習志野市まち・ひと・しごと創生総合戦略(第 3 期)」は、国及び千葉県の「総合戦略」との整合・連携を図りつつ、習志野市前期基本計画と一体的な計画として策定します。

【総合戦略(第 2 期)の検証】

国は、令和 7(2025)年 6 月に「地方創生 2.0 基本構想」を閣議決定しました。これは、平成 26(2014)年に「地方創生」が開始されてからの 10 年間の成果と反省を踏まえ、今後 10 年間を見据えた「地方創生 2.0」の方向性を示すものです。

この中で、各自治体は「地方創生 2.0 基本構想」を参考に地方創生 2.0 を推進する取組に早期に着手するとともに、まち・ひと・しごと創生総合戦略の検証及び見直しを進めることを求めています。

「習志野市まち・ひと・しごと創生総合戦略(第 2 期)」では、「習志野市まち・ひと・しごと創生人口ビジョン・総合戦略(第 1 期)」から引き続き、4 つの基本目標の達成を目指して、様々な施策を推進してきました。

<「まち・ひと・しごと創生総合戦略(第 2 期)」基本目標>

1. 「安心して産み育てること、未来をひらく教育を受けることができるまちづくり」
2. 「魅力ある暮らしのできる習志野へ “新しいひとの流れ”をつくるまちづくり」
3. 「しごとをつくり、“働きたい”をかなえるまちづくり」
4. 「未来に対応する地域をつくり、支え合い・つながりで安心な暮らしを守るまちづくり」

これらの基本目標に係る重要業績評価指標（KPI）は、一体的な計画として策定している後期基本計画と併せ、行政評価により施策の進捗状況について毎年度評価をしています。

各基本目標に係る数値目標の達成状況は、いずれの実績値も目標値の達成が困難な状況にあります。これは、時代の変化とともに年少人口、生産年齢人口の減少と、高齢者人口の増加による人口構造が変化していることや、事業者の新陳代謝が進んでいること、地域が抱える課題の多様化・個別化が進行していることなどの社会情勢の変化を表したものであり、まちの持続的な発展に向け、人口構造の変化への対応、地域経済の活力の維持・増進、生涯にわたって人とつながり、いきいきと暮らせる社会の充実に取り組む必要があります。

<「習志野市まち・ひと・しごと創生総合戦略（第2期）」基本目標と進捗状況>

基本目標1 安心して産み育てること、未来をひらく教育を受けることができるまちづくり

数値目標	基準値	目標値 (R7)	実績値 (R6)
(1) 年少人口の減少抑制	21,220 人 (R7 年度推計値)	21,951 人	20,803 人
(2) 子育て支援施策の満足度 (20~40 歳代の平均)	25.9%	33.3%	26.0%
(3) 学校教育の施策の満足度 (20~40 歳代の平均)	23.4%	35.0%	28.9%

基本目標2 魅力あるくらしのできる習志野へ “新しいひとの流れ”をつくるまちづくり

数値目標	基準値	目標値 (R7)	実績値 (R6)
(1) 20 歳代転出者数の縮減:3%減	3,314 人	3,215 人	3,741 人
(2) 子育て世代転入者数の増 (30~49 歳):3%増	3,110 人	3,203 人	2,867 人
(3) 東京都からの転入者数の増 :2.5%増	1,407 人	1,442 人	1,419 人

基本目標3 しごとをつくり、“働きたい”をかなえるまちづくり

数値目標	基準値	目標値 (R7)	実績値 (時点)
(1) 市内事業所数	4,270 事業所 (平成 26 年)	現状維持	4,136 事業所 (R1)
(2) 市内設立法人数	239 件 (H28~30 年度平均)	299 件 (R5~ R7 年度平均)	92 件 (R6)
(3) 完全失業者に対する「ふるさとハローワークならしの」を通じた就職件数の割合	11.9% (H27 年国勢調査ベース)	14.5% (R2 国勢調査ベース)	8.3% (R6)

基本目標4 未来に対応する地域をつくり、支え合い・つながりで安心な暮らしを守るまちづくり

数値目標	基準値	目標値 (R7)	実績値 (R6)
(1) 市民満足度 (『住みよい』と感じる人の割合)	83.1% (H30)	90.0%	82.8%
(2) 健康寿命 (平均自立期間:日常生活に支障を要しない期間):延伸(平均寿命延伸分を上回る)	65歳男性 18.88年 65歳女性 22.09年 (H30年度末)	H30年度末より延伸	65歳男性:18.92年 65歳女性:21.53年
(3) 自主防災組織の組織率 (自主防災組織加入世帯/全世帯)	60.6% (平成31年3月末)	65.0%	59.8%

【方向性】

総合戦略(第2期)の検証を踏まえつつ、「習志野市まち・ひと・しごと創生総合戦略(第3期)」は、本市の最上位計画である「習志野市基本構想」・「習志野市前期基本計画」との整合・連携を図りつつ、「地方創生2.0基本構想」で示された目標、基本的方向を勘案した構成・内容とします。

(基本姿勢・視点)

- ・人口減少を正面から受け止めた上での施策展開
- ・若者や女性にも選ばれる地域づくり
- ・異なる要素の連携と「新結合」
- ・AI・デジタルなどの新技術の徹底活用と社会実装
- ・都市・地方の共生関係の強化と人材循環の促進
- ・好事例の普遍化(点から面へ、地域の多様なステークホルダーの連携)

(2) 計画期間

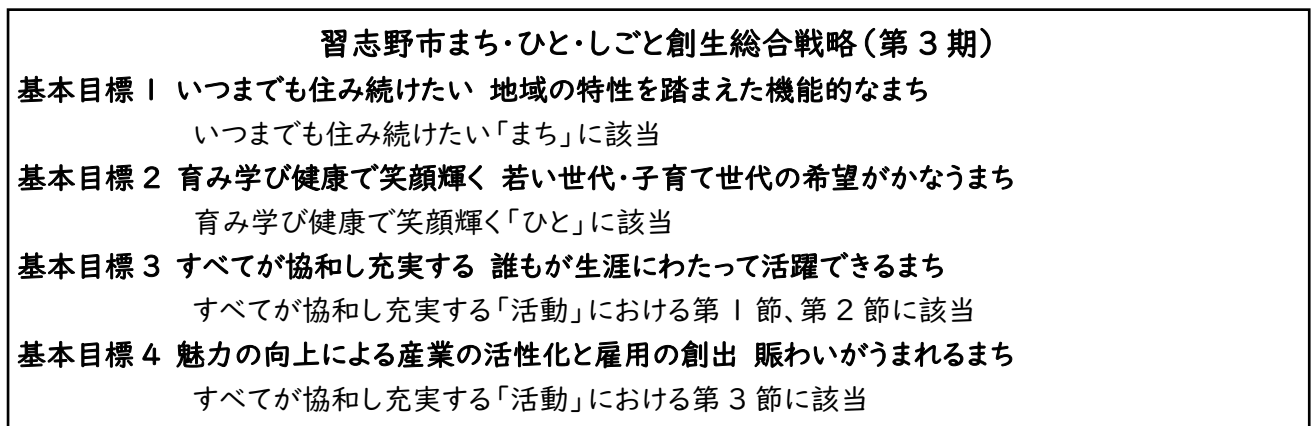
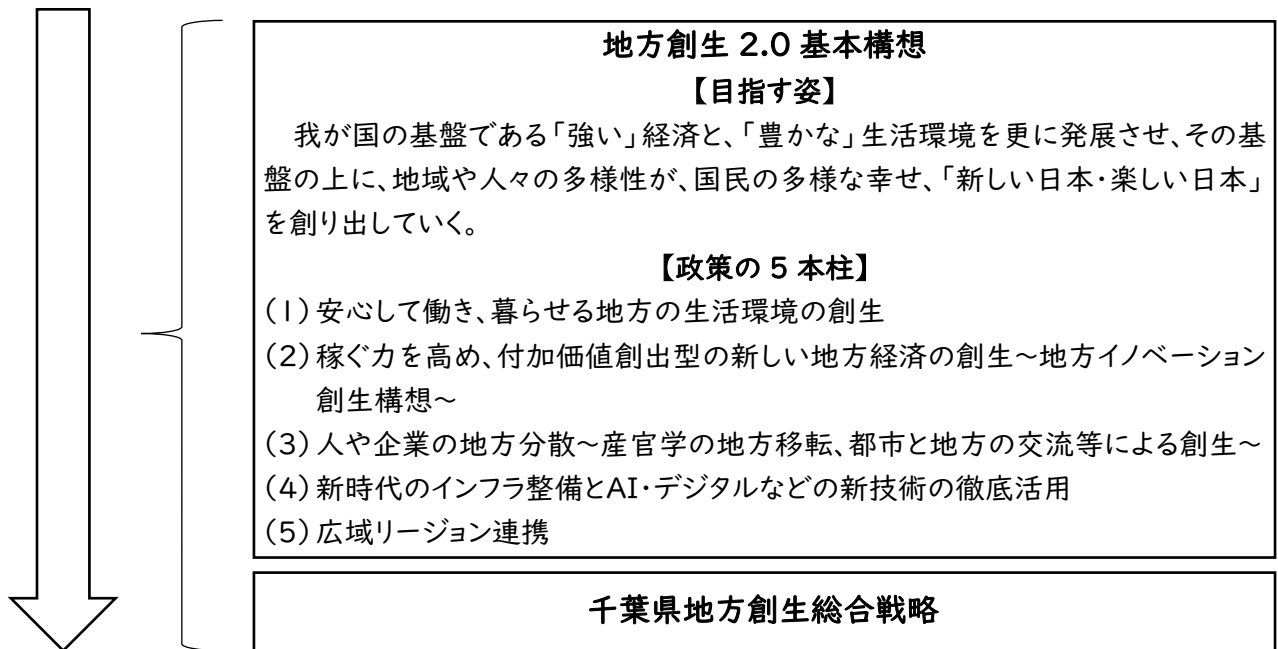
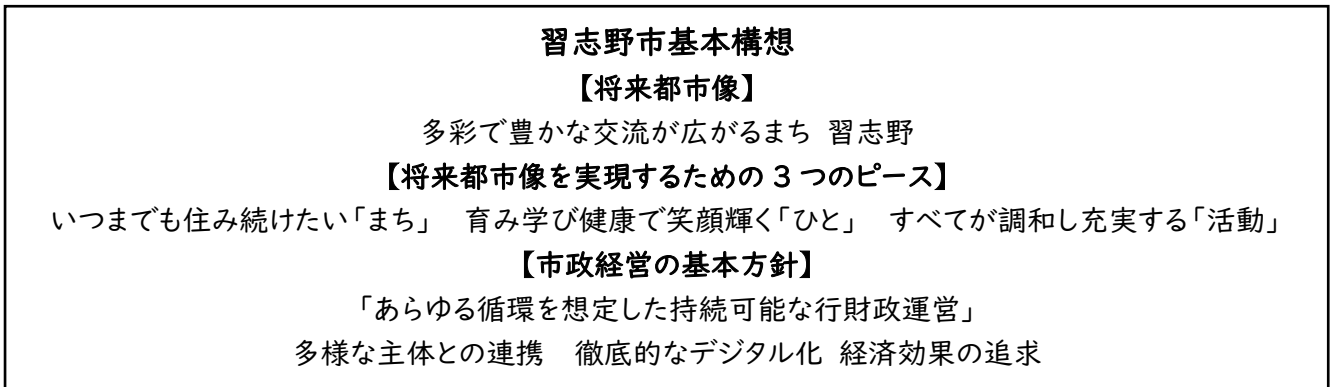
総合戦略(第3期)の計画期間は、一体的な計画として策定する習志野市前期基本計画との整合を図り、令和8(2026)年度から令和15(2033)年度までの8年間とします。なお、社会情勢の変化等を踏まえ、必要に応じて見直しを行うものとします。

2 基本目標と施策

(1) まち・ひと・しごと創生総合戦略(第3期)の基本目標

まち・ひと・しごと創生総合戦略(第3期)の基本目標は、習志野市基本構想の将来都市像及びその実現のための3つのピース、市政経営の基本方針との整合を図りつつ、「地方創生2.0基本構想」で示された「目指す姿」や「政策の5本柱」等を踏まえながら、以下のとおり設定します。

また、進捗状況を客観的に検証するため、基本目標ごとに実現すべき成果に係る数値目標、施策ごとに客観的な重要業績評価指標(KPI)を設定します。



(2) 基本目標と施策

基本目標 1 いつまでも住み続けたい 地域の特性を踏まえた機能的なまち

【基本目標の方向性】

すべての市民が便利で充実した暮らしができるまちを目指し、都市基盤の計画的な整備と適切な維持管理に取り組むとともに、循環型社会や脱炭素社会の実現に向けた活動など、環境にやさしいまちづくりを推進し、暮らしにゆとりと豊かさをもたらします。

また、ハード面とソフト面の両面から防災・危機管理体制や防犯、交通安全対策の強化を図ります。

さらに、都市機能の最適配置や新しいまちづくりに取り組むとともに、居住や産業等の都市機能と自然環境がバランス良く調和した土地利用を進め、まちの魅力や可能性を高めます。

<重要業績評価指標 (KPI)>

指標名	基準値	目指す方向 (R15)
20歳から39歳までの子育て世代人口の平均転入超過数	-19人 (R4~6平均)	↑
居住誘導区域内の人口密度	120.9人/ha (H27)	↑
自主防災組織の加入世帯数	50,874世帯 (R6)	↑
自主防災組織助成金の申請組織数	196団体 (R6)	↑

※目指す方向 (R15) は、指標の推移として望ましい方向 (↑増加、↓減少) を示すものです。

【該当施策】

前期基本計画の施策番号を掲載。重要業績評価指標 (KPI) は、各施策の指標とします。

施策番号 (章・節・項)	施策名 (項)
1-1-1	道路
1-1-2	ガス・水道・下水道
1-1-3	公園・緑地
1-1-4	地球温暖化対策・生活環境・自然環境
1-1-5	循環型社会
1-2-1	防災・危機管理
1-2-2	消防・救急
1-2-3	防犯・交通安全
1-2-4	消費生活
1-3-1	コンパクトなまち
1-3-2	市街地整備

基本目標 2 育み学び健康で笑顔輝く 若い世代・子育て世代の希望がかなうまち

【基本目標の方向性】

生涯にわたって健康で元気に暮らし続けることができるよう、医療と福祉、保健の充実を図ります。

また、こども・若者が持つ可能性を最大限に引き出し、自らの夢や希望を実現できるよう、教育、学習環境や人材育成の拡充を図るとともに、誰もが子育てをしやすい環境を整え、支援体制を強化します。

さらに、市民一人ひとりが互いに支え合いながら、未来を担うこども・若者から高齢者まで、すべての世代が輝き、躍動するまちを実現します。

<重要業績評価指標 (KPI)>

指標名	基準値	目指す方向 (R15)
健康寿命	男性:81.2 歳 女性:86.1 歳 (R4)	↑
特定保健指導実施率	21.6% (R5)	↑
保育所・幼稚園等への入所対象児童数	7,417 人 (R6)	↑
保育所等の待機児童数	2人 (R6)	↓

※目指す方向 (R15) は、指標の推移として望ましい方向 (↑増加、↓減少) を示すものです。

【該当施策】

前期基本計画の施策番号を掲載。重要業績評価指標 (KPI) は、各施策の指標とします。

施策番号 (章・節・項)	施策名 (項)
2-1-1	健康・医療
2-1-2	高齢者福祉
2-1-3	障がい福祉
2-1-4	地域福祉
2-2-1	こども・若者育成支援
2-2-2	学校教育
2-3-1	子育て支援

基本目標 3 すべてが協和し充実する 誰もが生涯にわたって活躍できるまち

【基本目標の方向性】

地域の中で国籍、人種、性別、年齢等に関係なく、平和を願いつつ市民同士がつながり、協力し合い、自分らしく暮らせるまちづくりを進めます。

また、様々な世代や立場の市民が主体的に学べる環境の充実や社会参加の機会拡大を図ります。

<重要業績評価指標 (KPI)>

指標名	基準値	目指す方向 (R15)
受理した町会・自治会変更届のうち、WEB(システム・メール)で提出された割合	27.59% (R6)	↑
公民館主催講座の受講者数	42,630 人 (R6)	↑
市内スポーツ施設の利用者数	415,262 人 (R6)	↑
町会・自治会等の高齢者ふれあい元気事業実施率	73.2% (R6)	↑

※目指す方向 (R15) は、指標の推移として望ましい方向 (↑増加、↓減少) を示すものです。

【該当施策】

前期基本計画の施策番号を掲載。重要業績評価指標 (KPI) は、各施策の指標とします。

施策番号 (章・節・項)	施策名(項)
3-1-1	地域コミュニティ
3-1-2	人権、男女共同参画、平和
3-1-3	多文化共生
3-2-1	生涯学習
3-2-2	文化芸術・歴史
3-2-3	スポーツ
3-2-4	多様な生きがいづくり

基本目標 4 魅力の向上による産業の活性化と雇用の創出 賑わいがうまれるまち

【基本目標の方向性】

新たな時代に対応した地域産業の振興を積極的に支援し活性化を図るとともに、地元での雇用創出と若者の定住促進を目指します。

<重要業績評価指標 (KPI)>

指標名	基準値	目指す方向 (R15)
市内法人数	3,505 法人 (R6)	↑
地域経済対策事業による市内事業所への発注件数	142 件 (R6)	↑
市内観光入込客数	439,553 人 (R5)	↑
ふるさと産品や習志野ソーセージを活用したイベントの実施回数	15 回 (R6)	↑
市民(15歳以上)の就業率	男性:62.1% 女性:47.6% (R2)	↑

※目指す方向 (R15) は、指標の推移として望ましい方向 (↑増加、↓減少) を示すものです。

【該当施策】

前期基本計画の施策番号を掲載。重要業績評価指標 (KPI) は、各施策の指標とします。

施策番号 (章・節・項)	施策名(項)
3-3-1	産業基盤
3-3-2	商工業
3-3-3	都市農業
3-3-4	シティプロモーション
3-3-5	就労・雇用